

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
久留米工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況.....	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生.....	17
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会貢献・地域連携.....	89
基準 B 国際交流.....	94
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧.....	98
VII. エビデンス集一覧.....	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と基本理念

・学校法人久留米工業大学（以下「本法人」という。）により設置されている久留米工業大学（以下「本学」という。）は、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。建学の精神を実現するために「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としている。「知」とは知識、技術や教養を表し、「情」とは人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靱な意志力、逞しい精神力を表すものである。この「知・情・意」をバランスよく教育し、習得させることによって「人間味豊かな産業人の育成」につながるという考え方に立つものである。

・「知・情・意」について述べれば、「知・情・意」は、本学学園歌の一節に謳われているように「技術の研え」、「心の花」、「不屈の意志」に通ずるものでもあり、4年間の大学教育において学生たちは「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことに励み、教員は学生にこれらを習得させるために必要な教育指導を行うことに全ての情熱を捧げることが求められることは言うまでもない。

・さらに、上記の建学の精神、基本理念に基づき、平成 28(2016)年度に将来の大学のあるべき姿として「2021 年ビジョン」を策定し、この中で目指す大学像を次のとおり掲げている。

- (1) "ひとりひとりの学生の才能を伸ばす"大学
- (2) "ものづくり産業人を育成する"大学
- (3) "地域の産業界から頼りにされる"大学

2. 大学の使命・目的

・本学は、建学の精神に基づき、久留米工業大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。

・また、大学院では、久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条において、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

・さらに、工学部各学科の教育研究上の目的を学則第 3 条の 2 に、大学院各専攻の人材養成の目的を大学院学則第 6 条の 2 において以下のように定めている。

2. 1 工学部

(1) 機械システム工学科

・機械工学及び IT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、ものづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科

・自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能など先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科

・建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科

・情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科

・工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

2. 2 大学院工学研究科修士課程

(1) エネルギーシステム工学専攻

・エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、リサイクル技術における研究能力、又はエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

(2) 電子情報システム工学専攻

・電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

(3) 自動車システム工学専攻

・先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。

3. 久留米工業大学の個性・特色

・本学は、久留米工業学園短期大学（昭和 41(1966)年 4 月開設）を前身として、昭和 51(1976)年 4 月、工学部 3 学科（機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科）によって開設された。令和 2(2020)年度は、短期大学開設から 55 年目、大学開設からは 45 年目を迎えている。その間、福岡県南部唯一の理工系大学として、産業人の育成を行ってきた。本学の個性・特色として以下の 4 点が挙げられる。

(1) 全国的にもユニークな特色を持つ学科

・開学当初より全国的にもユニークな学科を開設している。「交通機械工学科」では、強みとする「自動車コース」に加え、「航空宇宙工学」と「先進モビリティ技術（自動運転や人工知能）」の教育を充実させた「先端交通・航空宇宙コース」の 2 コースを設けているが、Tokyo2020 を機に MaaS（Mobility as a Service）開発に移行するモビリティ産業

のニーズに対応すべく、令和 3(2021)年度から「自動車コース」を「モビリティデザイン工学コース」とし、更に、「先端交通・航空宇宙コース」も宇宙開発領域を充実させて「航空宇宙システム工学コース」に発展させる。特に先進モビリティ領域では「平成 30 年度文部科学省 私立大学研究ブランディング事業」に採択されるなど、全国から高い評価を得ており、研究成果に基づく先進的な教育を行う体制を整えている。「建築・設備工学科」では、建築について学ぶと同時に、空調、給排水衛生、電気設備などの建築設備についても学ぶことができる。現在の学科編成は、これら 2 学科に加え、機械工学やロボット工学を学ぶ「機械システム工学科」、CG やネットワーク、ハード・ソフト開発技術を学ぶ「情報ネットワーク工学科」、ものづくりの立場から数学、理科の教員になることを目指す「教育創造工学科」の 5 学科から成っている。大学院修士課程には、「エネルギーシステム工学専攻」「電子情報システム工学専攻」「自動車システム工学専攻」の 3 つの専攻がある。

(2) 一人ひとりの顔が見えるアットホームな大学

・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 15 名と、小規模な工業大学であるため、教職員と学生一人ひとりの距離が近くアットホームな雰囲気に満ちている。教員は、少人数セミナーに代表されるように学生の個性に合わせたきめ細かな教育を入学から卒業まで実施している。また、クラブ活動、学園祭、学友会活動、ボランティア活動、ラーニングコモンズなどでは学生が主体となり教職員がサポートする形で、明るく楽しく、人間味の豊かさを育んでいる。

(3) 実践的ものづくり能力の育成

・実践的なものづくり能力を育成するため、少人数クラスで行う実験や実習の授業科目を多く設けている。また、学生たちの自主活動である学生フォーミュラプロジェクト、EV カートプロジェクト、加工プロジェクト、航空・ロケット研究会、ASURA、Picture 塾などを積極的に支援している。学生フォーミュラプロジェクトチームは車両開発技術を高めて毎年全国大会で好成績を残しており、航空・ロケット研究会もボーイングエクスターンシッププログラムで活躍するなど、本学学生の高い能力を示している。さらに、学科の垣根を超えたものづくり教育として、学科横断型ものづくりプロジェクトも実施している。このプロジェクトは、平成 29(2017)年度入学者からは各学科に選択科目「ものづくり実践プロジェクト」として単位認定を行うことで、学生のものづくり能力の評価も行う。これらの活動をサポートするものづくりセンターでは、各種講習会が開催されている。

(4) 就業力の育成

・本学では、特色ある学科が揃っており、就職率は毎年 9 割を超え、九州平均、全国平均を上回っている。更に良い就職の獲得を目指して就業力育成科目（1 年生～3 年生対象）を必修科目として編成し、職業、社会、経済、企業の動向などについての幅広い知見の育成や、コミュニケーション能力・国語能力の育成、また就職試験対策の指導などを行っている。また、就職支援を専門に行うキャリアサポートセンターを開設し、専任スタッフとして、これまで多くの企業に技術系の人材を送り込む業務を担当してきた人物を採用し、その経験を活かした就職支援を行っている。

・これからも、少人数のアットホームな雰囲気の中で、人間味豊かで実践的なものづくり能力を備えた、産業界から歓迎される人材の育成を続けていきたい。

・本学では、平成 28(2016)年度に、本法人が策定・推進する「実施計画」等を踏まえ、令和 3(2021)年度を目途として、建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」を具現化した大学像である「2021 年ビジョン」を策定した。このビジョンは、前述した本学の個性・特色を基本に時代の変化に合わせた大学が目指すべき姿を現したものである。現在、「2021 年ビジョン」で定めた教育・研究・社会貢献・経営の 4 分野で「アクションプラン 32」を「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」の中で実施しており、今後遂行される各種の施策や取り組みを通して目指す大学像を実現し、久留米工業大学の個性・特色を進化させていく。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 33(1958)年 8 月	学校法人久留米工業学園として設立認可
昭和 39(1964)年 2 月	久留米工業学園短期大学設置を理事会で決定
昭和 41(1966)年 2 月	久留米工業学園短期大学校舎完成（1 号館）
昭和 41(1966)年 4 月	久留米工業学園短期大学を設置 自動車工業科、自動車工業科第 2 部
昭和 41(1966)年 5 月	久留米工業学園短期大学実習場完成
昭和 44(1969)年 4 月	久留米工業学園短期大学 2 号館完成
昭和 45(1970)年 4 月	久留米工業学園短期大学に専攻科自動車工業専攻を設置
昭和 48(1973)年 3 月	久留米工業学園短期大学本館 3 号館完成
昭和 48(1973)年 4 月	久留米工業学園短期大学に設備工学科を設置
昭和 51(1976)年 1 月	法人名を学校法人久留米工業大学に変更
昭和 51(1976)年 4 月	久留米工業大学に工学部を設置 機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科
昭和 52(1977)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車工業専修を設置
昭和 53(1978)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車機械専修を設置
昭和 53(1978)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 20 周年記念式典
昭和 54(1979)年 2 月	久留米工業大学情報処理センター完成
昭和 54(1979)年 6 月	久留米工業学園短期大学を廃止
昭和 60(1985)年 4 月	工学部に電子情報工学科設置
昭和 61(1986)年 5 月	知能工学研究所を開設
平成 4(1992)年 4 月	整備技術教育センター完成（中尾山校舎）
平成 4(1992)年 7 月	本学本館完成
平成 6(1994)年 6 月	実験棟 A、B 完成
平成 6(1994)年 7 月	大学院設置認可申請書提出

久留米工業大学

平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置 エネルギーシステム工学専攻、電子情報システム工学専攻
平成 13(2001)年 4 月	3 年次編入制度導入
平成 14(2002)年 4 月	工学部に環境共生工学科を設置 機械工学科を機械システム工学科に名称変更 建築設備工学科を建築・設備工学科に名称変更 電子情報工学科を情報ネットワーク工学科に名称変更
平成 15(2003)年 3 月	知能工学研究所を廃止
平成 16(2004)年 6 月	久留米市内大学等单位互換に関する協定締結
平成 16(2004)年 12 月	大韓民国馬山大学との学術交流協定締結
平成 17(2005)年 4 月	工学部の各学科に専攻制導入
平成 17(2005)年 6 月	学校法人久留米工業大学創立 40 周年記念式典
平成 19(2007)年 4 月	工学部に教育創造工学科を設置 工学部の各学科の専攻制をコース制に変更 大学院工学研究科に自動車システム工学専攻設置、創造工房を開設
平成 19(2007)年 5 月	一級自動車整備技術教育センターを開設
平成 19(2007)年 9 月	(財) 日本自動車研究所との学術交流協定締結
平成 20(2008)年 8 月	大韓民国永進専門大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 3 月	別科自動車工業専修を廃止
平成 21(2009)年 4 月	地域連携推進室を設置
平成 21(2009)年 4 月	学習支援センターを開設
平成 21(2009)年 6 月	中国瀋陽理工大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 9 月	ものづくりセンターを開設
平成 22(2010)年 10 月	中国瀋陽大学との学術交流協定締結
平成 24(2012)年 4 月	キャリアサポートセンターを開設
平成 25(2013)年 9 月	図書館閲覧室にラーニングコモンズを設置
平成 26(2014)年 3 月	工学部環境共生工学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	学術情報センターを設置 (図書館と情報館を統合)
平成 26(2014)年 5 月	国立モンゴル科学技術大学との学術交流協定締結
平成 26(2014)年 7 月	地域連携センターを設置 (地域連携推進室とものづくりセンターを統合)
平成 27(2015)年 3 月	100 号館 (テクノみらい館) 完成
平成 27(2015)年 6 月	タイ国ラジャマンガラ工科大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 6 月	タイ国カセサート大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 50 周年記念式典
平成 27(2015)年 11 月	インテリジェント・モビリティ研究所を開設
平成 28(2016)年 4 月	基幹教育センター設置、IR 推進センター設置

久留米工業大学

平成 28(2016)年 11 月	インド国ラジャギリ工業技術大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 4 月	羽衣国際大学と包括連携協定締結
平成 29(2017)年 5 月	神奈川工科大学と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 6 月	久留米工業高等専門学校と連携・協力に関する覚書締結
平成 29(2017)年 8 月	中国安徽外国語学院と国際学術交流協定締結
	アメリカ合衆国セントラル・ワシントン大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 11 月	久留米大学と大学間連携協定締結
平成 31(2019)年 3 月	航空宇宙実習棟完成
令和 2(2020)年 4 月	AI 応用研究所を開設

2. 本学の現況

・ 大学名

久留米工業大学

・ 所在地

福岡県久留米市上津町 2228-66 (向野キャンパス)

福岡県久留米市上津町 2192 (中尾山キャンパス)

・ 学部構成

[工学部]

学 部 名	学 科 名
工 学 部	機械システム工学科
	交通機械工学科
	建築・設備工学科
	情報ネットワーク工学科
	教育創造工学科

・ 大学院構成

[大学院工学研究科 (修士課程)]

研究科名	専 攻 名
工学研究科	エネルギーシステム工学専攻
	電子情報システム工学専攻
	自動車システム工学専攻

・ 学生数、教員数、職員数（令和2年5月1日現在）

【学部 of 学生数】

単位：人

学 部	学 科	在 籍 学 生 数				合 計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
工学部	機械システム 工学科	63	70	52	46	231
	交通機械 工学科	57	55	55	68	235
	建築・設備 工学科	122	106	97	98	423
	情報ネットワーク 工学科	117	120	81	74	392
	教育創造 工学科	46	46	35	37	164
計		405	397	320	323	1,445

【大学院修士課程 of 学生数】

単位：人

研究科	専 攻	1 年次	2 年次	合計
工学研究科	エネルギーシステム 工学専攻	7	6	13
	電子情報システム 工学専攻	1	4	5
	自動車システム 工学専攻	8	4	12
	計	16	14	30

【教員数】

単位：人

	教授	准教授	講師	助教	合計
機械システム工学科	5	3	0	0	8
交通機械工学科	7	4	0	5	16
建築・設備工学科	5	3	1	1	10
情報ネットワーク工学科	5	4	1	0	10
教育創造工学科	5	3	0	0	8
共通教育科 他	7	4	0	1	12
計	34	21	2	7	64

*学長含まず

【職員数】

単位：人

正職員	34
嘱託職員	2
臨時職員・その他	22
計	58

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

・本学の学部及び大学院の使命・目的については、本学の建学の精神及び教育理念に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、また大学院学則第 2 条に「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】

・さらに、工学部各学科の教育研究上の目的については、学則第 3 条の 2 に、大学院各専攻の人材養成の目的については、大学院学則第 6 条の 2 において、具体的かつ明確に定めている。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 1-1-2】 久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

【資料 1-1-3】 久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-1-4】 久留米工業大学大学院学則第 6 条の 2（人材養成の目的）

1-1-②簡潔な文章化

・本学は建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、教育の理念を「知・情・意（知を磨き、情を育み、意を鍛える）」と定めており、本学の目的及び使命である「深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」ことを簡潔に表現している。また、建学の精神、教育理念及び教育目的については、「大学案内」、「大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項」、「久工大だより」、「学生便覧」に簡潔な文章で明示するとともに、大学ホームページでも掲載している。【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】 【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】 【資料 1-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-5】久留米工業大学 2021 大学案内 (20 ページ)

【資料 1-1-6】2020 年度大学院工学研究科 (修士課程) 学生募集要項・案内 (1 ページ)

【資料 1-1-7】「久工大だより」第 76 号 (2 ページ)

【資料 1-1-8】2020 学生便覧 (6 ページ)

【資料 1-1-9】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

1-1-③個性・特色の明示

・本学では、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」ことを教育理念としてきた。そして、本学のビジョンとして「ひとりひとりの学生の才能を伸ばす大学」「ものづくり産業人を育成する大学」「地域の産業界から頼りにされる大学」の 3 つを掲げ、大学ホームページにおいて明示している。【資料 1-1-10】

・本学は、小規模大学であることを活かして、学生個々人の能力・意欲に合わせた学修・生活指導を行っており、平成 28(2016)年度には基幹教育センターを開設し、リメディアル教育や e ラーニングを導入した入学前教育を実施し、基礎から確実に身につける教育を行っている。また平成 27(2015)年度に開学 50 周年を記念して、環境技術を最大限導入し、それを体験できる施設として「テクノみらい館」を建設し、その後も最新技術を融合した未来のモビリティ社会を研究する「インテリジェント・モビリティ研究所」の設置、セスナ 2 機と自動車実習スペースを配置した「航空宇宙実習棟」の建設等、充実した教育施設による実践的なものづくり教育を行っている。平成 21(2009)年 7 月に完成した「ものづくりセンター」では、工作機械や溶接設備、3D プリンタやレーザーカッター等の各種加工装置を集積した「ものづくりの拠点」として、学生の研究活動だけではなく、地域の教育・研究の拠点としても利用できるよう、整備されている。さらに、本学はクラス担任やキャリアサポートセンターによる支援により、一人ひとりをサポートできる体制を築いており、高い就職率を保っている。【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】

・学生個々人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、本学の教育目的である学則第 1 条「高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」を反映した人材育成が行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-10】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

【資料 1-1-11】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(学生生活⇒基幹教育センター)

【資料 1-1-12】大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>

(施設・設備⇒100 号館 (テクノみらい館))

【資料 1-1-13】 大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)

【資料 1-1-14】 交通機械工学科紹介リーフレット

【資料 1-1-15】 大学ホームページ <https://kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒ものづくりセンター)

1-1-④変化への対応

・使命や目的を達成するための教育を当初は「工学の基礎を重視した教育」と標榜していたが、平成 25(2013)年に、ものづくりに主眼をおき「実践的ものづくり能力を育む大学」「ものづくりの楽しさを発信する大学」と変化させ、平成 28(2016)年度に、本法人が策定・推進する「第 1 次後期実施計画 (2016 年度～2018 年度)」等を踏まえ令和 3(2021)年度を目途とし、大学が目指すべき姿を明らかにした「2021 年ビジョン」を策定し、大学ホームページにおいて公開している。

・これは、本学の建学の精神、教育の基本理念を踏まえ、「ひとりひとりの学生の才能を伸ばし、グローバルな視点を持つものづくり産業人を育成し、地域の産業界から頼りにされる、大学となる」という明確で理解しやすい目標を目指す大学像として掲げているもので、全ての活動を 4 つの分野 (①教育②研究③社会貢献④経営) に分け、「アクションプラン 32」の実施を通じて社会情勢などに対応しつつ推進を図っている。【資料 1-1-16】

・さらに、「第 2 次前期実施計画 (2019 年度～2021 年度)」では、「2021 年ビジョン」に示された「アクションプラン 32」の取り組み及び認証評価基準項目を踏まえ、実施計画の策定を行い、令和元(2019)年度から実施している。【資料 1-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-16】 大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp
(大学案内⇒久留米工業大学 2021 年ビジョン)

【資料 1-1-17】 学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

・本学の使命・目的及び教育目的については、具体的かつ明確で簡潔な文章表現で説明しており、学生の教育・指導に反映できるよう努めている。今後も社会情勢の変化に応じて、使命・目的の検討を継続的に行う。

・また、本学の使命・目的に基づき、将来ビジョンについても見直しを図り、次期の「第 2 次後期実施計画 (2022 年度～2024 年度)」の策定に反映しうよう、改善・向上方策を検討していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

・本学の使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的は、学則及び大学院学則に具体的に明文化されており、それらの制定・改正は、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会で審議され、教授会、大学院研究科委員会において意見を聴き学長が決定した後、学校法人久留米工業大学理事会・評議員会の議を経て承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 2019 年度学科長会議議事録

【資料 1-2-2】 令和元年度理事会・評議員会議事録

1-2-② 学内外への周知

・本学の建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、学則、学生便覧、本学ホームページ、大学案内、久工大だより等に明記されており、教職員のみならず在学生、保護者、高校生、卒業生、社会一般の方など全てのステークホルダーに理解してもらえるように周知している。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】

・また、本館 2 階の事務フロアや本館 4 階ホール、体育館に「建学の精神」「教育理念」を掲示することにより、学生や教職員への周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-3】 久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-2-4】 2020 学生便覧（6 ページ）

【資料 1-2-5】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 1-2-6】 久留米工業大学 2021 大学案内（20 ページ）

【資料 1-2-7】 「久工大だより」第 76 号（2 ページ）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

・本学は、基準 1-1-④で示したように、建学の精神に基づき、「2021 年ビジョン」を策定しており、このビジョンの実現に向けた具体的な目標を設定するため、「第 1 次実施計画（2013 年度～2018 年度）」に引き続き、「第 2 次実施計画（2019 年度～2024 年度）の前期計画（2019 年度～2021 年度）」を策定し、本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映できるようにしている。【資料 1-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-8】学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書(2019 年度～2021 年度)

1-2-④三つのポリシーへの反映

・大学の使命・目的を達成するための具体的な方策として、3 つのポリシーを定めている。

1) 工学部

【ディプロマ・ポリシー】

・ディプロマ・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、それを実現するために「知・情・意」を教育の理念としています。すなわち大学教育において「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことにより、深く工学に関する専門の学術を教授、研究し、幅広い教養を身につけた社会人の育成を目的とします。』と記載し、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び学則第 1 条に規定する目的を反映させている。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

【カリキュラム・ポリシー】

・カリキュラム・ポリシーの冒頭には、「本学のディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、入学してくる多様な学生に対して共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。」と記載し、建学の精神及び目的を念頭に置いたカリキュラム・ポリシーとしている。【資料 1-2-11】

【アドミッション・ポリシー】

・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」ことを教育理念としています。』と記載し、「ものづくりに興味を持ち、大学の基本方針に共感し、本学での学業を通し、将来社会で役立つ実力及び技術を身につけ、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-2-12】

2) 大学院工学研究科修士課程

【ディプロマ・ポリシー】

・ディプロマ・ポリシーには、「本学の建学の精神、教育理念、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに到達すべき目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（工学）の学位を授与する。」と記載し、また、ディプロマ・ポリシーの各項目が示すとおり、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び大学院学則第 2 条に規定する目的を念頭に置いた内容となっている。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

【カリキュラム・ポリシー】

・カリキュラム・ポリシーには、「本学のディプロマ・ポリシーを保証するために、以下のような方針でカリキュラムを構成する。」と記載し、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している。カリキュラム構成の方針は以下のとおりである。

・工学研究科での学修は、学士課程教育での学修効果を踏まえて、より高度な専門性とともに、高い倫理性、他分野に対する幅広い理解を身につけさせる。

・教育課程の編成に当たっては、講義科目、演習科目、実験・実習科目の効果的な連携を図り、基礎から応用まで広い専門知識を身につけさせる。

・学生の主体的・能動的な学修・研究を促す教育・研究活動を行い、その学修成果を多面的に評価し、学修・教育目標を達成させる。

また、共通科目として、高度なコミュニケーション能力とグローバル化に対応する人材を育成するために英語教育を行い、国際的視野を身につけさせる。【資料 1-2-15】

【アドミッション・ポリシー】

・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『久留米工業大学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」としている。本学大学院では、「学部における一般的並びに専門的な学力を持つ人に、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的としています。』と記載し、「ものづくりに強い興味を持ち、さらに高度の技術力を身につけて、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-9】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のディプロマ・ポリシー)

【資料 1-2-10】 久留米工業大学学則第1条（目的及び使命）

【資料 1-2-11】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のカリキュラム・ポリシー)

【資料 1-2-12】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー)

【資料 1-2-13】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のディプロマ・ポリシー)

【資料 1-2-14】 久留米工業大学大学院学則第2条（大学院目的）

【資料 1-2-15】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー)

【資料 1-2-16】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒3つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー)

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

・本学の教育研究上の目的は、学則第3条の2及び大学院学則第6条の2に定められて

久留米工業大学

おり、その目的を達成するための教育研究組織として、工学部 5 学科と大学院工学研究科 3 専攻を設置している。また、大学設置基準第 6 条第 1 項に掲げてある要件を備えた組織として学術情報センター（図書館、情報館）、地域連携センター（地域連携推進室、ものづくりセンター）を設置しており、さらに、キャリアサポートセンター、基幹教育センター、インテリジェント・モビリティ研究所、AI 応用研究所等の設置により、学生が実践的なものづくりを学び、地域の教育・研究の拠点としての役割も果たしており、本学の使命・目的及び教育目的に沿うものであるといえる。「図 1-2-1」に本学の組織図を示す。

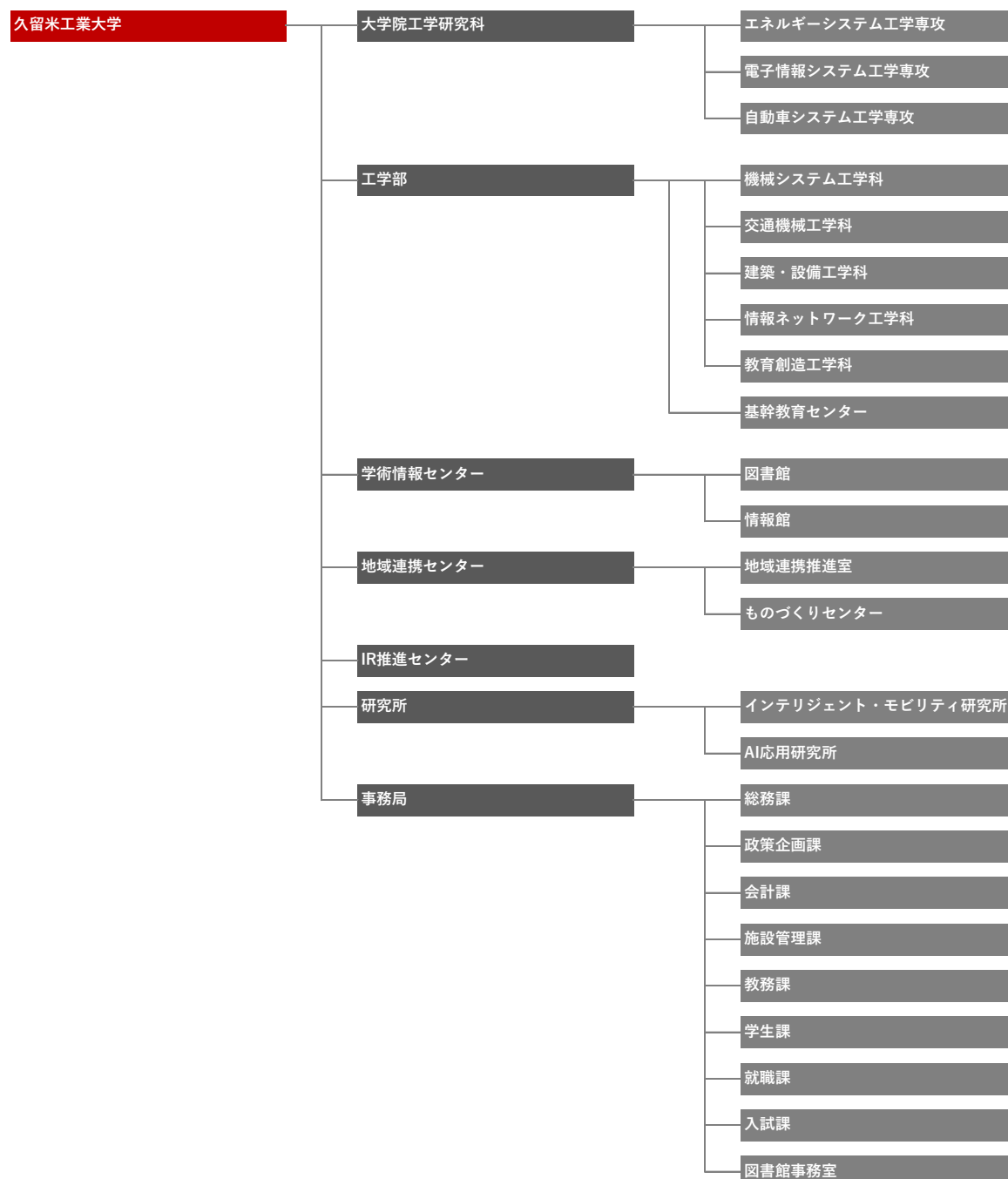


図 1-2-1 大学組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、財政計画と連動し、令和元(2019)年度から実施中の「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」にも反映させ、それを通じて教職員全体に浸透しているが、個性・特色の明示及び法令への適合性といった条件を確保しつつ、継続的に必要に応じた見直しを図る。
- ・ 学外に向けては、これまでも本学の教育目的等の周知を図ってきたところであるが、今後は、特に高校生や保護者をはじめ高等学校関係者等への理解促進のため、本学の特色を更に活かし、広報活動に力を入れていきたい。

【基準1の自己評価】

- ・ 建学の精神と教育理念に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔な文章で明文化しており、学生の教育・指導に反映できるように努めている。また、教職員、学生、保護者、学外の方々へ大学ホームページ等による公表を行うとともに、各種の学校行事等を通じての理解促進を図っている。
- ・ 使命・目的及び教育目的は、本学が目指すべき姿（ビジョン）を踏まえた実施計画やポリシーに反映されている。実施計画等は全ての教職員参画のもと原案を作成し、理事会、評議員会の審議を経て決定されている。
- ・ 大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、各学科やコース、研究科、専攻を適切に設置しており、学内の教育研究組織の強化に努めている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的の設定と反映を適切に行っており、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

・本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体のアドミッション・ポリシー及び学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像や資質及び入学者選抜の基本方針を明示している。

・大学院についても同様に本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学院全体のアドミッション・ポリシー及び専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明示している。

・アドミッション・ポリシーの周知については、受験生、保護者、高等学校及び社会一般に対して、大学案内、入学試験実施要項、大学院工学研究科入学試験実施要項、本学ホームページ等で明示している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 久留米工業大学 2021 大学案内（20 ページ）

【資料 2-1-2】 2020 年度入学試験実施要項（1～3 ページ）

【資料 2-1-3】 2020 大学院工学研究科（修士課程）入学試験実施要項・案内（1～2 ページ）

【資料 2-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-5】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学試験の概要

【工学部】

・アドミッション・ポリシーに沿って、多様な資質を持った学生の受入れを実施していくために、工学部では次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) AO 入試

・プレゼンテーション、面接、調査書により本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等

含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、調査書により本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、高校在学中の学力も評価の対象としている。また、志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(4) センター試験利用入試

・大学入試センター試験の成績を重視するが、高校在学中の学力も評価の対象としている。また、志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(5) 外国人留学生入試

・プレゼンテーション、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(6) 社会人入試

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、基礎学力試験を行い、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(7) 編入学入試

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

[大学院工学研究科修士課程]

・大学院工学研究科修士課程では、次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) AO 入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的

に選抜を行っている。

(4) 社会人特別選抜入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。(研究機関、教育機関、企業等に勤務していて入学後もその身分を有し、所属長からの推薦を受けた者を対象とする。)

(5) 外国人留学生一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

以上のように、工学部・大学院それぞれの入試制度(入学者選抜方針)において、アドミッション・ポリシーに基づいた公正な選抜の実施を行っている。

2) 実施体制とその検証

・入学者選抜については、入試委員会規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要の策定を行い、教授会の意見を聴き学長が決定している。【資料 2-1-6】

・入試問題の作成及び採点に当たっては、学長より委嘱された各科目の出題委員及び採点委員が相互に点検を行い、ミス防止に努めている。

・入学試験の実施については、各入試制度の実施要項を作成し、事前に担当者と実施に伴う注意事項の連絡等について打ち合わせを行い、体制を整えて実施している。

・入学試験の合否判定については、入学試験判定委員会規程に基づき、「入学試験判定委員会」において適切かつ公正な選抜を行っている。【資料 2-1-7】

・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行うっていくために、毎年度「入試委員会」及び「入学試験判定委員会」において検証を行うとともに、内容について見直しを図っている。令和元(2019)年度新入生アンケートでは、アドミッション・ポリシーの周知率が約 70%であり、一般入試とセンター試験利用入試区分における入学者の周知率が低かったため、これらの入試区分でも志望理由書を選抜方法に導入し、アドミッション・ポリシーの周知率改善の方策としている。【資料 2-1-8】

・大学院についても同様に、大学院研究科運営委員会規程に基づき、「大学院研究科運営委員会」において適切かつ公正な入学者の受入れを行うとともに併せて検証も行っている。

【資料 2-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-6】 久留米工業大学入試委員会規程

【資料 2-1-7】 久留米工業大学入学試験判定委員会規程

【資料 2-1-8】 令和元年度新入生アンケート用紙・結果

【資料 2-1-9】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・工学部の過去5年間の志願者数、入学者数、入学定員充足率及び収容定員充足率は【データ編・共通基礎様式2】のとおりで、学科別の在籍者の推移は【データ編・表2-1】のとおりである。

・各学科の適切な学生受入れ数を維持していくために、令和元(2019)年度から、大学全体の入学定員を290名から320名に拡充した。具体的には、交通機械工学科の入学定員を80名から70名に、建築・設備工学科の入学定員を60名から80名に、情報ネットワーク工学科の入学定員を70名から80名に、教育創造工学科の入学定員を30名から40名にそれぞれ変更した。

・定員拡充後の定員充足率は、学科によって違いはあるが、大学全体としての入学定員充足率は令和2(2020)年度が127%で、大学全体としての収容定員充足率は、令和2(2020)年度が115%となっており、直近の4年間では、入学定員、収容定員ともに充足している。

【資料2-1-10】 【資料2-1-11】

・学科別に見ると、定員未充足の学科と定員充足率が高い学科がある。

・定員未充足の交通機械工学科については、先端交通（自動運転）分野と、航空宇宙領域のPRを強化することから、令和3(2021)年度から「先端交通・航空宇宙コース」を「航空宇宙システム工学コース」に、「自動車コース」を「モビリティデザイン工学コース」に変更し、新たなモビリティ社会に対応した教育研究体制を確立していくことを企画会議で決定している。

・定員充足率が高い建築・設備工学科と情報ネットワーク工学科については、教員の配置やクラス分け授業の実施等により、教育上支障のないように配慮しているが、令和3(2021)年度以降は入試区分ごとに定員管理の厳格化に努め、収容定員充足率に留意していく。

・大学院の志願者数及び入学者数は【データ編・共通基礎様式2】のとおりで、専攻別の在籍者数の推移は【データ編・表2-2】のとおりである。過去5年間の定員充足率は、専攻によって違いがあるが、大学院全体としての定員充足率は平成30(2018)年度までは100%を大きく下回っていたが、令和2(2020)年度には、入学定員充足率及び収容定員充足率も100%を満たしており、入学定員、収容定員ともに充足できている。【資料2-1-10】

【資料2-1-12】

・今後も、大学院の適切な学生受入れ数を維持していくために、本学の学部学生に対して大学院進学ガイダンスを研究室単位で行い、大学院進学におけるメリットや進路などを示すことで、学部学生が進学意欲を持って進学することによって、大学院の定員が充足できるように努めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-10】 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 【データ編・基礎様式2】と同じ

【資料2-1-11】 学部・学科別在学者数（過去5年間） 【データ編・表2-1】と同じ

【資料2-1-12】 研究科・専攻別在学者数（過去3年間） 【データ編・表2-2】と同じ

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

・入試制度については、文部科学省の「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）【平成 29 年 7 月 13 日付、29 文科高第 355 号】」に基づき、平成 29(2017)年度に「入試改革ワーキンググループ」を設置し、「2021 年度入学者選抜の基本方針等についての予告」についての素案を作成し、入試委員会及び教授会で審議を行った。今後はこの予告を基に、令和 3(2021)年度入試の内容について入試委員会において決定し、公表を速やかに行う。

・令和 2(2020)年度の収容定員充足率は、大学全体としては 115%である。しかしながら、一部の学科で定員の未充足や 1.3 倍を超える学生受入れとなっており、今後は各学科、入試委員会及び入学試験判定委員会においても、適切な学生受入れ数が維持できるよう努めていく。

・特に、定員未充足の学科については、女子学生や留学生の獲得にも目を向けるとともに、社会や受験生のニーズを踏まえた上で、本学の強みや特色を最大限活用し学修者本位の魅力的な教育になるように転換を図る。本学は、文部科学省の実施する「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」の支援対象校に選定され、本事業の一環で高校生ステークホルダー調査を行った。その結果に基づき、「福岡一小さな工業大学だからこそ解決できることがある」というブランドコンセプトを打ち立て、地元に着目し地域の課題を見逃さず、スピード感をもって課題解決に取り組みながら、持続可能な社会の構築に貢献できる創造力（ものづくり）・課題解決力（地域貢献）を身に付けた学生を輩出することにより、筑後地域における本学のレピュテーション向上を目指す。

・また、高校生ステークホルダー調査の結果に基づき、工学部については次のような改善方策を行う。

・機械システム工学科は、工学系志望者のニーズに合わせ、電気・電子分野やプログラミング教育を強化し、受験者層の拡大を図る。

・交通機械工学科は、新入生アンケート調査では、本学が第一希望と回答した学生が約 90%であり入学者のニーズと教育シーズが合致している。しかし、受験生における母集団が少ないと想定されるため、ICT・AI といったモビリティ周辺技術を強化・広報することで、受験者層の裾野を広げ、更なる受験生の確保を目指す。

・建築・設備工学科は、地域課題の事例を引き続き増やししながら、教学マネジメントの観点から学生の成長の可視化に取り組み、地域の課題を解決する学生が育つイメージを打ち出し安定した学生募集へとつなげる。

・情報ネットワーク工学科は、地域課題解決の事例を増やすため、地場企業との包括連携を強化し、九州 IoT コミュニティに参加する等、地域課題解決の実践の場を増やし教育力をアピールする。

・教育創造工学科は、教育現場で必要となっている e ラーニング教材や e ポートフォリオ作成、プログラミング技術を身に付ける教育により教員養成の付加価値を高め、卒業しても学科卒業生教員を対象に勉強会の企画・開催を通して教育力を向上する支援を行い、ブランド力を高める。

・大学院については、大学ホームページに掲載している大学院進学情報等の内容について見直しを行っている。今後も、ホームページを中心に積極的に情報発信を行い、大学内外の方に対して本大学院に進学することのメリットや進路情報を開示することで、より多様

な学生の受入れ及び適切な学生受入れ数が維持できるように努めていく。併せて外国人留学生の受入れについても入学者選抜の見直しも含め、柔軟に対応していく。

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・円滑な教職員協働による学修支援を行うために、本学では、事務局各課が各種委員会の事務局となり、また、委員として参画しており、教員と職員が互いに連携をとりながら教育活動を支援している。

・本学では、全ての学年において、学生一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、クラス担任制を採用している。年度初めのクラス担任説明会において、学修支援及び学生生活支援としてクラス担任の業務についての説明を行い、学生への支援体制を整えている。また授業回数 5 回（前・後期ともに 3 回）ごとに出席調査を行い、出席不良の学生については教務課より保護者に通知の上、クラス担任が面談を行うようにしている。さらに、早期より出席不良の学生を把握するため、各学期の始まりに、必修科目を 2～3 回欠席した学生に対して調査を実施している。学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般について相談に応じ、指導と助言を行っている。また、本学では Semester ごとに保護者へ学生の成績を郵送で通知している。【資料 2-2-1】

・本学では、平成 28(2016)年 4 月に基幹教育センター（以下「本センター」という。）を開設し、多様な学修歴を持つ入学生への初年次教育のサポート及び在学生の学修支援を行っている。平成 30(2018)年度には、本センターを改編し、数理基礎教育部門、学士課程基礎教育（ラーニングコモンズ(LC)）部門、教学 IR 部門を置いて学修支援体制を整えた。

【資料 2-2-2】

・本センターの活動は、学生への質問対応や試験対策などの支援を個別に行うとともに、学修不足が懸念される学生には、センターから呼びかけし、指導を行っているため、センター利用の学生が増加することを踏まえ、令和元(2019)年度から非常勤講師 2 名を増員した。また、上記の学修支援に加え、LC プロジェクトを平成 31(2019)年 4 月から始動し、キッコロ（K.I.T.Colloquium、久留米工業大学学際発表会）を主催し学生と教員との間のコミュニケーションを促している。また、センターユーザー学生懇談会を毎年開催し、学生の意見を本センター運営に積極的に取り入れている。【資料 2-2-3】

・令和元(2019)年度の利用者は、設立年度から大幅に増え、徐々に認知度が上がってきた。ただし、増加率は減少傾向があり、利用者数に頭打ちが見られる。また、利用者の用途も多様化し、専門的な内容の質問があり、本センターでは対応できないこともある。以上のことから令和 2(2020)年度においては、学生への学修支援を行うため本センターの認知度の更なる向上や、専門的な質問に対応すべく各学科の教員と学生をつなぐ役割を本センタ

一が担うということがあげられる。【資料 2-2-4】 【資料 2-2-5】

・高等学校における理数科系科目の履修状況が多様化し、入学者に対して相応の支援が必要な状況にあることから、本学では入学前教育を実施している。AO、推薦入学予定者は12月上旬から入学までの期間、eラーニングによる入学前教育を実施している。入学前教育の習熟度によっては、入学後、本センターにおいてリメディアル教育を実施している。

【資料 2-2-6】

・新入生に対し、学生課がオリエンテーションとして、入学式当日から3日間の日程で実施している。入学式当日は、新入生に大学の紹介と交通安全講習会を実施し、交通マナーと事故防止等の啓発を行う。保護者へは学生指導等のスケジュールを説明している。2日目は、大学内施設の説明や履修指導、健康診断及び久留米市からの職員を招いて地域の案内（ゴミだし等）を行う。3日目は、薬物乱用防止に関する講演会を実施するなど、3日間で大学生としての心得を学べるようにしている。【資料 2-2-7】

・学術情報センター情報館では、教育支援システム（G Suite for education 等）の提供、PC教室の授業・自習の両面的利用の支援、PC教室の情報機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援、学内無線LANの接続支援、PC教室の情報機器・ソフトウェアの利用方法に関する講習会の開催など、担当教員と情報館技術職員が協働して学修支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 2019年度クラス担任一覧

【資料 2-2-2】 久留米工業大学基幹教育センター規程

【資料 2-2-3】 令和元年度 センターユーザー学生懇談会録

【資料 2-2-4】 基幹教育センターニュース No.9～No.10

【資料 2-2-5】 久留米工業大学基幹教育センター年報第3号

【資料 2-2-6】 「入学前教育のご案内」

【資料 2-2-7】 平成31年度新入生オリエンテーション日程表（工学部・大学院・編入生）

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に基づき、一人ひとりの障がいについて教員、職員が配慮した環境を整えている。「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」に基づき学生相談室の臨床心理士と医務室員、学生課にて個人の面談を行い、最善の対応を話し合い、担当学科に連絡を行うことで、情報の共有を行っている。また、入学後の経過については、本人へ医務室員が連絡を取り、現状の把握を行い、更なる改善に向けた対応を行っている。【資料 2-2-8】

・本学では、全ての教員にオフィスアワーの時間を設定しており、掲示板や大学ポータルサイト及び各教員の研究室入口にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じている。現実には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生が多い。大学が小規模であることもあって、教員と学生の間で面談時間の調整をすることは容易である。【資料 2-2-9】

・平成7(1995)年に大学院が開設され、学修支援の一環として、平成21(2009)年度からチ

ューター制度、平成 27(2015)年度に教育的補助員(TA)制度を導入して、担当教員とともに、授業及び実習・演習の科目の支援を行っている。

・TA 制度の充実を図るため、平成 27(2015)年度に「大学院ティーチング・アシスタント規程」を制定し運用を開始しているが、平成 30(2018)年度から、TA に対する研修制度を設け、必ず研修を受けるように義務付けた。【資料 2-2-10】 【資料 2-2-11】

・多様な学修履歴を持つ入学生においては、授業補佐として TA を活用し、学力の向上が見受けられた。更なる学修支援の充実を図るため、教員及び TA とともに教育補助としてスチューデント・アシスタント(SA)の活用を行うため、平成 27(2015)年度に制定されたスチューデント・アシスタント規程について、令和元(2019)年度に教務委員会において規程を見直し、運用している。【資料 2-2-12】

・中途退学、休学及び留年への対策については教務委員会で継続的に審議されており、退学の事由について、引き金となる要因等をIR推進センターにて検証している。

・出欠調査で欠席回数が増える前にクラス担任が面談をして指導する、学生生活に不安がある場合はクラス担任、担当職員やスクールカウンセラー等に相談を受ける体制を取っている。また、学修に不安がある場合は基幹教育センターにて学修支援ができる体制を取っている。【資料2-2-13】

・平成30 (2018)年度入学生から導入した「パソコン必携制度」では、100号館の講義室でパソコンを使った授業ができるようWi-Fi環境を整備し、令和元(2019)年度に残りの講義室のWi-Fi環境を整備した。【資料2-2-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-8】 久留米工業大学障がい学生支援のガイドライン

【資料 2-2-9】 2019 年度オフィスアワー一覧

【資料 2-2-10】 久留米工業大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-11】 TA 研修会開催案内

【資料 2-2-12】 久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程

【資料 2-2-13】 退学状況調査票

【資料 2-2-14】 PC 必携化の案内(合格者配布用)

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・基幹教育センター・学生相談室等の活性化を図り、学生のサポートが更なる充実したものとなるために関係教職員の活動が適切に緻密に行えるような仕組みを確立する。

・SA 制度を活用したアクティブ・ラーニング授業を開始したが、令和元(2019)年度の対象授業科目数、対象科目の選択方法内容を検証し、令和 2(2020)年度に一層充実させる。

・令和元(2019)年度の LC プロジェクト活動の検証をする。

・将来的にはオンラインチャットボットによる人工知能を活用した自動会話プログラムを利用して学生指導を行うシステムの構築を検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) キャリア教育のための支援体制の整備

- ・教育課程内では、各学年にキャリア教育に関する科目を設けている。【資料 2-3-1】
- ・必修科目として、1年次に「就業力基礎」、2年次に「就業力育成セミナー」、3年次に「就業力実践演習」を開講している。また、選択科目として、3年次に「就業指導Ⅰ」「就業指導Ⅱ」を開講し、模擬面接や適性テスト及び各種就活セミナー等実践的なプログラムにより、社会における技術者の役割や技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し身に付けられるようにしている。【資料 2-3-1】
- ・1年次には選択科目として、「文章表現法」を開講し、各自の将来設計や自己表現について深く考え、レポートにまとめている。1年次開講科目を学んだ後、これまでの履修科目を確認した上で、自らの専門領域を決め、2年次以降の履修計画と学修計画を立案している。【資料 2-3-2】
- ・「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」とも連携しながら、進路開拓、企業説明会の実施、インターンシップ運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。【資料 2-3-3】 【資料 2-3-4】 【資料 2-3-5】 【資料 2-3-6】
- ・企業内での就業体験を行う「インターンシップ」の機会を提供し、実務経験を通じたキャリア形成の意識醸成に努めている。令和元(2019)年度は、自治体と連携し地元企業の「インターンシップ合同説明会」を5月に実施し学生47名が参加した。また「合同企業説明会」を6月に実施し学生25名（卒業生1名を含む）が参加した。
- ・地元金融機関との連携協定に基づくインターンシップ事業「社長のかばん持ち体験」を昨年度に引き続き実施した。令和元(2019)年度は、5社の受入企業に5名の学生が参加し、8月にビジネスマナー等を含む事前研修、8月～9月の2日間の体験実習、10月と11月にPowerPoint講習並びに報告発表練習を実施し、12月に報告会を開催した。
- ・令和元(2019)年度に実施した各種インターンシップへの参加学生数（1day インターンシップを含む）は238名であった。【資料 2-3-7】 【資料 2-3-8】 【資料 2-3-9】 【資料 2-3-10】 【資料 2-3-11】 【資料 2-3-12】 【資料 2-3-13】
- ・学生の就職活動を支援するため、交通費支援制度を設け、就職試験及び会社説明会等の就職活動の際の交通費（一部）支援を引き続き行っている。【資料 2-3-14】
- ・教育課程外では、就職課（キャリアサポートセンター）において、毎年度、MOS資格講座、TOEIC資格講座を開講している。令和元(2019)年度は、MOS(Excel)資格講座に23名、MOS(Word)資格講座に23名の学生が受講した。その他、TOEIC資格講座に、34名の学生が受講した。また、学生課と連携した資格取得支援を行い、学生のキャリア形成のサポートに努めている。【資料 2-3-15】 【資料 2-3-16】 【資料 2-3-17】

2) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備

・教学組織の「キャリアサポートセンター運営委員（教員）」と事務組織の「就職課」が連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。

・キャリアサポートセンターは、センター長、学科センター運営委員（副センター長を含む）5名、就職課は、就職課長、専任職員1名、派遣職員2名で構成している。教学組織と連携を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。【資料 2-3-18】

・キャリアサポートセンターの運営は、委員長、各学科の担当教員及び就職課長で構成されたキャリアサポートセンター運営委員会により審議された活動方針を基に、年間計画を作成し、学生のキャリア形成支援を行っている。【資料 2-3-19】 【資料 2-3-20】

・キャリアサポートセンターに「キャリア教育指導教員」を配置し、就職・進学に対する相談・助言に当たっている。【資料 2-3-21】

・キャリアカウンセラー（1名）による就職支援も継続して行っている。4月から3月の期間（計44回）で履歴書・エントリーシートの書き方、面接対応、自分に合った仕事の探し方等の学生相談に対応している。述べ118名が参加した。【資料 2-3-22】 【資料 2-3-23】

・教職員一体となった就職支援の結果、学生は本学卒業後、個々の希望に合った進路に進み、民間企業希望者の就職率は98.1%となっている。また、求人状況（全学科対象）は、1,290社からの求人となっている。

・学生の就職・進学の状況については、毎月の学科長会等で報告している。【資料 2-3-24】 【資料 2-3-25】 【資料 2-3-26】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 2020 学生便覧（26～28、30、33～35、37、40、42、45～47、49、54～56、58、61～63、66 ページ）

【資料 2-3-2】 2020 学生便覧（26～27、33～34、45～46、54～55、61～62 ページ）

【資料 2-3-3】 久留米工業大学地域連携センター規程

【資料 2-3-4】 久留米工業大学地域連携センター運営委員会規程

【資料 2-3-5】 地域連携インターンシップ協力企業一覧

【資料 2-3-6】 平成 31 年第 19 回学内合同企業説明会

【資料 2-3-7】 夏季・春季インターンシップ説明会

【資料 2-3-8】 令和元年度久留米市インターンシップ企業説明会要項

【資料 2-3-9】 令和元年度久留米市合同会社説明会要項

【資料 2-3-10】 平成 29 年度～令和元年度のインターンシップ実績

【資料 2-3-11】 社長のかばん持ち体験募集要項

【資料 2-3-12】 社長のかばん持ち体験報告会次第

【資料 2-3-13】 社長のかばん持ち体験報告書

【資料 2-3-14】 就職活動交通費支援制度案内

【資料 2-3-15】 令和元年度 MOS 資格講座資料

【資料 2-3-16】 令和元年度 TOEIC 資格講座資料

【資料 2-3-17】 令和元年度資格取得支援一覧表

- 【資料 2-3-18】 久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程
- 【資料 2-3-19】 令和元年度進路指導年間スケジュール
- 【資料 2-3-20】 令和元年度就業力実践演習計画
- 【資料 2-3-21】 学生面談数（キャリアサポートセンター長対応）
- 【資料 2-3-22】 キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター
- 【資料 2-3-23】 カウンセリング予約表
- 【資料 2-3-24】 令和元年度月別進学内定状況
- 【資料 2-3-25】 平成 29 年度～令和元年度進学内定状況
- 【資料 2-3-26】 平成 29 年度～令和元年度各学科就職先一覧

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育課程内のキャリア教育支援に関しては、カリキュラム内容や実施方法について改善及び向上に努めていく。
- ・インターンシップに関する支援に関しては、学生の参加者数増加の方策を検討するとともに、新たなインターンシップの実施についても検討していく。
- ・就職活動に係る交通費支援は、現行の制度内容を見直し引き続き実施していく。
- ・資格取得講座についても実施時期の見直し等を検討し、学生参加者の増加に努めていく。
- ・就職、進学に対する支援体制についても、キャリアカウンセラーの勤務体制等の見直しを行い、学生の個々の希望に合った進路選択ができるような体制作りの強化に努める。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学の建学の精神に基づき、学生生活規程のもと学生支援の取り組みを行っている。【資料 2-4-1】

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

- ・学生サービス、厚生補導のために、学生課、医務室、学生相談室を設置し、相互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないように、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。【資料 2-4-2】
- ・学生生活支援及び厚生補導のための組織として学生厚生委員会を設置しており、毎月 1 回定例の委員会を開催している。学生厚生委員会の構成員、並びに審議事項は、「久留米工業大学学生厚生委員会規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。【資料 2-4-3】

2) 学生への経済的支援

- ・学生課が窓口となり、学生への経済的支援のための奨学金制度を設けている。

・本学独自の「奨学金」については、進学支援特別奨学金等を設けており、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に困窮度が高く、修学が困難な学生に対し、授業料の全額又は一部を免除し、修学支援を行っている。また、学業成績が特に優秀な学生に対し、学業優秀奨学金を給付している。【資料 2-4-4】 【資料 2-4-5】

・生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、経済支援育英奨学金制度や授業料減免制度を設けている。【資料 2-4-6】

・「運動特待生」については、大学が指定するクラブに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待できると認められる学生に対し、授業料の全額又は一部の免除を行っている。

・社会で活躍するエンジニア等を目指す女子学生を支援する「女子学生支援奨学金」制度を設けており、多様な経済的支援を行っている。

・独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、都道府県、市町村、諸団体奨学金等の奨学金に関しては、学生課による学生の申請等の支援を行っている。

・大学院生については、授業料の全額及び半額免除となる特別奨学生制度（第 1 種及び第 2 種）を設けている。【資料 2-4-7】

・外国人留学生の経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 2-4-8】

・通学が困難な遠隔地の学生に対しては、大学隣接地に学生寮を設置し、周辺の下宿・アパート等に比較して低料金で利用できるよう支援している。【資料 2-4-9】 【資料 2-4-10】

3) 学生の課外活動への支援

・本学には、学生主体となる学友会組織があり、総括として総務委員会が全学生をまとめている。その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。

・学生の課外活動への支援については、現在、30 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「部」「同好会」「愛好会」に分類され、その運営について学生課が指導及び助言を行っている。その加入率は全学生の約 35%となっている。公認クラブには大学から基準に則り、課外活動支援費を支給しているほか、活動施設、部室、備品等を提供している。【資料 2-4-11】 【資料 2-4-12】

・経済面における援助に関して、「部」「同好会」「愛好会」には課外活動支援費として、運営費、大会参加費、大会参加交通費、課外活動費を支給している。また、課外活動において優れた成績を示した者又はクラブに対して、課外活動奨励金を支給している。【資料 2-4-4】 【資料 2-4-5】

4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

・学生の心の問題や生活相談の支援体制として、学則第 56 条に基づき、学生相談室を設置し、週 3 日臨床心理士の資格を有するカウンセラーを 2 名配置し、適切に対応している。【資料 2-4-13】

・学生相談室の利用については、ホームページ、リーフレット及び学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的に開催している。【資料 2-4-14】

・学生相談室の利用状況は、平成 29(2017)年度 263 件、平成 30(2018)年度 341 件、令和元(2019)年度 284 件の実績があった。【資料 2-4-15】

・学生の健康管理面の支援体制として、学則第 56 条に基づき医務室を設けている。医務室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止、薬物乱用防止対応等を目的として医師(校医)及び看護師の資格を持つ職員を配置している。【資料 2-4-16】

・医務室の利用状況は、平成 29(2017)年度 426 件、平成 30(2018)年度 391 件、令和元(2019)年度 687 件の実績があった。【資料 2-4-17】

・学生の健康管理として、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、時節に応じて「医務室だより」を発行し、一年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信して個々の健康管理に対する啓発活動を行い、医務室による健康相談も実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。さらに、1 年生を対象に「薬物乱用防止」の講習会を開催している。

【資料 2-4-18】 【資料 2-4-19】 【資料 2-4-20】

5) ハラスメント防止のための取組み

・学生のハラスメントに対応するために「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。また、ハラスメントに関する相談窓口として、教職員による「ハラスメント相談員」を配置し、いつでも相談できる体制を整えている。【資料 2-4-21】 【資料 2-4-22】 【資料 2-4-23】

6) 留学生への支援状況

・留学生との意見交換の場として「留学生懇談会」を実施しており、留学生の学修環境や要望等を聴取している。本懇談会には、学長、副学長及び国際交流委員長も参加し実施計画等に反映されている。

・外国人留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成し、新入生及び在学生在に配布している。【資料 2-4-24】

7) 編入学生及び社会人学生への支援状況

・3 年次編入生に対しては、入学時にガイダンスを実施するとともに、個別にクラス担任で履修計画を作成し、履修指導を行っている。他方、社会人学生に対しては、対象学生が少ないことから、必要に応じて個別に当該学科教員や教務課で履修指導を行うなどの対応を取っている。【資料 2-4-25】

・大学院においては、大学院設置基準第 15 条の規定に基づき、社会人特別選抜入試で入学した学生について、長期履修制度を導入している。社会人学生が個々の事情に応じて、無理なく学位が取得できるように整備したものである。【資料 2-4-26】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 久留米工業大学学生生活規程

- 【資料 2-4-2】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）
- 【資料 2-4-3】 久留米工業大学学生厚生委員会規程
- 【資料 2-4-4】 久留米工業大学奨学金規程
- 【資料 2-4-5】 久留米工業大学奨学金に関する細則
- 【資料 2-4-6】 久留米工業大学授業料減免に関する規程
- 【資料 2-4-7】 久留米工業大学大学院特別奨学生規程
- 【資料 2-4-8】 外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規
- 【資料 2-4-9】 久留米工業大学学生寮規程
- 【資料 2-4-10】 久留米工業大学学生寮に関する細則
- 【資料 2-4-11】 久留米工業大学学友会会則
- 【資料 2-4-12】 久留米工業大学学友会組織図
- 【資料 2-4-13】 久留米工業大学学則第 56 条（福利厚生、補導施設）
- 【資料 2-4-14】 久留米工業大学学生相談室規程
- 【資料 2-4-15】 2019 年度学生相談室利用状況一覧
- 【資料 2-4-16】 久留米工業大学医務室管理規程
- 【資料 2-4-17】 2019 年度医務室利用状況一覧
- 【資料 2-4-18】 2019 年度学生定期健康診断の実施について
- 【資料 2-4-19】 令和元年度医務室ニュース
- 【資料 2-4-20】 薬物乱用防止講習会実施計画（新入生オリエンテーション）
- 【資料 2-4-21】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
- 【資料 2-4-22】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 2-4-23】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程
- 【資料 2-4-24】 久留米工業大学留学生ガイドブック
- 【資料 2-4-25】 平成 31 年度新入生オリエンテーション日程表（編入生）
- 【資料 2-4-26】 久留米工業大学大学院学則第 8 条第 3 項（修業年限）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経済的支援については、令和 2(2020) 年度から高等教育の修学支援新制度が開始されることを踏まえ、本学独自の奨学金等に関する規程の運用内容・方法等について、学生一人ひとりの生活の実態を反映したものとなるよう見直しを行い、支援の充実を図る。
- ・今後も多様化する学生の相談や心的支援を必要とする学生に対し、より安定した生活を送れるよう学生課、医務室、学生相談室で連携を深めていく。
- ・多様な学生への適切な支援については、障がい学生のみならず、心的支援などを必要とする多様な学生への支援及び支援提供の際に相談者との合意形成を適切に行っていく。
- ・ハラスメントを未然に防ぐための取り組み、特に教員の意識向上に対する働きかけを一層推進するために、ハラスメント防止対策委員会が主導して各学科・各専攻におけるキャンパス・ハラスメント防止に向けた意識啓発活動を実施し、全教員に取り組みが行き渡るようにする。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎等

・本学の本校舎（向野キャンパス）は、福岡県久留米市上津町 2228 の 66 番地に位置し、近隣（同市上津町 2192）に中尾山キャンパスを有する。

・本学は久留米市の南部に属し、JR 鹿児島本線久留米駅からバスで約 30 分、西鉄大牟田線久留米駅からバスで約 20 分、また九州自動車道路広川 IC からは車で約 5 分。九州の大動脈である、JR 本線（九州新幹線、鹿児島本線、長崎本線、久大本線）や高速道路（九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道）のハブ的な位置に属しており、九州各県から交通の利便性に優れている。【資料 2-5-1】 【資料 2-5-2】

・本学の校地及び校舎の配置は、向野キャンパスには講義室や実習室、ゼミ室、教員研究室等の校舎や、学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置している。なお、交通機械工学科で一部利用していた中尾山キャンパスについては、学生の安全確保と施設管理の効率化のため令和元（2019）年度末に向野キャンパスへの移転を完了し、施設集約化を達成した。

・また、県外の学生も多く在籍しており、向野キャンパスに隣接して低料金で利用できる学生寮（男子専用／80 名入寮可能）を完備し、生活面でもサポートしている。

・校地面積（81,264 m²）及び校舎面積（27,699 m²）は、大学設置基準の数値（校地面積 13,200 m²、校舎面積 17,255 m²）を上回り、十分な校地・校舎等の面積を有している。

■ アクセス MAP ■



図 2-5-1 本校へのアクセスマップ

■ キャンパス MAP ■

【向野キャンパス】



【中尾山キャンパス】



図 2-5-2 向野キャンパス（上段）及び中尾山キャンパス（下段）配置図

2) 施設・設備の整備

・建物の耐震性の確保については、旧耐震基準で建設された鉄筋コンクリート造の建物の耐震診断を実施し、診断結果が基準以下であった建物の耐震補強工事を実施し、学内の耐

震化を図った。令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、本学での耐震化率は 97%となっている。

・本学のシンボルである 100 号館（テクノみらい館）は、環境技術を最大限導入し、それを体験・実践できる施設として新設した。太陽光発電や風力発電など、クリーンエネルギーを活用した省エネ技術を導入。また、壁や天井など、普段では見ることができない内部の建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が身近な教材として活用されている。【資料 2-5-3】

・100 号館 1 階は学生食堂やカフェ、コンビニを設置し、2 階は学生ラウンジや基幹教育センター、ラーニングcommonsを設置しており、更に、学生がくつろげるスペースを確保している。3 階から上階は学習スペースとなり、講義室 12 室、実験室 1 室、演習室 3 室、製図室 1 室、ゼミ室 7 室、多目的ホール 1 室があり、最新の設備により快適な環境の中で学習ができる。また、地域企業及び住民との交流を推進するとともに、災害時等に住民の避難場所として利用できるように設計配慮している。【資料 2-5-3】

・3 号館には講義室 3 室、実験室 4 室、5 号館は実験室 3 室、6 号館に講義室 4 室、実験室 1 室を設置している。また、研究室については 3 号館に 30 室、5 号館に 7 室、6 号館に 11 室、その他に 13 室、合計 61 室を設置し、設置基準を満たしている。各教員の研究室で、学生と教員のコミュニケーションを充実させるためオフィスパワーを設けている。授業、研究、進路、学生生活に関することなど、気軽に質問や相談ができる環境を提供している。【資料 2-5-4】

・学内の講義室、研究室及びパブリックスペースでは、持ち込んだモバイル機器（パソコンやスマートフォン）をインターネットに接続する為の無線 LAN(Wi-Fi)環境を整えている。接続するには大学発行のユーザ ID（一部機能制限のユーザ ID を除く）を使い、安心して利用することができる。また、大学のネットワークは安定した学術情報ネットワーク (SINET) に接続しているので、情報基盤環境として教育研究に活用できる。

・各講義室にはスクリーンを設置しており、100 号館の全講義室には固定式プロジェクターを備えている。その中でも大講義室 (304 人収容) では大型スクリーンを設置しており、さらに、講義室中段の両側に 4 台の大型モニターを設置し、後方座席の学生にも分かりやすいように学修環境に配慮している。

・本学は“ものづくりを学ぶ”ことをコンセプトに挙げ、附属施設として、全学生及び教職員を対象にものづくり支援を行う「ものづくりセンター」を設置し、学生の教育活動を支援している。【資料 2-5-5】

・体育施設では、体育館（武道場、卓球場、トレーニング室、更衣室、シャワールームなどを含む）、夜間照明設備を有する第 1 グラウンド（多目的グラウンド）及び第 2 グラウンド（野球場）を設置している。平成 30(2018)年 9 月には硬式野球部クラブハウスを新設し、更衣室やシャワールームを完備している。これらの体育施設は、授業、課外活動、学校行事などで利用しているほか、一般学生及び教職員、そして学外者にも開放し、交流の場としても活用されている。【資料 2-5-6】

・クラブハウスには、学生が運営する委員会室や部室の他に、会議室や多目的ホールなどが設けられており、委員会やクラブ等に所属する学生が利用している。【資料 2-5-7】

・女子学生のくつろぎ・交流を目的に、女子学生ラウンジ及び女子学生専用更衣室を 100 号館に設置している。女子学生ラウンジにはパウダールームを備え、女性のくつろぎのス

ペースを確保している。【資料 2-5-3】

・平成 30(2018)年度から交通機械工学科に「先端交通・航空宇宙コース」（以下、「本コース」という。）を新設し、航空機技術の理解を深める目的で、小型航空機の分解整備実習などを行う、航空宇宙実習棟を建設（平成 31(2019)年 4 月）した。本コースは、航空機やロケットの設計製造、航空機の整備など、開発製造技術が専門的に学べる北部九州（福岡・佐賀・長崎）唯一の私立大学コースであり、自動車から次世代モビリティまで未来の交通工学を担う人材を育てる。【資料 2-5-8】

3) 施設設備の運営・管理

・本学の建物や施設・設備の管理は施設管理課が主体となり、教務課、学生課、会計課、そして教職員と連携し維持・管理を行っている。また、電気設備、電話回線（学内 LAN）、エレベータ設備、消防設備などの保守点検業務のほかに、学内の警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理業務など、完全な保守管理を専門業者に委託し維持管理を行い、学生が安心して教育を受けることができるよう、日々環境衛生や安全確保に努めており、今後も継続する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】久留米工業大学 2021 大学案内（61 ページ）

【資料 2-5-2】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
（大学案内⇒キャンパス・交通案内）

【資料 2-5-3】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
（施設・設備⇒100 号館（テクノみらい館））

【資料 2-5-4】2020 学生便覧（205～223 ページ）

【資料 2-5-5】久留米工業大学ものづくりセンター施設利用規程

【資料 2-5-6】久留米工業大学体育館使用規程

【資料 2-5-7】久留米工業大学クラブハウス使用内規

【資料 2-5-8】交通機械工学科学科紹介リーフレット

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

・学術情報センターは、図書館及び情報館から構成されている。
・学術情報センター長の諮問機関として学術情報センター運営委員会があり、図書館及び情報館の管理並びに運営の大綱及び方針、図書館資料の選定、情報基礎教育システムの管理運用、学内ネットワークの管理運用に関する事項、図書館、情報館に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項、その他図書館、情報館の運営上の重要事項について審議している。【資料 2-5-9】

1) 情報サービス施設

・本学では専門科目の講義及びゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内ネットワークの管理運営を学術情報センター（情報館）が行っている。

【資料 2-5-10】

- ・学生・教職員へのサポートとしては、学術情報センター（情報館）の情報システム管理室にヘルプデスクを配置し、平日は 8 時 30 分から 19 時まで教育支援システムの利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。
- ・また、有線 LAN を全ての研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内教室全てに設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレット端末での Wi-Fi 利用も可能となっている。
- ・学生が随時利用できる PC としては、222 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集などに有効利用されている。また高度な解析、設計が可能な専門教育用ソフトウェアを用意し学修支援環境が整備されている。
- ・学生支援の一環として、一部の資格試験において CBT 試験を情報館で行っており、受験機会の向上、学修意欲の促進が図られている。

2) 図書館サービス施設

・学術情報センター（図書館）は、2 階建（書庫は、3 階建）総面積 2,544 m²に書庫、学習室を兼ねた閲覧室、ブラウジングコーナーを配置している。AV コーナーを配置した 1 階は、学生ラウンジを兼ねたフリースペースとして学生に開放している。開館時間は、授業期間中は平日 8 時 40 分から 18 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）とし、春季・夏季・冬季休暇中は平日 8 時 40 分から 16 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）としている。【資料 2-5-11】

・図書館情報システムを備え、OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）による文献資料検索用の端末 3 台を配備し、Web 検索用のノート PC 2 台を貸出用に配備している。学習室を兼ねた閲覧室には充電用電源を備えた個人ブース式の机 36 席、グループ学習用の机 8 台（48 席）を設置している。ブラウジングコーナーには可動式テーブル 4 台、椅子 20 脚、ホワイトボード 2 台を配備している。1 階のフリースペースを含め全館、Wi-Fi の利用が可能であり、PC、タブレットによる電子書籍の閲覧も可能である。

・職員は、学術情報センター長（副学長）、図書館事務室長（事務局次長兼務）、スタッフとして司書資格を有する正規職員 1 名、派遣職員 2 名、で業務にあたり、17 時から 18 時 50 分の時間帯は、ワークスタディの学生を 1 名配備し、館内整備、資料整理などに当たっている。

・本学図書館の蔵書約 11 万冊及び約 100 種におよぶ雑誌は、OPAC による資料検索が可能である。

・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌（専門誌）については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加し、契約 27 タイトルのうち 22 タイトルを電子ジャーナルに移行している。

・現在 48 タイトル購入している電子書籍についても学生の PC 必携化に伴い、更に、充実するよう検討を進めている。また、加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えた。

・蔵書データは、国立情報学研究所（NII）の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録し、NACSIS-ILL を利用した相互貸借、文献複写のサービスを行っている。

・ホームページは、学内外に公開しており、OPACによる蔵書検索、機関リポジトリの公開などを行っている。

・「久留米工業大学学術機関リポジトリ」は、本学の教育・研究活動の成果物を蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとして国立情報学研究所のJAIRO Cloudを利用して平成29(2017)年から公開を開始した。現在、「久留米工業大学研究報告」のNO.17から令和元(2019)年度発刊のNO.42に掲載された274件の論文等を掲載、公開している。【資料2-5-11】【資料2-5-12】

3) 施設

(1) ネットワーク環境の整備

・本学では平成30(2018)年度入学生からPC必携化の導入を行った。向野キャンパスでは体育館以外の各施設に無線LANの環境を整備しているため、学内でインターネットや学内システムを自由に利用することができる。

・授業では資料の閲覧や課題提出などに活用し、その他に時間割や休講情報などを学生ポータルサイトにより確認ができる。特に台風や大雨などによる緊急な連絡事項などもリアルタイムで確認できる環境を整えている。

・また、学内にPCサポートセンターを設置し、パソコン操作から活用の仕方まで学生一人ひとりに親切丁寧に指導サポートし、オンラインでネット上から質問ができるシステムを導入している。その他にもパソコン操作の講習会を実施し、学生のコンピュータリテラシーを高める環境を提供している。

(2) ものづくりセンター

・ものづくりセンターは「ものづくりを実践する」をスローガンに、学科を問わず、誰でもものづくりを体験できる施設として開放している。【資料2-5-13】

・センター内には、3Dプリンタ、レーザーカッターなどを装備し、学科を超えて学生や教職員が有効活用することができる。

・3Dプリンタは工業関係だけではなく、医療、ファッション、食品など、幅広い分野で大いに活用されており、デジタルデータにより複雑な造形の模型を完璧な寸法精度で再現することができる。本学では、平成25(2013)年度に3Dプリンタを10台導入し、その他に高機能であるキーエンス製の“アジリスタ”を購入した。今後の計画では、より精度の高い機能を持ち多様な材料が使用できる3Dプリンタを購入予定である。

・レーザーカッターはデジタルデータにより、人の手ではできない切断加工や彫刻ができ、精密な曲線も美しく仕上がる特徴を持つ。

・ものづくりセンターでは、身近なコンピュータで手軽に高性能なデジタル加工が可能となる、デジタルファブリケーションを体験できる。

(3) 航空宇宙実習棟 (AEC)

・平成30(2018)年4月に開設した「先端交通・航空宇宙コース」の教育施設として、航空宇宙実習棟(AEC : Aerospace Education Center 2階建、延床面積976.5㎡)が平

成 31(2019)年 3 月に完成した。

・「先端交通・航空宇宙コース」では、総合工学としての航空宇宙工学を学ぶことにより、航空機や宇宙機の設計・製造技術者及びエアライン等の整備士や運航技術者を目指す人材の育成を行っている。また、先進モビリティ開発を目指す自動車整備実習施設も併設している。

・1階には、教材としての2機のセスナ機などの航空機をはじめ、ホイストクレーンやエアークンプレッサーなどの整備実習用設備を備え、2階には講義室、教官室などを配置している。

・本実習棟では、2階に配置した講義室で航空宇宙工学の理論等を学ぶとともに、1階の実習施設においてセスナ機等の実機を用いた実習を行っている。理論と実践を同時に学ぶことによって、航空宇宙産業で必要とされる技術を身に着けた人材育成を目指している。



航空宇宙実習棟(AEC)全景



セスナ機格納

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-9】 久留米工業大学学術情報センター運営委員会規程

【資料 2-5-10】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒学術情報センター(情報館))

【資料 2-5-11】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒学術情報センター(図書館))

【資料 2-5-12】 久留米工業大学研究報告 No.42

【資料 2-5-13】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒ものづくりセンター)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

・主に学生や教職員が利用する 100 号館については、全面バリアフリーとなっており、玄関前に障がい者専用駐車場を設け、屋内全てが車椅子で移動可能な建物となっている。また、多目的トイレを設置するなど、利便性に配慮した取り組みを実施している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

・本学は、工学部の入学定員320名、修士課程の入学定員15名と、極めて小規模な大学であるため、学内での演習や実験等は、実質的な少人数対応となっているものがほとんどであり、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。【資料2-5-14】

・講義科目では、必修科目については、学科・学年単位で実施されるものがほとんどであり、必要に応じて各学科教員がサポートに入っている。また、共通教育科目の必修である英語については少人数クラス体制を基本としている。

・1年次の物理と数学に関しては、入学式当日にクラス分け調査テスト（プレースメントテスト）を実施し、習熟度別のクラス編成を行っている。

・学科混成のクラス編成とする共通教育科目については、複数の科目を当該セメスターの同一曜日・時限に開講するとともに、同一科目を複数のセメスターに配当するなどして履修者の分散を図っている。履修登録者が 100 人以上の場合においては、クラスの増設を認めている。必修科目の場合は状況によって時間数を増やす場合もある。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-14】 2019 年度教室使用状況・受講者数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

・情報システム環境は教育研究活動の運営のために不足なく整備しており、今後は教育改革推進委員会及び研究改革推進委員会の答申を基に更なる教育研究環境整備（専門教育環境）の強化を図る。平成 30(2018)年度から開始した PC 必携化、アクティブ・ラーニング（AL）型授業環境の整備、タブレット PC やスマートフォンを用いた無線 LAN 利用者の増加と同時アクセス数の急増に対応できるよう、無線 LAN 利用環境の整備・拡充・関連機器の機能を強化する。あわせて、情報セキュリティ対策については、安全性の維持向上に資するための継続的な強化を図る。また、学会及び研究会などの一時的なネットワーク利用環境の整備、AL 型の教育に対応できる情報基盤の充実を図り、更なる教育研究活動環境の整備を図る。

・施設設備の安全性・耐震性・バリアフリー化の推進については、主な学修の場になる講義棟や実験棟の耐震基準をはじめ安全性を最優先した計画を立案し、改修を進めており、学生や教職員の安全を第一に考えた改修を実行することとする。今後も点検・調査の上、改善に努め教育研究・学修環境の更なる充実を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・本学では、毎年度、「学生授業評価アンケート」を全学的に実施しており、シラバス、授業の内容や理解度等に関する質問を設けているほか、自由記述欄を設けて学生からの意見をくみ上げている。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果を踏まえてフィードバックシートを作成し、学生ニーズを把握して、個々の授業改善に役立っている。「学生授業評価アンケート」の集計結果とフィードバックシートについては、学生ポータルサイトやホームページで公表している。【資料2-6-1】

・平成30(2018)年度から、各学科・各専攻の学生の代表者が参画する「学生・教職員教育改善部会」を設置して、カリキュラム内容、学修支援又は学修成果、施設・設備及び学生授業評価アンケートの結果について、学生からの意見を聴取し、その意見を基に授業改善に向けたFD活動を行っている。【資料2-6-2】【資料2-6-3】

・平成28(2016)年度から、毎年度、全学生を対象とした「学生満足度調査アンケート」及び卒業・修了予定者を対象とした「卒業生・修了生アンケート」を実施している。このなかで大学の教育に対する満足度や学修成果等に関する質問を設けており、アンケートの集計結果をIR推進センターで分析して、教育改革推進委員会に報告し、学修支援の充実・改善のための検討に活用している。【資料2-6-4】【資料2-6-5】【資料2-6-6】

・学生の保護者の意見や要望等を取り入れるため、各地に学長をはじめ教職員が出向いて、保護者懇談会を開催し、大学の現状、教育方針、就職等の状況を報告するとともに、本学教員との個人面談を行い、出席状況、成績の情報提供及び就職に関する相談などを行っている。【資料2-6-7】

・上記のアンケートの他に、「KITかなう箱」を学内4か所に設置し、学生からの意見や要望を聴取している。学生から寄せられた意見や要望を担当部署で分析した結果を企画会議に報告し、その対応結果についても学生に公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 2-6-2】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 2-6-3】 令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 2-6-4】 2019 年度学生満足度調査アンケート用紙・結果

【資料 2-6-5】 2019 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果

【資料 2-6-6】 令和元年度教育改革推進委員会議事録

【資料 2-6-7】 令和元年度保護者懇談会開催案内及びアンケート結果

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・望の把握・分析と検討結果の活用

・前述の「学生満足度調査アンケート」には、大学の教育に対する満足度のほか、学生の心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする大学生活に対する満足度に関する質問を設けて、学生からの意見を聴取している。アンケートの調査結果は、学生課において把握して学生厚生委員会等に報告し、学生生活の向上改善に努めている。【資料 2-6-4】

・学友会が学生総会において収集した学生サービスや学生生活に関する意見や要望等を大学へ提出させている。その意見や要望等は、学生課において把握して学生厚生委員会に報告し、向上改善に努めている。【資料 2-6-8】

・心身に関する健康相談については、学生相談室や医務室において、臨床心理士や看護師が相談業務を行っている。ここで得られた学生の意見や要望は、学生厚生委員会に報告され、各学科のクラス担任、学生課と連携して、要望を把握している。

・経済的支援が必要な学生の意見や要望については、学生課が相談窓口となり、災害等の緊急性を重視するほか学生個々の状況の把握に努め、必要に応じた各種奨学金等の案内を行っている。

・この他に、前述のクラス担任及びオフィスアワーにおける個人面談や学内に設置した「KIT かなう箱」へ寄せられた学生の意見や要望を聴取して、それに対処している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-8】 学生総会要望書

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・前述の「学生満足度調査アンケート」や「卒業生・修了生アンケート」において、教育に対する満足度、学生生活に対する満足度を問うほか、学修環境に関する満足度も確認している。

・学内 4 か所に設置した「KIT かなう箱」により、学生からの意見をくみ上げるための仕組みを設けている。これらさまざまな方法や機会を通じて学生からの意見聴取に努めており、聴取した学修環境に関する学生の意見・要望は、学生厚生委員会で取り上げ、内容を協議したのち優先順位に応じて改善に取り組んでいる。特に施設・設備等への改善要望については、施設管理課へ指示され、実施されることとなる。また、寄せられた意見や要望について、内容に個人情報等の問題が含まれない場合には、その対応結果についても学生に公表している。

・上述以外でも、学生の意見・要望への対応について様々な手段（学長と学生の意見交換、オフィスアワー、各部署窓口等）で意見を汲み上げる体制は整備している。

・今後とも、学生の意見・要望を分析して、直ちに出来ることは速やかに改善・実行して学生の満足度の向上に努める。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見・要望を把握・分析するための体制は整っており、今後も学生の要望に応えながら きめ細やかな 学生サービスの構築に努めていく。
- ・アンケートの分析結果に基づく改善計画を各学科や関係部署等に求め、学長主導のもと、改善措置の具体化を図り、学生支援の充実に役立てていくこととする。

【基準 2 の自己評価】

- ・学生の受入れについては、工学部、大学院ともアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともに大学ホームページや入学試験実施要項、オープンキャンパス等で確実に周知している。
 - ・入学者選抜については、多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に実施している。アドミッション・ポリシーを記載した入学試験実施要項については、毎年度、入試委員会等において、検証を行うとともに、内容の見直しを図っている。
 - ・入試問題については、学長より委嘱を受けた本学の教員が、ミス等が生じないように相互に点検を行い、作成している。
 - ・学生受入れ数については、文部科学省告示（27 文科高第 593 号）、文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団連名通知（30 文科高第 454 号・私振補第 49 号）など社会情勢への変化に対応する形で入学者数及び在学生数は入学定員及び収容定員を遵守している。
 - ・学修支援については、基幹教育センターを中心に、各種委員会、クラス担任等が連携して積極的な支援を行っている。また TA 制度においては、新たに研修制度を設けるなど、その効果的な活用に取り組んでいる。
 - ・キャリア支援においては、各学年にキャリア教育にかかる必須、選択科目を開講し、実践的なプログラムにより社会で求められる技術者の養成を目指している。また、学生の就職活動を支える交通費支援制度や資格取得支援制度等も設けており、就職や進学に関する総合的な支援体制の充実に努めている。
 - ・学生生活の安定のための支援としては、学生厚生委員会や学生課を中心に、健康管理面、安全管理面、経済面など様々な角度からの支援や指導を行い、円滑な学生生活の確保に努めている。
 - ・また、学生が大学で学ぶために必要な学修支援に教職協働で当たるなど、適切に学修環境を整備するとともに、学生の意見、要望を把握と分析する仕組みを整えている。
- 以上のことから、学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・ディプロマ・ポリシーの策定に当たっては、本学の建学の精神並びに教育目的に基づき、人材の育成に関する教育目的を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。

・本学では、従前より3つのポリシーを策定し公表していたが、これらの策定・公表の制度化について学校教育法施行規則の一部が改正（平成29(2017)年4月1日施行）されることに伴い、平成28(2016)年度中に見直しを行った。

・この見直しに当たっては、学則第1条及び大学院学則第2条に定める使命・目的、学則第3条の2に定める教育研究の目的及び大学院学則第6条の2に定める人材養成の目的等を踏まえ、3つのポリシーについて、一貫性をもって策定した。新たな3つのポリシーは、平成29(2017)年4月に大学ホームページにて公表するとともに、毎年度、学生や教職員等に配布する学生便覧、学生募集要項に記載し、周知を図っている。【資料3-1-1】 【資料3-1-2】

【エビデンス・資料編】

【資料 3-1-1】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

【資料 3-1-2】 2020 学生便覧 (15～17 ページ)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 工学部

・各学科のシラバスには、授業科目とディプロマ・ポリシーに記載された「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」の4領域との関連性を明確に示している。科目の担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習及び実技を進め、学則第14条（単位の授与及び認定）に則り単位を認定している。また、成績をどのような方法で評価するかについては、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」として定期試験やレポート、受講態度などの割合を明記し学生に周知している。

・成績評価の基準は、学生便覧の「教育課程の成績・GPA」にも掲載し、学生に示している。

- ・進級基準については、2年次から3年次へ進級する際に進級要件単位数（60単位以上）を定めている。その内容は学修の手引や学生便覧に掲載しており、学内外に周知している。
- ・卒業認定に関しては、学則第18条（卒業の要件）、第19条（課程修了の認定及び卒業）で規定している。
- ・単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、いずれも学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】

2) 大学院工学研究科修士課程

- ・大学院工学研究科及び各専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則と大学院履修規則に定めている。その内容は学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。また、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」を明記し学生に周知している。【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-3】 2020 学生便覧（26～69 ページ）

【資料 3-1-4】 2020 シラバス

【資料 3-1-5】 2020 年度学修の手引

【資料 3-1-6】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒情報公開⇒学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準）

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・工学部の単位の認定、進級・卒業要件については、学則及び「工学部履修規則」に定められており、進級判定、卒業判定は教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 3-1-7】 【資料 3-1-8】
- ・工学研究科の単位の認定、修了要件については、大学院学則に定められており、課程の修了及び学位の授与は大学院研究科運営委員会において審議し、大学院研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 3-1-9】

(1) 成績評価

- ・「学校教育法施行規則」の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して以下のとおり適用している。
- ・単位認定基準については、年間履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)などの成績評価の活用、成績評価の公平性のため、諸規程や制度で定めている。

(工学部)

- ・単位の認定は、工学部履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組み合わせて多面的に評価している。
- ・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に

周知している。

- ・平成 30(2018)年度から卒業研究でルーブリック評価法を導入している。
- ・授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを工学部履修規則に規定している。
- ・各セメスターの期末に定期試験を行い、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験などの結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。
- ・成績の評価は 100 点満点とし、秀 (90 点以上)、優 (89~80 点)、良 (79~70 点)、可 (69~60 点)、D (59 点以下) の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする (学則第 16 条)。それぞれの評価の意味は、「秀：特に優れた成績」「優：優れた成績」「良：妥当と認められる成績」「可：合格と認められる最低限度の成績」「D：合格と認められる最低限度の成績に達していないが、当該セメスター内に再試験受験後、再評価される」としている。
- ・定期試験・追試験、再試験を経て確定成績が開示された後、2 週間の「不服申立て」期間が設けられている。

(大学院工学研究科修士課程)

- ・単位認定については、大学院履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。
- ・授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、レポート、筆記試験などを組み合わせて多面的に評価している。
- ・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に周知している。

(2) 卒業認定基準・修了認定基準

(工学部)

- ・卒業認定基準は学則及び工学部履修規則に定めている。卒業の要件は学則第 18 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、単位数 124 単位以上を修得しなければならない。」と定め、卒業に必要な単位数は工学部履修規則に定めている。【資料 3-1-10】

(大学院工学研究科修士課程)

- ・大学院の修了認定基準は大学院学則及び大学院履修規則に定めている。修了の要件は大学院学則第 14 条に「課程の修了は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。」と定めている。
- ・大学院履修規則第 8 条に「学生は、期限までに修士論文又は特別報告書を提出した後に、修士論文審査会に出席し、論文又は報告書の概要を説明し、専攻の指導教員による審査及び試験に合格しなければならない。」と定めている。
- ・新たな学位論文審査基準を令和元年(2019)年度に定め、これらの手続きにより審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】

(3) 成績の通知

・成績評価結果は、Web ポータルシステムを介して Semester ごとに学生個々に通知するとともに、「成績の見方」を添えて保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談などにおいてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に学生の了解を得た上で実施している。学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外に Semester ごと の GPA を算出し、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、工学部履修規則第 12 条の 3 に基づき、各学年終了時における GPA が 1.0 未満の場合は学修指導を行い、改善が見られない場合は退学勧告を行う場合があるとしている。他方、GPA の優秀な学生は、CAP 制度（各学年の履修等登録単位数の上限を半期 30 単位、通年 48 単位とする）にて成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、令和元(2019)年度からこの単位数を 4 単位引き上げた。【資料 3-1-14】 【資料 3-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-7】 久留米工業大学学則第 14 条（単位の授与及び認定）

【資料 3-1-8】 久留米工業大学工学部履修規則第 5 条（卒業に必要な単位数）

【資料 3-1-9】 久留米工業大学大学院学則第 13 条（単位の認定、試験の時期及び学修の評価）

【資料 3-1-10】 久留米工業大学学則第 18 条（卒業の要件）

【資料 3-1-11】 久留米工業大学大学院学則第 14 条（課程の修了）

【資料 3-1-12】 久留米工業大学大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）

【資料 3-1-13】 久留米工業大学大学院履修規則第 9 条（修士論文報告審査委員会）

【資料 3-1-14】 久留米工業大学工学部履修規則第 12 条の 3（学修指導及び退学勧告）

【資料 3-1-15】 「成績の見方」各学科入学年毎

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・学修時間を適切に確保する単位制度の実質化の取り組みとして、令和 2（2020）年から CAP 制度について、従来各学年の履修等登録単位数の上限が半期 30 単位、通年 48 単位であったところを半期 30 単位、通年 45 単位とし、成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、半期 30 単位、通年 49 単位とする改善を図る。また、GPA の活用について、現状、履修登録単位数の上限緩和や給付型奨学金などへの活用に限られており、更に特定の授業科目の履修条件や学内修学支援制度の応募条件とすること等効果的な活用策を今後各委員会で検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本学では「建学の精神」「教育理念」を達成するために、学則に定めている教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシー策定した。カリキュラム・ポリシーには、「教育内容」「教育方法」「学修評価」を定めており、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】
・大学院も同様に、大学院学則に定めている大学院目的と大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシー策定し、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 3-2-2】2020 学生便覧（9～15 ページ）

【資料 3-2-3】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 3-2-4】久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・本学ではカリキュラム・ポリシーを策定するに当たり、以下のようにディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれるよう十分に留意した。具体的には、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・理解」にある「技術者に求められる幅広い教養および工学の基礎を身につけている」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「技術者として求められる幅広い教養と工学分野の基礎知識の修得を目的として、人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育を共通教育科目として編成する」とする「教育内容」の方針を定めている。また同様に、ディプロマ・ポリシーで定めた「技能・表現」にある「コミュニケーション力及びプレゼンテーション力等の技能を身につける」ことができるようカリキュラム・ポリシーにおいて「演習や実験等の科目では、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法で授業を行う」とした「教育方法」の方針を定める等、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため一貫性をもったカリキュラム・ポリシーを策定している。また、その一貫性を検証し、改善につなげていくためカリキュラム・ポリシーの「学修評価」において「卒業研究はルーブリック等によって総合的に評価する」ことを定めている。

・大学院においてもディプロマ・ポリシーを保証するため、大学院全体の方針を基に各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定しディプロマ・ポリシーとの一貫性を保ってい

る。【資料 3-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-5】 2020 学生便覧 (9～18 ページ)

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の教育課程は、学則第 9 条に基づき共通教育科目と専門教育科目の 2 系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の 5 系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の 3 系統で編成している。【資料 3-2-6】

・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へつながる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。

・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に 2、3 の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成を目標としている。

・これらの教育課程がどのように配置されているか順次制のある体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し学生便覧に掲載している。さらに、全ての授業科目のシラバスを作成し関連科目として事前若しくは事後につながる科目を記載することによって、更に系統性が分かるようにしている。シラバスについては、シラバス委員会によって作成要領を作成し教員へ周知を図り、シラバス委員が記載内容について適正かをシラバスチェックシートにより確認し、不適当な個所については科目担当者に加筆・修正の指導を行い、シラバス委員会において最終審査を行っている。【資料 3-2-7】 【資料 3-2-8】

・本学では単位制度の実質を保つために、履修登録の単位数上限を半期 30 単位、通年 48 単位とする履修制限 (CAP 制) を設けている。さらに、GPA が 3.00 以上の成績優秀者については、次年度の履修登録単位数の上限を 4 単位引き上げている。

・大学院の教育課程においても、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に編成している。また体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し、学生便覧に掲載している。【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 2020 学生便覧 (9～10 ページ)

【資料 3-2-7】 シラバス作成要領

【資料 3-2-8】 2020 シラバス

3-2-④ 教養教育の実施

・本学では、教養教育として共通教育科による「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の5系統の教育を図3-2-1で示す共通教育運営委員会により実施管理している。これらの科目を入学初年次から4年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。特に「自然科学」では、多様な学修履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「数学」と「物理学」に関しては入学直後に実施する学力検査により、個々の学生の学力に応じた丁寧な教育を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。また、基幹教育センターが中心となって数学と物理学の教員を配置し、基礎学力が不十分な学生の指導を行っている。また「総合教育」では学校から社会への円滑な移行を見据えて、大学入学当初より卒業後の進路の明確化を促し、大学での学修に目的意識を持って臨めるよう「就業力基礎」を1年次に必修科目として配置している。科目担当者は、学外の経験豊かな民間企業の関係者に依頼し、就職に際して必要な心構えや知識などを1年次から準備させることを目標としている。

・課題探求型の授業として「地域の現状と課題」を3年次に配置し、グループワークやディベート等の活動を通して、主体的・対話的な深い学びの実現を図るとともに、論理的思考力やコミュニケーション力の育成に取り組んでいる。社会貢献を通じて人間性を育むボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」（90時間以上の場合は2単位）、「自主活動Ⅱ」（45時間以上の場合は1単位）として単位認定を行っている。在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に各学科で定められた基準（取得した資格と認定科目及び単位数）に従って単位認定を行っている。社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」（二週間以上（10日以上）2単位）、「インターンシップⅡ」（一週間（5日以上）1単位）として単位認定を行っている。【資料3-2-9】

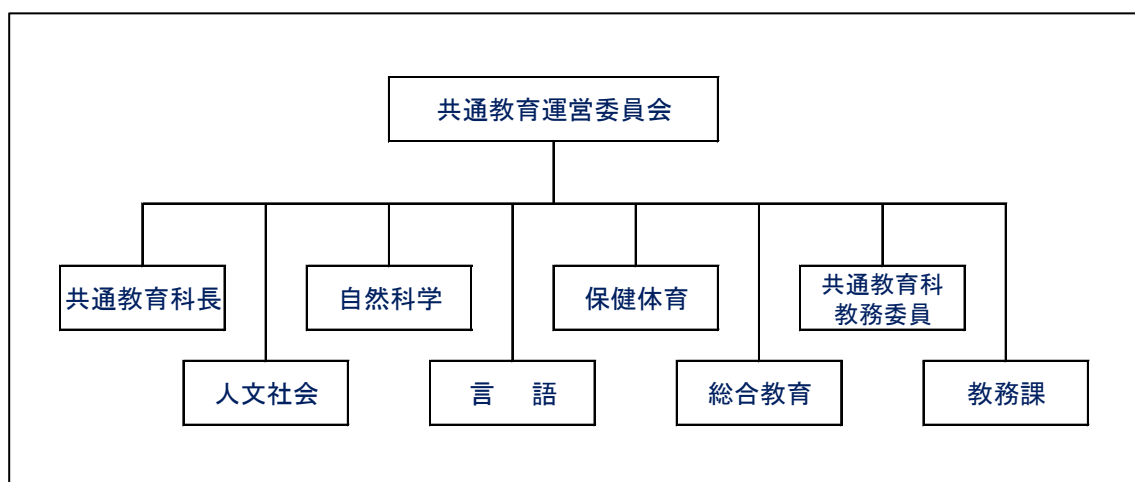


図 3-2-1 共通教育運営委員会

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-9】 2020 学生便覧 (26～27、33～34、45～46、54～55、61～62、132～136 ページ)

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・教授方法の改善に向けての取り組みは、FD 委員会で前年度の活動に関して総括を行い、当該年度の活動予定を決定している。FD 研修の内容として、原則全専任教員が参加する FD 研修会で教授法の改善や外部講師による講演を定期的実施している。平成 29(2017)年度に Moodle や e-Campus の活用事例の FD 研修を実施し、令和元(2019)年度には各学科より、アクティブ・ラーニング及び e ラーニング授業の事例発表による FD 研修を実施した。このような取り組みの結果、本学におけるアクティブ・ラーニング授業科目の割合は、平成 30(2019)年度で 25%だったものが、令和元年(2019)年度には 39%に増加するなど一定の成果が得られた。また、平成 30(2018)年度から全教員を対象に教育改善や教育の質保証に関する組織的取り組みの一環としてティーチング・ポートフォリオ作成を義務化し、ワークショップの FD を開催した。【資料 3-2-10】 【資料 3-2-11】 【資料 3-2-12】

【資料 3-2-13】

・さらに、非常勤講師を含めた教員に学生授業評価アンケート調査や教員相互による授業参観を実施し、専任教員のみアンケートについての授業改善等をフィードバックシートに記載し、学生に対しホームページ上に公開している。【資料 3-2-14】 【資料 3-2-15】

・協働でものづくりするための基礎力（コミュニケーション力、課題解決能力等）を育むために 1 年次から 3 年次の学生を対象に「ものづくり実践プロジェクト」を学科間の垣根を越えて受講できるように実施している。【資料 3-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-10】 2019 年度 FD 研修会一覧

【資料 3-2-11】 ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 3-2-12】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

【資料 3-2-13】 令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

【資料 3-2-14】 2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 3-2-15】 2019 年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート

【資料 3-2-16】 2019 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・現在、本学の目的にも明示しているとおり、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授し、研究し、教養ある社会人を育成することを基に、専門科目のほか、教養教育である共通教育科目や他学科連携科目から多様な知識を得るため多くの選択科目を取得できるよう、履修登録上限を 48 単位としているが、授業の到達目標を達成するために必要となる準備学習の時間を充実させるため、令和 2 (2020) 年度から履修登録上限について原則 45 単位とする見直しを図る。

・また、アクティブ・ラーニングの推進に引き続き全学科で組織的に取り組んでいくこと

を、令和元年度第6回教育改革推進委員会において決定し、具体的な検討を進めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・本学では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの3段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、また、その結果の集約・分析・共有を通して、3つのポリシーの妥当性、整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで教育の質保証を図るというアセスメント・ポリシーを策定した。以下、レベル毎の内容を示す。

- 1) 機関レベル（大学）では、入学から卒業までの各種アンケート調査、GPA・単位修得状況、退学・休学率等の状況、就職・進学状況、卒業生・就職先企業へのアンケート調査等を通して、学修成果の達成状況を検証し、全学的な教育・学修支援等の改善に活用する。
- 2) 教育課程レベル（学科・専攻）では、各種アンケート調査、学生面談、学生ポートフォリオ、大学院ポートフォリオによる学修活動状況調査、資格等の取得状況、GPA・単位取得状況、卒業研究のルーブリック評価、留年・退学・休学率等の状況、就職・進学状況等を通して、学修成果の達成状況を検証し、各教育課程の改善に活用する。
- 3) 科目レベルでは、各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケート、教員相互の授業参観による評価等を通して、科目ごとの学修成果の達成状況を検証し、授業の改善に活用する。

・また、上記におけるアセスメントの実施は、大学全体の複数の部局や委員会で分担し、各々が下記に示す役割を担いながら全学的な取り組みとして進めていく体制を整備している。

- ・ Plan (教育改革推進委員会、学科長会、IR 推進センター)
アセスメント・ポリシーの策定、アセスメント指標・内容・分析方法の検討
- ・ Do (教務委員会、FD 委員会、各学科、各専攻)
アセスメントの実施、カリキュラム、授業方法、教育内容等の改善への取り組み、FD・SD の実施
- ・ Check (自己点検・評価委員会、教育研究推進外部評価委員会)
アセスメントの結果に基づく、学修成果の総合的な評価と課題の指摘
- ・ Action (教育改革推進委員会、学科長会)
指摘された課題に基づく教育改善策の検討

・各部署で実施したアンケートを IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会にて報告し、教育研究活動の改善を図っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】

・具体的なアセスメントの名称及び内容は以下①～⑧に示すとおりである。

- ① 学生授業評価アンケート：FD 委員会で全授業・実習科目のうち工学部及び工学研究科において全教員が担当科目のうちいずれか 1 科目で実施している。【資料 3-3-5】
- ② 学生満足度調査：学生課で毎年 12 月～1 月に全学生対象に実施【資料 3-3-6】
- ③ 新入生アンケート：入試課で入学時に実施【資料 3-3-7】
- ④ 学修行動調査：IR 推進センターで毎年 10 月～12 月に実施（大学 IR コンソーシアム「学生調査」に基づく）【資料 3-3-8】
- ⑤ 卒業生・修了生アンケート：就職課で卒業時・修了時に実施【資料 3-3-9】
- ⑥ 既卒生アンケート：就職課で 3 年ごとに実施【資料 3-3-10】
- ⑦ 就職先企業アンケート：就職課で就職先企業に対する調査を毎年実施【資料 3-3-11】
- ⑧ 教員相互の授業参観：FD 委員会で全教員に対して前期又は後期に 1 回実施している。【資料 3-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制

【資料 3-3-3】 令和元年度教育改革推進委員会議事録

【資料 3-3-4】 久留米工業大学ファクトブック 2019

【資料 3-3-5】 2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 3-3-6】 2019 年度学生満足度調査アンケート用紙・結果

【資料 3-3-7】 令和元年度新入生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-8】 2018 年度学修行動調査結果（久留米工業大学ファクトブック 2019）

【資料 3-3-9】 2019 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-10】 2019 年度既卒生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-11】 2019 年度就職先企業に対するアンケート用紙・結果

【資料 3-3-12】 2019 年度授業公開・アンケート実施日一覧、授業公開評価票

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・学生授業評価アンケート等調査の結果については、全教員を対象とした FD 研修会を開催し、ワークショップ等を通じ指導法改善につなげるための方策を議論している。教員だけでなく学生も交えた FD 委員会の下部組織である学生・教職員教育改善部会を毎年開催し、各アセスメントの調査結果に基づき学修状況の在り方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話し合っている。討論を重ねることで教員と学生の距離が縮まり信頼関係を築くことにも役立つだけでなく、「学生の生の声」を教育内容や方法等の改善に資する場としている。【資料 3-3-13】 【資料 3-3-14】

・アンケートの集計結果を教職員共有サイト「きっと見る」において共有し、全教員に公表している。各教員はこのアンケート結果を全体平均あるいは前年度の当該科目と比較することで、授業改善に生かせるよう役立てている。また、集計結果は全教員を対象とする「教員評価」にも反映させている。【資料 3-3-15】

・学生授業評価アンケートの評価上位者は学科長会議で審議され、学長より「ベストティーチャー賞」として表彰を行う。【資料 3-3-16】 【資料 3-3-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-13】 令和 2 年 FD 委員会議事録

【資料 3-3-14】 令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 3-3-15】 教職員共有サイト「きっと見る」の資料

【資料 3-3-16】 2020 年度学科長会議議事録

【資料 3-3-17】 令和元年度ベストティーチャー賞一覧

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

・学修成果の点検・評価については、各種委員会において実施しており、その結果を IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会で検討し教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげており、今後も継続して点検・評価を行っていく。

・工学研究科の学修到達度ルーブリック評価の導入を令和2(2020)年度に大学院研究科運営委員会で検討する。

【基準 3 の自己評価】

・本学では、建学の精神や教育理念、教育研究上の目的を踏まえ、知識、技能、態度といった学修成果に重点を置きディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページを通して周知している。単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準並びに学位授与の要件は学内諸規程に規定しており、単位認定に関してはシラバスに成績評価基準を明示している。工学部の進級基準は大学全体で設定している。成績評価、単位認定、進級判定、卒業認定、修了認定等に当たっては基準に則り厳正に審査した上で行っている。

・教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定

し、種々の媒体で周知を図っている。ディプロマ・ポリシーに掲げる能力等を身に付けさせるため「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」についての基本的な考え方を明示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。

- ・学修成果の点検・評価については、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われ、その結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に結びつくようフィードバックしている。

- ・大学院工学研究科修士課程では、修士論文の審査による学位記授与、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されている。

以上のことから、卒業認定・修了認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており、基準3を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

・本学は、大学に関する主な意思決定機関として、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科運営委員会、大学院研究科委員会を設置しており、学長が委員長となり、学長のリーダーシップを発揮しながら運営できる体制を構築し、本学の現状把握と課題発見、改善のための提案等を審議、決定し、必要に応じて理事会へ上申している。各会議の主な協議内容は以下に示す。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長の諮問を受け、「久留米工業大学企画会議規程」に則り、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 4-1-1】

【資料 4-1-2】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、「久留米工業大学学科長会議規程」に則り、本学の教育研究及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定に当たり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

・教授会は、学則第 43 条に基づき、本学の教育に関する意思決定機関として「久留米工業大学教授会規程」に則り、入学・卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項について審議、決定している。また教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。

【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】

・大学院研究科委員会は、大学院学則第 36 条に基づき、「久留米工業大学研究科委員会規程」に則り、教学に関する重要事項を審議する。また、大学院研究科委員会に大学院研究科運営委員会を置き、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議する。【資料 4-1-7】 【資料 4-1-8】

・本学の中長期計画（実施計画）を実施していくため、学長が委員長を務める教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等を設置し、「第 2 次前期実施計画」の 6 つの分野（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）について審議、決定していくこととなっている。大学運営のための主要な推進委員会の主な審議事項を「表 4-1-1」に示す。

表 4-1-1 大学運営のための主要な推進委員会

名 称	主な審議事項
教育改革推進委員会	1) 本学における教育改革の基本方針に関する事項 2) 学部及び大学院の教育内容及び教育方法の改善等に関する事項 3) 学修成果のアセスメント及び教育の質保証に係る施策の企画、実施及び支援に関する事項
研究改革推進委員会	1) 研究活動の改革、連携、推進及び支援に関する事項 2) 科学研究費を含む競争的研究資金獲得の支援に関する事項 3) 全学的な研究政策の立案に関する事項 4) 研究交流の促進に関する企画・実施に関する事項
産学官連携推進委員会	1) 産学官連携推進活動の基本方針の策定に関する事項 2) 産学官連携推進に係る活動に関する事項 3) 知的財産の取扱いに関する事項 4) 産学官連携推進に係る人材育成に関する事項 5) 地域の教育機関との連携、生涯学習に関する事項
国際化推進委員会	1) 本学における国際化の基本方針に関する事項 2) 学部及び大学院の国際化への改善等に関する事項 3) 国際化の質保証に関する施策の企画、実施及び支援に関する事項

また、これらの委員会の管轄下にある各種委員会を下部組織として位置づけ、規程に基づき運営している。【資料 4-1-9】 【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】

・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学の意思決定権者である大学担当理事として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長を補佐するため、副学長、学長補佐（教務担当、入試広報担当、地域連携担当、研究ブランディング事業担当）を置き、学長が指名する。各種委員会についても、学長、副学長、学長補佐又は学長が指名するものが委員長となり、学長のリーダーシップの下、3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の点検・評価により改善に導く体制となっている。【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 久留米工業大学学則第 58 条（企画会議）

【資料 4-1-2】 久留米工業大学企画会議規程

【資料 4-1-3】 久留米工業大学学則第 59 条（学科長会議）

【資料 4-1-4】 久留米工業大学学科長会議規程

【資料 4-1-5】 久留米工業大学学則第 43 条（教授会）

- 【資料 4-1-6】 久留米工業大学教授会規程
- 【資料 4-1-7】 久留米工業大学大学院学則第 36 条（運営組織）
- 【資料 4-1-8】 久留米工業大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 4-1-9】 久留米工業大学教育改革推進委員会規程
- 【資料 4-1-10】 久留米工業大学研究改革推進委員会規程
- 【資料 4-1-11】 久留米工業大学産学官連携推進委員会規程
- 【資料 4-1-12】 久留米工業大学国際化推進委員会規程
- 【資料 4-1-13】 各種委員会一覧表
- 【資料 4-1-14】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 14 条
- 【資料 4-1-15】 久留米工業大学学則第 41 条第 1 項（教職員）

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

・本学は、副学長規程に基づき、副学長を置き、学長の職務を助け、校務を掌理することとしている。また、学長補佐規程に基づき、学長補佐を置き、担当分野において特定の業務を遂行し、学長を補佐することとしている。このことにより権限の適切な分散を図り、責任の明確化を行っている。【資料 4-1-16】 【資料 4-1-17】

・本学の使命・目的を達成するための教学に関する事項を審議する組織として、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会、教育改革推進委員会、教務委員会がある。【資料 4-1-2】 【資料 4-1-4】 【資料 4-1-9】 【資料 4-1-18】 【資料 4-1-19】

・企画会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各課長及び本法人の事務局長、その他学長が必要と認めた者として本法人の監事を構成員として組織され、政策企画課で議題の整理を図り、教育研究活動の企画・立案・調査及び、教育研究についての自己点検・評価等について審議する。

・学科長会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、各学科長、事務局長、事務局次長を構成員として組織され、工学部の教育計画の編成及び運営に関する事項や大学の教育研究活動についての大学評価に関する事項を審議する。

・大学院研究科運営委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各専攻長及び各専攻より 1 名ずつ選出された教員により構成され、大学院の教育研究に関する事項を審議する。

・教育改革推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各センター長、学科長、専攻長、事務局長、事務局次長及び教務課長にて構成され、教育改革の基本方針や、教学マネジメントに係る指針、教育内容及び教育内容・教育方法の改善等に関する事項を審議する。【資料 4-1-20】

・教務委員会は、学長補佐（教務担当）が委員長となり、各学科から選出された教員と教務課長を構成員として、カリキュラム等の教育課程及び履修に関する事項を審議する。

・以上のような組織において、審議された事項については、本学の助教以上の全教員が構成員である教授会及び大学院研究科委員会において報告され、必要があれば教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴き、学長が決定することができるようになっている。また決定した事項については、これらの会議の下部組織である各種委員会により、実行に向けて調整され、実行し、新たな課題について審議される体制を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-16】 久留米工業大学副学長規程

【資料 4-1-17】 久留米工業大学学長補佐規程

【資料 4-1-18】 久留米工業大学教務委員会規程

【資料 4-1-19】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

【資料 4-1-20】 久留米工業大学 教学マネジメントに係る指針

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

・本学では、教学マネジメントを機能させるため、教務委員会には教務課長が構成員となり、教育課程の形成・編成に職員が参加する仕組みを設けている。

・教員と事務職員の協働を図るため、教員組織と事務組織との間で連携体制を図っている。各委員会等には、担当事務局の責任者（課長等）及び関係職員が常時出席し、担当事務として協議に参加している。

・事務局長により統括総合調整の下、本学の実質的な業務の責任者である各課長が、関連部署と協議・連携を密に行いながら、事業計画・予算に基づいて業務を執行している。また、事務局の「課長会議」を定例で開催し、情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、業務に齟齬が起らないようにしている。

・企画会議、学科長会議、教育改革推進委員会には事務局長、事務局次長等が構成員となり、全学的な教学マネジメント機能の強化に取り組んでいる。【資料 4-1-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-21】 久留米工業大学教学運営組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

・大学を取り巻く環境の変化に対応できる体制の見直しを図りながら、大学教育において求められている教育の質的転換を含む教育改革の適切な点検・評価を全学的に行う実施体制を構築する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

・本学の工学部における助教以上の専任教員数（学長を含まない）は「表 4-2-1」に示す

とおり、64 人である。学科ごとでは、機械システム工学科は専任教員 8 人（うち教授 5 人）、交通機械工学科は専任教員 16 人（うち教授 7 人）、建築・設備工学科は専任教員 10 人（うち教授 5 人）、情報ネットワーク工学科は専任教員 10 人（うち教授 5 人）、教育創造工学科は専任教員 8 人（うち教授 5 人）、その他の組織においては専任教員数 12 人（うち教授 7 人）を確保しており、専任教員数、教授数ともに大学設置基準を満たしている。

・大学院工学研究科では 3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は研究指導教員 12 人、授業担当教員 3 人、電子情報システム工学専攻は研究指導教員 8 人、授業担当教員 4 人、自動車システム工学専攻は研究指導教員 7 人、授業担当教員 1 人で、専任教員数、研究指導教員数ともに大学院設置基準を満たしている。

表 4-2-1 専任教員配置数と大学設置基準上の必要数

学科名	入学定員	収容定員	専任教員数					設置基準上必要数	
			教授	准教授	講師	助教	計	教員数	教授数
機械システム工学科	50	208	5	3	0	0	8	8	4
交通機械工学科	70	296	7	4	0	5	16	8	4
建築・設備工学科	80	328	5	3	1	1	10	9	5
情報ネットワーク工学科	80	328	5	4	1	0	10	9	5
教育創造工学科	40	160	5	3	0	0	8	8	4
共通教育科 他			7	4	0	1	12		
計	320	1320	34	21	2	7	64		
大学全体の収容定員に定める専任教員数								16	8
総 計								58	30

・本学の教員の採用及び昇任に関する事項は、「久留米工業大学教員選考規程」及び「久留米工業大学教員選考基準規程」に定めている。また、大学院の担当教員の採用・昇任に関する選考基準は、「久留米工業大学院担当教員選考規程」に定めている。教員の採用については、教員の退職等による欠員の補充及び教育内容の充実を図る上で必要とする場合、原則公募により人材を募る。採用については、選考委員会において書類審査（履歴書・研究業績書等）を行い、面接を適宜実施後、企画会議において審議、決定し、法人本部に採用の上申を行い、理事長が任命する。【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】

・教員の昇任は、教育、研究、社会貢献、組織運営の各領域において可視化された教員評価を基に、「久留米工業大学教員評価規程」に規定化された事項を十分に満たしている教員に対して、所属する学科の学科長の推薦により企画会議で審議、決定する。【資料 4-2-4】

【エビデンス・資料編】

【資料 4-2-1】 久留米工業大学教員選考規程

【資料 4-2-2】 久留米工業大学教員選考基準規程

【資料 4-2-3】 久留米工業大学大学院担当教員選考規程

【資料 4-2-4】 久留米工業大学教員評価規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

・全学的に教育指導方法の検討、改善を進めるため、FD 委員会を設置している。FD 委員長は、学長が指名し、1 学部、1 研究科の利点を活かして全学的な FD 体制としている。委員は、各学科及び各専攻から 1 人ずつ、委員として加わることにより、大学院も含めた全学的な取り組みを可能としている。【資料 4-2-5】

・FD 委員会では、教育方法の改善及び教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、FD 研修会（工学部 11 回、工学研究科 1 回）を実施した。また、FD 委員会の下部組織の学生・教職員教育改善部会第 2 回目を開催した。令和元(2019)年度の学生・教職員教育改善部会の開催から、工学部各学科の 1 年生～4 年生、大学院各専攻の 1 年生～2 年生が参加するよう構成拡充した。

この学生・教職員教育改善部会では、学生の参画に基づき授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行い、教育改善に向けての FD 活動を行っている。【資料 4-2-6】
【資料 4-2-7】 【資料 4-2-8】

・授業改善の手掛かりとするため、工学部・大学院学生を対象に学生授業評価アンケートを実施して、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している。学生授業評価アンケートには、学修に関する全般的な内容を年 1 回実施（非常勤講師も実施）している。アンケート結果については、各教員にフィードバックし、教学システムのポータルサイトにて教職員と学生に一定期間公開している。【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】

・教員による授業相互参観については、学生授業評価アンケート実施時に、授業の相互見学を実施している。実施に当たっては、同一学科の教員が授業を実施し、文書において報告書を提出している。【資料 4-2-11】

・ティーチング・ポートフォリオの作成については、個々の教員の教育活動について文章化し、授業を行う上で欠かせない教育理念や戦略などを整理することで今後の教育改善への意識化を図り、改善を促進していくために、平成 30(2018)年度から全ての専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成を義務づけた。令和元年度教員活動状況評価表により教員評価へ反映させるとともに、久留米工業大学教育・研究業績年報に掲載を行った。【資料 4-2-12】 【資料 4-2-13】

・学外での研修については、学士課程教育や初年次教育など、現代の大学教育に関する学外での研究会、研修会などの活動が活発になっている。FD 委員会をはじめ、関連する各委員会などでは、こうした学会などの企画を周知するとともに予算措置を行い、教員及び職員の参加を支援している。【資料 4-2-14】

・他大学との連携については、平成 27(2015)年度には九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク（Q-Links）賛同校となった。また、羽衣国際大学、神奈川工科大学と連携協

定書を交わし、平成 30(2018)年 3 月には、神奈川工科大学と「理工系講義形式科目における学生の学習を促進する授業－実践編－」をテーマとした共同 FD を開催し、授業改善と教員の質向上に向けた FD を開催した。また、平成 30(2018)年 11 月 5 日には、羽衣国際大学と「学修への自己評価・大学への満足度で本学はどの位置にあるか」をテーマとした共同 FD を開催した。【資料 4-2-15】 【資料 4-2-16】 【資料 4-2-17】

・本学の教員評価制度は、大学の使命・目的の実現に向け、職位に応じて、また所属学科などの一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている。

・教員評価方法は、「教育領域」「研究領域」「社会貢献領域」「管理運営領域」において、前年度の各教員の実績を基に、まず評価要領に従い 5 段階評価の自己評価を行なう。続いて、副学長及び学長補佐による第 2 次審査を行い、最終的に学長が総合評価を行ない、各領域において上位者となった教員に対して表彰することにより、教員の資質及び士気の向上を図っている。【資料 4-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-5】 久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 4-2-6】 令和元年度 FD 委員会議事録

【資料 4-2-7】 2019 年度 FD 研修会一覧

【資料 4-2-8】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 4-2-9】 2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 4-2-10】 2019 年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート

【資料 4-2-11】 2019 年度授業公開・アンケート実施日一覧、授業公開評価票

【資料 4-2-12】 ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 4-2-13】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

【資料 4-2-14】 2019 年度学外研修一覧

【資料 4-2-15】 学外研修 (Q-Links、カリキュラム設計等)

【資料 4-2-16】 羽衣国際大学合同 FD 開催案内

【資料 4-2-17】 神奈川工科大学合同 FD 開催案内

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・教育の質保証が求められているなか、教育内容の向上を見据えた教員の確保及び教育内容の充実や質保証を図る上で必要となる教員の資質・能力向上を目的とした教員評価、あるいは FD 研修会の内容の検証を行い、改善を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

・大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学の事務職員の資質・能力の向上や意識改革等が重要な課題であり、本学では SD の基本方針及び実施計画を SD 推進委員会で策定し、企画会議で審議・決定し、それに基づき FD・SD 研修会を開催している。大学の教育研究の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等とが連携体制を確保し、協働して業務に取り組む「教職協働」の重要性から、他大学より講師を招き教職協働についての研修会を開催してきた。【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】 【資料 4-3-3】

・また、学外での研修会等への参加も推奨しており、日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会職員研修センター等が主催する外部研修会、あるいは専門性を高めることを目的とした研修会への参加や、平成 25(2013)年度には学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度により、通信教育・自主研修グループ活動・その他研修会への参加費等の補助（上限 4 万円）を行っており、職員の意識向上を図るとともに、職員のスキルアップ・資質の向上を図っている。【資料 4-3-4】

・さらに、各課での課内研修や、業務改善に対する提案書の提出、管理・監督職による職員の個人面談を実施することで、職員の意識改革や資質・能力の向上につなげている。【資料 4-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 久留米工業大学 SD 推進委員会規程

【資料 4-3-2】 令和 2 年度久留米工業大学における SD の実施方針・計画について

【資料 4-3-3】 令和元年度 FD・SD 研修会一覧

【資料 4-3-4】 学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度

【資料 4-3-5】 業務改善提案書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

・大学の教育研究の高度化・複雑化は現在も進んでおり、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、事務職員への期待は一層高まり、実際に担う業務は更に変化していくことが予想される。こうした今後の変化を見据え、大学としてこれに十分に対応できるよう、キャリアパスを踏まえた SD による事務職員の資質・能力の向上や意識改革と併せて、教職協働を推進し、大学全体としての機能強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

・教員研究室は一人一室を確保し、対象は専任の教員である。各研究室には机、椅子、テーブル、書架、パソコンなどの備品を大学が用意している。

・交通機械工学科「先端交通・航空宇宙コース」の教育施設として、平成 31(2019)年 4 月に、「航空宇宙実習棟」を開所し、航空宇宙分野の教育・研究環境を整備した。

・建築・設備工学科の教育設備として、「平成 31 年度私立大学施設整備費補助事業（教育装置）」による補助を受け、「建築構造実験システム」を導入し、建築構造分野の教育・研究環境を整備した。

・平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、執行管理を総務課（研究支援担当）が行うことで、教員の計画的な研究活動が支援できる体制を整えている。【資料 4-4-1】

・学生の研究環境に関しては、卒業生・修了生アンケートにおいて施設・設備に関して調査を行い、満足度を把握し、改善に取り組んでいる。アンケート調査の結果は、「満足」及び「やや満足」の回答の割合が、卒業生については約 70%、修了生については 100%であった。【資料 4-4-2】

・本学は、平成 27(2015)年 11 月に“未来を感じるモビリティ（ノリモノ）社会”を研究するインテリジェント・モビリティ研究所を設置し、所長をはじめ構成員の約 6 割が民間企業で経験とスキルを積んだ 11 名の兼任教員及び 1 名の専任技術職員で構成している。

【資料 4-4-3】

・民間企業経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携によるスピーディーな研究開発で、高齢者や障がい者の自律した社会参画を支援する、人工知能搭載の対話型電動車いす「パートナーモビリティ」の開発が進み、すでに各地で実証試験を実施し、TV や新聞、各種メディアで多数取り上げられ、全国の企業や自治体から注目されている。なお、本研究は、学長のリーダーシップの下、全学的に推進する研究ブランディング事業と位置付けて、様々な研究支援を実施しており、平成 30(2018)年度の文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に『先進モビリティ技術で多様な人々が能力を発揮できる、Society 5.0 に基づく「いきいき地域づくり」』という事業名で申請を行い、支援対象校に選定された。【資料 4-4-4】

・平成 30(2018)年度後半から、技術相談及び技術指導ができる環境の整備を行った。すでに技術指導から共同研究や受託研究に発展し、特許出願に至った研究成果もある。【資料 4-4-5】 【資料 4-4-6】

・令和 2(2020)年 4 月に、AI 技術の地域産業への応用と AI 教育のための AI 関連カリキュラムの整備を行うことを目的とした「AI 応用研究所」を開設した。【資料 4-4-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 学長裁量経費による研究支援に関する資料

【資料 4-4-2】 久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019（198 ページ）

- 【資料 4-4-3】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)
- 【資料 4-4-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業)
- 【資料 4-4-5】 技術相談の対応要領について
- 【資料 4-4-6】 久留米工業大学技術指導取扱規程
- 【資料 4-4-7】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒AI 応用研究所)

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

・本学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「久留米工業大学行動規範（平成 27 年 9 月 9 日改正）」「久留米工業大学コンプライアンス規程（平成 27 年 5 月 13 日制定）」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程（平成 29 年 3 月 1 日制定）」「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画（令和 2 年 4 月 1 日改正）」「研究費の管理・運営に係る体系図（平成 29 年 3 月 1 日改正）」を定めている。また、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を平成 29(2017)年 12 月に作成している。本学は、これらの規程、マニュアル等に基づく適正な管理運営を遂行し、不正防止の啓発に取り組んでいる。【資料 4-4-8】 【資料 4-4-9】 【資料 4-4-10】 【資料 4-4-11】 【資料 4-4-12】 【資料 4-4-13】

・研究倫理については、「久留米工業大学行動規範」に基づき、本学の研究活動に携わる全ての者が遵守すべき事項を「久留米工業大研究倫理規程」に定めている。また、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することを目的として、研究倫理委員会を設置している。【資料 4-4-14】 【資料 4-4-15】

・研究倫理教育においては、大学院生を含む研究活動に従事する全ての者に研究倫理に関する FD・SD 研修会の参加や、研究倫理教材 APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) を履修することを義務づけている。【資料 4-4-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-8】 久留米工業大学行動規範
- 【資料 4-4-9】 久留米工業大学コンプライアンス規程
- 【資料 4-4-10】 久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程
- 【資料 4-4-11】 公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画
- 【資料 4-4-12】 研究費等の管理・運営に係る責任体系
- 【資料 4-4-13】 久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル
- 【資料 4-4-14】 久留米工業大学研究倫理規程
- 【資料 4-4-15】 久留米工業大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-16】 FD・SD 研修会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

・本学の目指すべき姿とする「2021 年ビジョン」の実現に向けた施策とする「アクション

ンプラン 32」の1つとして策定された、学長のガバナンスによる“学長裁量経費”を活かし、研究活動への資金を配分している。

- ・本学では平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、応募による教育研究経費等の支援を実施しており、採択者には論文の投稿を義務付けていることから、研究発表件数や論文投稿数、共同研究及び受託研究の件数の増加等の効果が出ている。

- ・学長裁量経費は、応募による個人型研究支援、学科横断型研究支援の他に、論文投稿料支援、着任支援、基礎研究費支援、その他学長が認める支援事業に分かれ、論文投稿料支援は、上限 10 万円として 10 名の教員への論文投稿料支援を行い、着任支援は、新任の教員の研究活動費として配分、基礎研究費支援は、学会への参加推進を目的として、全教員に対して一律 5 万円を配分している。その他学長が認める支援事業については、“次の柱となる研究”への支援や共同研究支援等に利用できることとしている。【資料 4-4-1】

- ・外部資金の獲得に関しては、「産学連携に関する目標・計画」を制定し、その推進を図るため「共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、直接研究費、間接研究費の透明性を確保するための積算方式の導入及び外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行っている。【資料 4-4-17】

- ・科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催し、外部資金の獲得に努めている。さらに、学内公募型の学長裁量経費において、地域に根ざした研究、科研費応募の区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた研究に支援を行うことで、外部資金の導入に向けた努力を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-17】産学連携についての目標・計画

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究環境の整備を今後も継続して行い、研究倫理、知財管理、研究費の適切な使用については、法令改正や社会情勢の変化に対応して適切に体制や規程の整備を行うとともに、研修等による研究者や関係職員の啓発を継続する。今後も研究費は適切に配分するとともに、外部資金の獲得、学内公募型の研究支援制度を継続して実施する。

- ・研究改革推進委員会で科研費の採択数の増加を図ることができるよう、事務局も含めた研究体制の強化に取り組んで行く。

- ・令和 2(2020)年 4 月に開設した「AI 応用研究所」では、地域課題解決のための AI を応用した次の柱となる研究を推進し、学科を超えた教員の交流の場としても活用することとなっている。また研究時間の調査・分析を実施し、研究時間の確保について検討することとなっている。

- ・本学のブランド力となり得る“次の柱となる研究（AI 等）”を研究改革推進委員会において協議し進めていく。

【基準 4 の自己評価】

- ・教学マネジメント、教員、職員の配置は適切であり、学長のリーダーシップが発揮できる環境が整備されている。FD・SD 研修も組織的、計画的に十分実施され、参加率も高く、

内容も多岐にわたり、充実している。その成果として、教職協働も機能的に運用され、適材適所の配置により大学改革も順調に進んでいる。

・研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから、教学マネジメントの機能性を確保し、教員の配置・職能開発等、職員研修及び研究支援を適切に行っており、基準4を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

・「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的」とすると定めており、本学の学則第 1 条では「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 5-1-1】 【資料 5-1-2】

・本学は、一貫して「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、これを実践するために必要な方針を教育理念・ビジョンとして明確化している。なお、教職員の意識と理解を深め継続的な実行を確保するため、学内施設への掲示、ホームページ、学生便覧への掲載など広く一般にも公開している。【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】

・これらの目的等を達成するため、理事会や評議員会、監事などの機能を適切かつ効果的に大学運用に活用するとともに、人事、サービス、財務等の規則・規程に沿った適正な学校運営を行っている。【資料 5-1-5】

・学校法人久留米工業大学では、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくため、「学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード」を明確に定めている。【資料 5-1-6】

・学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報や教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている教員の養成の状況に関する情報、財務情報については、大学ホームページに公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 3 条

【資料 5-1-2】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 5-1-3】 2020 学生便覧（6 ページ）

【資料 5-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 5-1-5】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 1 学校法人久留米工業大学組織図

【資料 5-1-6】 学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

・本学では実施計画（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）を策定し、使命・目的を実現するための取組み方針を明確にしてきた。平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までを「第 1 次前期実施計画」、平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までを「第 1 次後期実施計画」として事業に取り組み、引き続き令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までを「第 2 次前期実施計画」として事業に取り組んでいる。さらに、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までを「第 2 次後期実施計画」として策定を予定している。

・実施計画は、毎年度における各部門の重要課題及び単年度目標を予算編成時に合わせてローリングし、計画としての実効性を高めており、使命・目的の実現へ向けた確実な実行を支えている。【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-7】 学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書(2019 年度～2021 年度)

【資料 5-1-8】 令和 2 年度事業計画書

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮について

・環境への配慮については、学内喫煙スペースの整備を行い、受動喫煙防止や喫煙マナー向上に努めている。また、資源ごみ回収や省エネに対する意識啓発など具体的な取り組みを行っている。また、本学では、平成 27(2015)年度に創立 50 周年を記念して新棟「テクノみらい館」を建設しており、「未来が見える新棟」をコンセプトに環境技術を最大限導入し、省エネと創エネによって消費エネルギーの最小化を追求した設計となっている。また「学校法人久留米工業大学契約事務規程」第 26 条には、「契約事務の執行に当たっては、地球温暖化の防止等環境に配慮するよう努めるものとする」と規定されており、環境への取り組みを行っている。【資料 5-1-9】

2) 人権への配慮について

・人権への配慮については、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程」「久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント行為になり得る言動の例」を作成し、意識啓発と制度運用の徹底を図るため全教職員を対象にした研修も実施している。「久留米工業大学ハラスメント相談室規程」を定め、ハラスメント相談員を教職員より 8 名（内女性 4 名）選出し、更に、外部カウンセラー 2 名（女性）も配置しており、学生と教職員の相談に応じている。【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】 【資料 5-1-15】 【資料 5-1-16】

・個人情報管理については、学校法人久留米工業大学の責務として遵守に努めており、規則等を整備している。大学においても「学校法人久留米工業大学個人情報保護規程」に基づき、「久留米工業大学個人情報取扱い細則」を定めている。【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】

3) 安全への配慮について

・法人における危機管理については、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」を定め、法人における様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制を確立し、学生等及び教職員の安全確保を図っている。【資料 5-1-19】

・本学の危機管理に関しては、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」に基づき「久留米工業大学危機管理規程」を制定している。この規程には災害及び火災のほか、重篤な感染症（新型コロナ感染症等）、情報漏洩等に対する危機管理体制及び対処方法を定めている。危機発生時においては学長を本部長とする「危機対策本部」が当該危機への対応を行うことを定め、学生及び教職員の生命及び身体确保安全のため、迅速にかつ的確に対応できるように体制を整備している。【資料 5-1-20】

・本学では、「久留米工業大学安全衛生管理委員会規程」を定め、安全衛生委員会において、本学の教職員等の安全確保と健康の維持増進等について審議し、安全衛生管理活動の推進を図るとともに、労働災害及び健康障害等の防止に努めている。【資料 5-1-21】

・安全対策については、「SAFETY GUIDE 安全の手引き」や新入生に配布する「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」を作成するなど、安全に関する具体的な対応策の指導に努めており、消防署の指導・協力を得て、学生及び教職員参加のもとで防火避難訓練を実施し、災害時の対応に備える体制を整えている。【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】

・平成 28(2016)年度から、法人内の教職員に対し「ストレスチェック」を実施し、その結果を踏まえて職場環境の改善に努めることとしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-9】 学校法人久留米工業大学契約事務規程

【資料 5-1-10】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程

【資料 5-1-11】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 5-1-12】 久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程

【資料 5-1-13】 ハラスメント防止ガイドライン

【資料 5-1-14】 ハラスメント行為になり得る言動の例

【資料 5-1-15】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程

【資料 5-1-16】 久留米工業大学ハラスメント相談員

【資料 5-1-17】 学校法人久留米工業大学個人情報保護規程

【資料 5-1-18】 久留米工業大学個人情報取扱い細則

【資料 5-1-19】 学校法人久留米工業大学危機管理規則

【資料 5-1-20】 久留米工業大学危機管理規程

【資料 5-1-21】 久留米工業大学安全衛生管理委員会規程

【資料 5-1-22】 「SAFETY GUIDE 安全の手引き」

【資料 5-1-23】 「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

・経営の規律と誠実性について、ガバナンス・コード及び関連する法令は遵守している。

また、使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、常任理事会、経営戦略会議における連絡を密に行い、組織の相互理解を高めていく。

・危機管理に関しては、管理体制の実効性を確認するとともに、地元自治体との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元住民を含めた広域的な危機管理体制の充実、向上に努める。

・人権への配慮のため、ハラスメントに対する体制、個人情報保護に関する体制や規程の整備を行い、研修回数を増やすなど、時代に応じた対策のあり方を見直す。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年 6 回開催し、次の事項について審議することを理事会規則において規定している。【資料 5-2-1】

①理事及び評議員の選任及び解任 ②監事候補者の選任及び監事の解任 ③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任 ④予算及び事業計画 ⑤事業に関する中期的な計画 ⑥借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ⑦役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。）の支給基準 ⑧予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑨寄附行為の変更 ⑩合併 ⑪目的たる事業の成功の不能による解散 ⑫収益事業に関する重要事項 ⑬寄附金品の募集に関する事項 ⑭重要な規則の制定及び改廃 ⑮その他学校法人久留米工業大学の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
--

・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、各学校を代表することで、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

・理事会は、理事 12 名、監事 2 名で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する理事には学長及び各学校長が就任している。

・過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は「表 5-2-1」のとおりである。なお、欠席時の委任状は寄附行為第 19 条第 11 項において、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定められている。

表 5-2-1 理事の理事会への出席状況（委任状提出者除く）

平成 29 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 26 日	5 月 26 日	11 月 28 日
	出席状況	10/12 人	9/12 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 28 日	3 月 14 日	3 月 14 日
	出席状況	10/12 人	11/11 人	10/11 人
平成 30 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 29 日	5 月 29 日	11 月 28 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 28 日	3 月 14 日	3 月 14 日
	出席状況	11/12 人	11/12 人	10/12 人
令和元年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 29 日	5 月 29 日	11 月 26 日
	出席状況	10/11 人	9/11 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 26 日	3 月 13 日	3 月 13 日
	出席状況	10/12 人	11/11 人	11/11 人

出席状況：出席者数／理事総数

- ・監事は理事、評議員及び本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。
- ・役員を選任については、「役員候補者選考委員会内規」に基づき、役員候補者選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦する。【資料 5-2-4】
- ・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、毎月 1 回開催し、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関する事、緊急にこの法人の意思を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関する事、理事会及び評議員会に付議する事項について企画、立案し、又は整理すること等について審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。【資料 5-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人久留米工業大学理事会規則

【資料 5-2-2】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 5-2-3】 学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則

【資料 5-2-4】 学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規

【資料 5-2-5】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

・学校法人を取り巻く環境が変化、多様化している中、法人の意思決定は的確かつ迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう更に常任理事会機能を強化するなど、管理運営の活性化を図る。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

・学長は、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、学長就任と同時に理事に就任する。また、副学長は、理事として選任されており、理事会の構成員となっている。大学の管理運営の中核にあるこれらの者が、理事会の構成員となることにより、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制が整っている。また、これらの者は、理事会の方針を踏まえた大学運営を行っており、法人及び大学の意思決定の円滑化に有効な役割を果たしている。【資料 5-3-1】

・理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び常任理事会規則で明確に定めている。常任理事会は理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長の担当理事をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催され必要事項を審議・決定している。

【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】

・本学は学則第 43 条に基づき教授会を置き、入学、卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項並びに教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

・教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催している。また、教授会の下に各種委員会を設置しており、下記の「表 5-3-1」の各種委員会で原案の作成等を行っている。【資料 5-3-5】

表 5-3-1 管理運営のための主要な委員会

名 称	内 容
地域連携センター運営委員会	地域連携推進及びものづくりセンターの基本的事項に係る方針、新規事業や既存事業の改廃、知的財産の運用、公開講座の計画及び実施に関する事項等を審議する。

学術情報センター運営委員会	学術情報センターの組織及び運営・事業計画等、情報館・図書館管理運営に関する必要事項について審議する。
施設委員会	本学の施設整備計画及び環境整備に関する事項等を審議する。
教務委員会	教育課程及び履修に関する事項、学生の休学、退学、転学、留学、除籍等に関する教務上必要な事項を審議する。
学生厚生委員会	学生の生活指導、福利厚生、学友会、奨学金、賞罰等、学生の厚生に関する必要な事項について審議する。
入試委員会	入学試験実施の基本方針、入学試験の合格者判定など入学試験に関し、重要な事項について審議する。
広報委員会	大学広報誌等の作成・配布、オープンキャンパス・進学説明会等の企画・実施、高校・受験生・保護者等の動向調査・分析等学生募集及び大学広報に関する事項について審議する。
キャリアサポートセンター運営委員会	本学学生の就職の適正円滑を図るため、基本的構想と具体的実施方法の確立等就職に関する必要事項を審議する。
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び担当教員、教育実習、介護等体験、教員免許状更新講習等に関する事項を審議する。
共通教育運営委員会	共通教育科目のカリキュラム、授業計画及びその他共通教育に関する事項を審議する。
高大連携実施委員会	高等学校との連携企画、連携カリキュラムの作成等、高大連携の実施に関する事項を審議する。
FD委員会	研修その他施策の企画・実施、学生授業評価アンケート、授業公開、授業改善の取り組み等を審議する。
安全衛生管理委員会	安全衛生管理に関する必要事項を審議する。
シラバス委員会	開講科目のシラバスの作成等に関する事項を審議する。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各課長及び本法人の事務局長、その他学長が必要と認めた者として本法人の監事をもって構成され、学長の諮問を受け、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 5-3-6】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、本学の重要事項及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定することについて、学科長会議規程に定め、毎月 1 回定期的に開催している。【資料 5-3-7】

・大学院研究科委員会は、教育研究に関する事項等を審議し、学長が決定することについて大学院学則で明確に定めており、研究科長、研究科の指導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に必要な事項を審議している。また、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議することとし、本委員会は、研究科長、専攻長、指

導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催している。【資料 5-3-8】 【資料 5-3-9】

・大学の教育研究を支援するための必要な組織、大学事務の管理運営組織については、学校法人久留米工業大学組織及び管理規則に基づき運営に当たっている。【資料 5-3-10】

・副学長、学長補佐、学科長、専攻長、教務委員長、広報委員長、学生厚生委員長、学術情報センター長及び地域連携センター長の選任については、学長が指名して選任するよう役付職員内規で規定している。【資料 5-3-11】

・教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、平成 24(2012)年度から学校法人久留米工業大学（業務改善）提案制度を設けている。【資料 5-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号

【資料 5-3-2】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 20 条

【資料 5-3-3】 学校法人久留米工業大学理事会規則第 6 条の 3

【資料 5-3-4】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則第 2 条

【資料 5-3-5】 久留米工業大学教授会規程

【資料 5-3-6】 久留米工業大学企画会議規程

【資料 5-3-7】 久留米工業大学学科長会議規程

【資料 5-3-8】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

【資料 5-3-9】 久留米工業大学大学院研究科委員会規程

【資料 5-3-10】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則

【資料 5-3-11】 久留米工業大学役付職員内規

【資料 5-3-12】 業務改善提案集計

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

・理事会は法人経営における意思決定の最高機関として、実施計画及び予算・決算の承認、学則等諸規則の審議・決定を適正に行っており、大学と理事会の相互チェックによるガバナンス機能は十分発揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は寄附行為及び理事会規則に定める事項に則り、適切に機能している。

・本学の予算策定等は、法人との予算ヒアリングにおいて事業内容を精査し、学長の決定を経て最終意思決定機関である理事会で審議・決定を行っており、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックを行っている。

・理事会では、外部理事に久留米市長、弁護士などの学識経験者を加えることで、審議の客観性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。

・評議員会には、理事会の諮問機関として、寄附行為第 26 条に掲げる事項についてあらかじめ意見を聞いている。【資料 5-3-13】

・評議員の選任については、寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事会又は評議員会において選任されている。

・過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、「表 5-3-2」のとおりである。

表 5-3-2 評議員の評議員会への出席状況（委任状提出者除く）

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
平成 29 年度	月日	5 月 26 日	11 月 28 日	3 月 14 日
	出席状況	19/25 人	19/25 人	20/24 人
平成 30 年度	月日	5 月 29 日	11 月 28 日	3 月 14 日
	出席状況	17/25 人	20/25 人	23/25 人
令和元年度	月日	5 月 29 日	11 月 26 日	3 月 13 日
	出席状況	19/24 人	17/23 人	20/24 人

出席状況：出席者数／評議員総数

・法人の業務、財産の状況及び理事の執行状況の監査を行うため監事 2 名を置き、その職務を寄附行為に明確にしているほか、具体的な監査内容については、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準で定めている。現在、監事は常勤 1 名及び非常勤 1 名を置いており、寄附行為、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準に基づき業務及び財産の状況について毎年度 2 回（11 月上旬に期中監査（業務監査）、5 月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査））が実施されている。監査はあらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び担当課長等にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成の上、改善に取り組んでいる。また、法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。【資料 5-3-14】 【資料 5-3-15】 【資料 5-3-16】

・監事の選任については、寄附行為第 8 条の規定に基づき、理事会及び評議員会において選任されている。

・平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度の 3 年間に開催された理事会及び評議員会において、監事は概ね出席している。

・法人本部においては、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、補助金資料、伝票等については、総務課、財務課でチェックしたものを更に監査室でチェックするなど、二重、三重のチェックを実施している。

・平成 25(2013)年度から、各課単位での「目標管理制度」を導入して 7 年間実施してきた。課単位による「目標」「達成基準」「方法」「達成状況」実施計画を設定し、課長が進捗状況を管理することで、より実務に即した計画的な管理体制を構築している。

・目標管理制度は中間状況及び最終状況について課としての達成状況を大学事務局長及び次長が各課長からヒアリングを行った上で法人本部に報告されており、目標達成に向けて課内の取り組みの活性化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-13】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 26 条

【資料 5-3-14】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-3-15】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-3-16】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

・法人の運営として教学と経営とは両輪であり、お互いのコミュニケーションを円滑に保ち、社会情勢の変化に対応した迅速な意思決定を行える組織の確立に向けて今後とも努力する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・本学は、法人の建学の精神（ミッション）のもと、将来の目指す姿（ビジョン）を掲げ、そのビジョンの実現のために具体的目標を策定している。今回も「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」を策定し、経営安定化のための基礎づくりを行い、計画的な財務運営の確立に努めている。毎年、実施計画を基に検証を行い、その状況に応じて各年度の事業計画、予算編成を行っている。

・予算編成は、理事会で決定した基本方針に基づき各部署から経費を事業別に整理した調書を提出させ、ヒアリングを行い、その必要性・効果・手法等を精査の上、予算委員会にて査定を行い、安定的かつ健全な財政になるよう努めている。【資料 5-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

・収入（事業活動収入）の約 82%を占めている学納金収入は、学生確保による直接の影響を受けるもので、学生募集体制の充実などに取り組んだ結果、安定した収入の確保につながっている。また、令和元(2019)年度に収容定員の見直しを行い、更なる学生確保に努めた結果、法人全体としては、6 年連続の収入超過（大学のみでは 4 年連続の収入超過）となっている。

・学納金収入に頼らない運営を図るため、外部資金の獲得に関しては、令和元(2019)年度は、私立学校施設整備費補助金事業（2 件）が交付決定しており、積極的に取り組んでいる。また、平成 30(2018)年度に採択された「私立大学研究ブランディング事業」も現在継続中である。【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-2】 令和元年度事業報告書

【資料 5-4-3】 令和2年度事業計画書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

・収入の大部分を占める学納金収入の安定化を図るため、入学者確保、退学者防止などの取り組みを強化するとともに、予算編成に関しても政策事業経費、経常的経費、双方ともに見直しを図り、収支バランスの改善に努め、安定した財務基盤が構築できるよう取り組んでいく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

・本学の予算は、法人全体の予算編成方針及び事業計画に基づいて編成され、理事会の承認により成立する。【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】

・本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人久留米工業大学経理規則、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則、学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則、学校法人久留米工業大学契約事務規程、学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程、学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程に基づいて会計処理を行っており、日頃の会計処理を行う上で判断できない事項については公認会計士に相談して指導・助言を受け、適正な処理に努めている。【資料 5-5-3】 【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】 【資料 5-5-6】 【資料 5-5-7】 【資料 5-5-8】

・平成 27(2015)年度からは、これまで法人のみで使用していた財務会計システムが大学でも稼働となり、伝票の直接入力、データの閲覧・検索等が可能となった。法人と連携した会計処理を行うことにより、定期的な照合等が可能となり、日々不備・誤謬がないよう精査に努めている。

・予算執行については、担当者による裏付資料と政策事業調書又は経常経費調書の科目別内訳（予算明細）を確認の上、所属長、経理責任者の決裁により、法人の経理を統括する法人本部へ提出し、経理責任者の照合、決裁を受け、適正な会計処理を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 令和2年度予算書（理事会資料）

【資料 5-5-2】 令和2年度事業計画書

【資料 5-5-3】 学校法人久留米工業大学経理規則

【資料 5-5-4】 学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則

【資料 5-5-5】 学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則

【資料 5-5-6】 学校法人久留米工業大学契約事務規程

【資料 5-5-7】 学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程

【資料 5-5-8】 学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・本法人の会計監査は、学校法人久留米工業大学監事監査規則、学校法人久留米工業大学監事監査実施基準及び学校法人久留米工業大学内部監査規程に基づき目的に応じて監事による監事監査、公認会計士による会計監査、法人監査室による内部監査とそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備され、厳正に実施している。【資料 5-5-9】 【資料 5-5-10】 【資料 5-5-11】

・監事監査は年 2 回（期中監査・期末監査）、学長及び事務担当者からのヒアリング等を実施し、過去の指摘事項、経営課題への取り組み状況等、大学の現状や今後の計画に沿った実効のある監査を実施している。

・公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類等に基づく書面監査及び実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリング等、多岐にわたり実施している。

・法人監査室による内部監査は、原則、法人全ての業務活動を対象としており、科研費等公的研究費の監査も実施している。

・監事、公認会計士、法人監査室の連携については、例年監査開始前に意見交換をする等、連携を取りながら監査業務が行われ、いずれも理事会等へ報告される体制が整備されており、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-9】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-5-10】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-5-11】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

・会計処理に関しては、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則に従い、伝票処理、出納処理、領収処理、物品調達処理、減価償却処理を適正に行っている。引続き監事、公認会計士、法人監査室との連携を図り、適正な会計処理を実施していく。

【基準 5 の自己評価】

・本法人の運営に当たっては、学校教育法や私立学校法などの関係諸法令を誠実に遵守しているほか、実施計画及び財政計画の策定を行うなど計画的に行われている。また、策定された計画については毎年進捗管理を行うなど、適切に執行管理が行われている。

・理事会においては、理事総数 12 名中、5 名が外部理事と開かれた理事会となっており、地域の意見や一般企業の考え方などを取り入れながら、学校法人の運営について、審議が

行われ、地域に根差す、公共性・公益性の極めて高い学校法人の運営として適切に行われている。

・本法人は、担当理事制を採用していることにより、教育面における意思決定は、各担当理事の裁量権の範囲が大きくなっている。このことにより、近年の高等教育改革の動きにも迅速に対応できる体制となっている。

・大学における財政の基盤は学納金収入であり、学生の確保を安定的に行うことが、財政基盤の確立には不可欠である。本学においては、平成 28(2016)年度入学生から安定して入学定員を確保できていると評価している。この成果に満足することなく、更なる教育改革に取り組むことで、安定した学生確保を図り、財政基盤を確立する。また、各種補助金の獲得にも力を入れることで、大学資金の有効活用を図り、教育改革への取り組みも更に充実していく。

以上のことから、経営の規律と誠実性を維持しながら、理事会の機能性、円滑な管理運営と相互チェック機能、安定した財政基盤、適正な会計が確保されており、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・内部質保証に関する全学的な方針として、学則第 1 条の目的及び使命を踏まえ、学則第 2 条第 1 項に、「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。また、学則第 2 条第 2 項に、「前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている。【資料 6-1-1】

・大学院においても大学院学則の第 3 条において、「認証評価については、学則第 2 条の規定を準用する。」と定めている。【資料 6-1-2】

・内部質保証に関する全学的な方針については、「内部質保証に関する基本方針」に定めている。【資料 6-1-3】

・また、内部質保証のための恒常的な組織体制は、「内部質保証システム体系図」に示しているとおりに、整備されている。【資料 6-1-4】

・内部質保証のための責任体制は、「内部質保証に関する基本方針」の第 2 条（責任と体制）に明記されており、本学の内部質保証に関する責任者は学長とし、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制を構築している。

・なお、企画会議は、学長の最高諮問機関であり、企画会議規程第 2 条において、審議事項として、「内部質保証に関する事項」が明記されている。企画会議の議長は、学長をもって充てることとなっており、学長のリーダーシップの下で、内部質保証の推進がなされる。

【資料 6-1-5】

・以下、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制について説明を行う。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】

1) 中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

・中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を行うため、以下のとおり、企画会議の指示に基づき、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行っている。【資料 6-1-6】

ア 企画会議

・企画会議において、学校法人久留米工業大学の中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、本学の中長期計画の策定及びこの中長期計画に沿った年度毎の実施計画の策定を行う。

・企画会議は、以下に説明する自己点検・評価委員会に対して、年度毎に実施計画に基づく自己点検・評価を行うことを指示し、その結果を踏まえ、各学科、各専攻、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等及び事務局（以下「各組織」という。）に対して、改善指示を行う。改善指示を受けた各組織は、具体

的な改善方策の検討を行い、その結果が、次年度の実施計画に反映される。

- ・実施計画の実施状況は、大学から法人本部への報告が行われ、その結果を踏まえ、学校法人久留米工業大学の中長期計画の見直しが行われる。

- ・なお、中長期的な計画を踏まえた大学全体の改善を柔軟かつ円滑に行うため、企画会議の構成員として法人本部から事務局長及び監事が加わり、毎回の企画会議に参加している。

イ 自己点検・評価委員会

- ・企画会議の下部組織として、学則第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。【資料 6-1-6】

- ・自己点検・評価委員会において、年度毎の実施計画に沿って、教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況について、各組織と連携し、自己点検・評価を実施し、以下に説明する教育の質保証に関する自己点検・評価結果も含め、その結果を企画会議に報告する。【資料 6-1-7】

2) 教育の質保証

- ・学科や研究科等による 3 つのポリシーを起点とする教育の質保証を行うため、次のアからウに規定する項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度毎の実施計画に沿って、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。【資料 6-1-8】

ア 教育課程

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づく学位プログラムを策定し、P D C A サイクルを用いた教学マネジメントを運用する。

イ 学生の受入れ

アドミッション・ポリシーに基づき、自己点検・評価を行う。

ウ 学生の支援、学修環境

学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応に関する自己点検・評価を行う。

3) 学外からの意見を基にした内部質保証

- ・学外からの意見を基にした内部質保証を行うため、学識経験者、久留米市、地元企業、久留米商工会議所等の委員により構成される教育研究推進外部評価委員会を平成 28(2016)年度から設置し、毎年度、大学の教育・研究活動等の改善状況について、評価を受けている。【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】

- ・教育研究推進外部評価委員会による評価結果は学長に報告され、企画会議において、指摘事項等への対応について方針が審議され、更に、具体的な改善方策が関連する各組織において検討され、その結果が、次年度の実施計画に反映される。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】久留米工業大学学則第 2 条（認証評価）

- 【資料 6-1-2】 久留米工業大学大学院学則第 3 条（認証評価）
- 【資料 6-1-3】 久留米工業大学内部質保証に関する基本方針
- 【資料 6-1-4】 久留米工業大学内部質保証システム体系図
- 【資料 6-1-5】 久留米工業大学企画会議規程
- 【資料 6-1-6】 久留米工業大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 6-1-7】 令和元年度久留米工業大学自己点検評価書
- 【資料 6-1-8】 久留米工業大学教育改革推進委員会規程
- 【資料 6-1-9】 久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会規程
- 【資料 6-1-10】 令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学全体の質保証については、現在は、学長のリーダーシップの下、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制を構築しているが、今後、内部質保証の組織体制の一層の強化を図るため、内部質保証を統括する大学評価統括本部会議（仮称）の設置を検討したい。
- ・また、平成 29(2017)年 4 月大学設置基準に定められた教職協働に関する法令改正に対応し、事務改革推進本部において、各事務部門における事務の効率化を進めるとともに、専門性の高い職員の育成を図り、教職協働による内部質保証を推進していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、基準 6-1-①で述べた内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて実施している。以下、自己点検・評価がどのように行われているかについて説明を行う。

・本学では、「2021 年ビジョン」に示された教育・研究・社会貢献・経営の 4 分野における「アクションプラン 32」を盛り込んだ中期計画「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）（以下「中期計画」という。）」を、平成 30(2018)年に策定した。【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】

・更に、中期計画に基づき、令和元(2019)年度の実施計画「2019 年度事業計画書（以下、「実施計画」という）」を策定している。なお、実施計画には、各実施項目について、アクションプランの実現に向けた達成目標が記されており、エビデンスに基づく、自己点検・評価を可能としている。【資料 6-2-3】

・以下、実施計画に基づく具体的な自己点検・評価の流れについて、「内部質保証システ

ム体系図」に沿って説明を行う。【資料 6-2-4】

- ①学長は、自己点検・評価の実施を企画会議に依頼する。
- ②企画会議は、自己点検・評価実施の方針を基に、自己点検・評価の実施を自己点検・評価委員会に指示する。
- ③自己点検・評価委員会は、各組織に対して自己点検・評価の実施を指示する。
- ④各組織は、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
- ⑤自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価を総括し、実施計画の達成状況の評価結果および改善事項を記した自己点検・評価報告書を企画会議に提出する。【資料 6-2-5】 【資料 6-2-6】 【資料 6-2-7】 【資料 6-2-8】
- ⑥企画会議は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価結果を確認の上、学長に自己点検・評価報告書を提出し、自己点検・評価結果の回答及び改善事項の報告を行う。
- ⑦学長は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価の検証を行い、各組織に対する改善事項を明確にし、企画会議に対して改善指示を行う。
- ⑧企画会議は、改善事項を確認の上、各組織に対して、改善の指示を行う。
- ⑨各組織は、改善事項への対応計画を策定し、企画会議に報告するとともに、次年度の実施計画に反映させる。更に、その実施による改善結果を企画会議に報告する。【資料 6-2-9】 【資料 6-2-10】 【資料 6-2-11】
- ⑩企画会議は、各組織が策定した改善計画及び改善結果を学長に報告する。
 - ・また、教育研究推進外部評価委員会による指摘事項等への対応についても具体的な改善方策が関連する組織において検討され、その結果が、企画会議に報告されるとともに、次年度の実施計画に反映される。【資料 6-2-11】 【資料 6-2-12】
 - ・以上の PDCA サイクルを恒常的・継続的に実施することにより、3つのポリシーを起点とする教育の質保証及び中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を図っている。
 - ・エビデンスに基づく自己点検・評価は、企画会議の指示により、自己点検・評価委員会が、年度毎に行っている。
 - ・自己点検・評価の取り組みについては、各学科や各専攻へ周知し、更に教授会で報告することにより教職員に周知している。【資料 6-2-13】
 - ・「令和元年度年度自己点検評価書」は、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイト「きっと見る」において教職員全員でその結果を共有している。【資料 6-2-14】 【資料 6-2-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 久留米工業大学 2021 年ビジョン

【資料 6-2-2】 学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)

【資料 6-2-3】 2019 年度事業計画書

【資料 6-2-4】 久留米工業大学内部質保証システム体系図

【資料 6-2-5】 令和元年度自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-2-6】 令和 2 年度自己点検・評価委員会議事録

- 【資料 6-2-7】 令和元年度久留米工業大学自己点検評価書
- 【資料 6-2-8】 第 2 次実施計画 2019 年度実施計画の評価について
- 【資料 6-2-9】 令和元年度企画会議議事録
- 【資料 6-2-10】 令和 2 年度企画会議議事録
- 【資料 6-2-11】 令和 2 年度事業計画書
- 【資料 6-2-12】 令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書
- 【資料 6-2-13】 令和 2 年度久留米工業大学教授会議事録
- 【資料 6-2-14】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒大学評価)
- 【資料 6-2-15】 教職員共有サイト「きっと見る」の資料

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・本学では、平成 28(2016)年度に「IR 推進センター」を設置し、センター長、専任職員 1 名を配置して、IR 活動を行うための体制整備を図っている。【資料 6-2-16】

・IR 推進センターは、学内データの一元化を推進し、教育・研究活動、学修支援、学生募集、就職等に関わる種々のデータ分析を行っている。データ分析結果は、企画会議や教育改革推進委員会、研究改革推進委員会等において報告がなされ、教育・研究等の改善のために活用されている。【資料 6-2-17】 【資料 6-2-18】 【資料 6-2-19】

・特に教育の質保証に関しては、教育改革推進委員会と IR 推進センターが連携し、基準 3-3-①で述べた教育の質保証のためのアセスメント・ポリシーに沿って、学生授業評価アンケート、学生満足度調査、入学生アンケート等の多岐にわたる分析を行っている。

【資料 6-2-18】 【資料 6-2-20】

・IR 推進センターによるデータ分析結果は、教職員共有サイト「きっと見る」において共有し、全教職員への周知を図っている。【資料 6-2-15】

・IR 推進センターの活動は、年度毎に「IR 推進センター報告書」としてまとめ、企画会議や教授会で報告を行い、更に、教職員共有サイト「きっと見る」で共有し、全教職員への周知を図っている。【資料 6-2-15】 【資料 6-2-21】

・大学の基本情報は、IR 推進センターにおいて、年度毎に「ファクトブック」としてまとめ、大学ホームページにおいても公開し、学内外への周知を図っている。【資料 6-2-22】

【資料 6-2-23】

・学外の IR 関連の活動として、大学 IR コンソーシアム、大学評価コンソーシアムに加盟し、IR 推進センターにおいて、IR に関する情報収集及び研究活動を行っている。【資料 6-2-21】

・更に、「高等教育コンソーシアム久留米」を構成する久留米市内の高等教育機関 IR 関係者による「久留米 5 大学・高専 IR 合同会議」を、本学が発起人となり、平成 30(2018)年度から開始した。平成 30(2018)年度は本学、令和元(2019)年度は久留米大学において合同会議が開催された。【資料 6-2-21】 【資料 6-2-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-16】 久留米工業大学 IR 推進センター規程

【資料 6-2-17】 令和元年度企画会議議事録

【資料 6-2-18】 令和元年度教育改革推進委員会議事録

【資料 6-2-19】 令和元年度研究改革推進委員会議事録

【資料 6-2-20】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-2-21】 久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019

【資料 6-2-22】 久留米工業大学ファクトブック 2019

【資料 6-2-23】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学ホーム⇒教育・研究⇒IR 推進センター)

【資料 6-2-24】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学ホーム⇒新着情報⇒お知らせ 2018.12.25 掲載「久留米 5 大学・高専 IR 合同会議開催報告」)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・ IR 推進センターを中心に学生情報のビッグデータの収集・管理体制を確立し、学修環境や学生生活環境の改善に取り組んでいく。特に、IR 情報を活用し、多様な学生に対する学修支援の点検・評価項目を充実させることにより、学生の満足度を高め、教育の質保証のレベルの向上を図りたい。

・ 令和 2(2020)年 4 月に発足した AI 応用研究所と連携し、IR 推進センターが保有する多様なデータに対して AI 手法を用いた、より高度な分析を行うことにも取り組んでいく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

・ まず、3 つのポリシーを起点とする教育の質保証活動と、その結果に基づく、教育の改善の取り組みについて説明する。

・ 3 つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の活動は、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度毎の実施計画に沿って、自己点検・評価を実施することによって行われ、その結果は自己点検・評価委員会に報告される。教育の内部質保証の PDCA サイクルの詳細は、6-2-①に記したとおりである。【資料 6-3-1】

・ なお、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、「アセスメント・ポリシー」に定めており、IR 推進センターにおいて、各種データの分析がなされている。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

・ 学部においては、基準6-2-①に記したPDCAサイクルに沿って、3つのポリシーに基づく学修成果の検証及びその改善に取り組んでいる。平成30(2018)年度における検証結果

に関しては、平成31(2019)年1月の教育研究推進外部評価委員会において報告し、その結果、「専門分野の知識の修得」という面では、一定の学修成果を確認できたが、「批判的に考える能力」や「プレゼンテーション能力」「地域社会が直面する問題を理解する能力」等においては課題があり、改善の必要があることが確認された。それを受け、「2019年度実施計画」において「ポリシーに基づき、グローバルな視点で他者と協働し、課題解決ができる力を修得するためにアクティブ・ラーニングを取入れた教育プログラムの展開を検討する。」「アクティブ・ラーニングの推進のために必要な施策（アクティブ・ラーニング教室等学習環境の整備や外部講師を招聘しての研修会）の実施」の方針を盛り込み、「①アクティブ・ラーニングの活用等に取り組む授業科目については、シラバスにそれを明記する」「②アクティブ・ラーニング等のより一層の推進方策についてFD委員会にて検討の上、FD研修会にて実践事例報告会を開催」「③全学共通教育科目「地域の現状と課題」において、ディベートをベースにした授業の実施」などの改善に組織的に取り組んだ。それらの改善の取り組みを受けた学修成果の検証を行い、令和2(2020)年1月の教育研究推進外部評価委員会にて、「アクティブ・ラーニング型授業」の割合、「論理的思考力やコミュニケーション力」「地域やその課題に関する理解」の修得などにおいて一定の改善が確認されたことを報告した。【資料6-3-4】 【資料6-3-5】

【資料6-3-6】

・本学大学院においては、大学院研究科運営委員会にて「アセスメント・ポリシー」を定め、大学院研究科委員会にて周知を行い、大学院における3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づいた学修成果の評価及び改善を行っている。【資料6-3-2】 【資料6-3-7】

・「大学院ポートフォリオ」による学修活動状況調査を実施し、各教育課程の改善に活用している。【資料6-3-8】

・大学院における各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケートを検証し、科目の改善に活用している。【資料6-3-9】

・教育課程の改善及び科目の改善により、大学院生本位の教育への転換を進め、大学院の質の保証及び質の向上を図っている。

・続いて、大学全体のPDCAサイクルの仕組みに基づく、大学運営の改善・向上について説明する。

・平成27(2015)年度の前回の認証評価の受審において、「基準2. 学修と教授」の「2-1 学生の受入れ」について、以下の指摘を受けている。

【改善を要する点】

○建築・設備工学科において、収容定員充足率が0.7倍を下回っているので方策を検討するなど改善が必要である。

・上記の指摘事項については、企画会議を中心に、建築・設備工学科のカリキュラム改革、学生募集の強化等の対策の実施を推進した結果、改善が認められたとの評価をいただいた。

【資料6-3-10】 【資料6-3-11】

・入学定員に沿った適切な受け入れ数の維持については、基準2-1-③に記したように、各学科の適切な学生受入数を維持していくために、企画会議を中心に入学定員増について検

討を行い、令和元(2019)年度から大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に拡充した。

・大学全体としての収容定員充足率は、令和 2(2020)年度が 115%となっており、直近の 4 年間では、入学定員、収容定員ともに充足している。しかしながら、学科別にみると、定員未充足の学科と定員充足率の高い学科があり、今後も収容定員充足率に留意していく。

【資料 6-3-12】 【資料 6-3-13】

・以上のように、認証評価などの外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして企画会議を中心に据えた内部質保証が機能している。

【エビデンス集】

【資料 6-3-1】 令和 2 年度事業計画書

【資料 6-3-2】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-3-3】 久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019

【資料 6-3-4】 久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会規程

【資料 6-3-5】 平成 30 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

【資料 6-3-6】 令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

【資料 6-3-7】 2019 年度大学院研究科運営委員会議事録

【資料 6-3-8】 大学院ポートフォリオフォーマット

【資料 6-3-9】 2019 年度学生による授業評価アンケート用紙（大学院生）

【資料 6-3-10】 久留米工業大学 認証評価に対する改善報告書

【資料 6-3-11】 改善報告等に対する審査の結果について（通知）

【資料 6-3-12】 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 【データ編・基礎様式 2】
と同じ

【資料 6-3-13】 学部・学科別在学者数（過去 5 年間）【データ編・表 2-1】と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

・中期計画や年度毎の実施計画における適切な KPI（Key Performance Indicator）の設定による達成目標の数値化の推進を図り、自己点検・評価の精度向上を推進したい。また、自己点検・評価委員会において、実施計画の達成度の点検・評価に加え、各学科や各専攻、各委員会等に向けた改善事項を整理し、自己点検評価書への記載を行うことにより、PDCA サイクルに基づいた内部質保証の機能性を高めていきたい。

【基準 6 の自己評価】

・内部質保証に関する全学的な方針については、「内部質保証に関する基本方針」に定めており、内部質保証のための恒常的な組織体制は、「内部質保証システム体系図」に示したとおりである。内部質保証のための責任体制は、「内部質保証に関する基本方針」の第 2 条（責任と体制）に明記されており、本学の内部質保証に関する責任者は学長とし、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制を構築している。

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、上記の内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて実施している。本学では、中期計画「第 2 次前期実施計画

(2019年度～2021年度)」を策定し、更に、この中期計画に基づき、令和元年度(2019年度)の実施計画「2019年度事業計画書」を策定している。エビデンスに基づく自己点検・評価は、企画会議の指示により、自己点検・評価委員会が、年度毎に行っている。自己点検・評価報告書は、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイト「きつと見る」において教職員全員でその結果を共有している。

・本学では、平成28(2016)年度に「IR推進センター」を設置し、IR活動を行うための体制整備を図っている。IR推進センターは、学内データの一元化を推進し、種々のデータ分析を行っている。また、「久留米工業大学IR推進センター報告書」、「久留米工業大学ファクトブック」を毎年、発行している。

・3つのポリシーを起点とした内部質保証のPDCAサイクルに沿って、学修成果の検証及びその改善に取り組んでいる。平成30(2018)年度における検証結果に関しては、「2019年度事業計画書」において改善施策が盛り込まれ、一定の改善が確認された。大学全体の内部質保証のPDCAサイクルによる大学運営の改善としては、平成27(2015)年度の前回の認証評価の受審における指摘事項については、対策を実施した結果、改善が認められたとの評価をいただいた。また、入学定員に沿った適切な受け入れ数の維持のため、令和元(2019)年度から大学全体の入学定員を290名から320名に拡充した。

以上のことから、内部質保証の組織体制を整備し、自己点検・評価を適切に実施し、内部質保証の機能性を確保しており、基準6を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・地域連携

A-1 地域と連携して社会貢献活動をしているか

A-1-① 地域と連携した社会貢献活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 地域連携推進の組織整備

・本学では地域の企業や団体等と連携して、産業の創出・活性化、人材育成、小中学校の理科学教育支援等に寄与することを目的とした「地域連携センター」を設置している。更に産学官の連携による社会貢献を全学的に進めるために、平成 30(2018)年 12 月に学長をトップとする「産学官連携推進委員会」を設立し、組織充実に努めている。【資料 A-1-1】

2) 久留米工業大学地域連携推進協議会の設置

・産学官連携による地域産業の振興、地域の活性化を推進するため、平成 26 年(2014)年 3 月に、地域の企業や市役所、商工会議所等で構成する「久留米工業大学地域連携推進協議会」を立ち上げ、毎年総会及び講演会を開催している。会員数は現在 44 社となった。6 月に開催した総会後の講演会では本学の 2 名の教員による研究シーズの発表を行った。【資料 A-1-2】 【資料 A-1-3】

3) 産学官連携の推進

・大学シーズを広く広報し、企業や地域の問題解決に役立ててもらうために、研究シーズや研究内容、地域連携活動報告、機器備品紹介を掲載した地域連携センター報を令和元(2019)年度も発刊し、地域の企業に配布した。【資料 A-1-4】

・企業からの技術相談や技術指導を大学全体で進めるために、平成 31(2019)年 1 月に技術指導規程を設け、技術相談や技術指導、機器・設備利用申込書などの整備を行った。令和元(2019)年度は 10 件の技術相談があった。【資料 A-1-5】

・地場企業の支援をするために、久留米市ものづくり支援事業にやわらか製作所(株)とともに申請し採択された。【資料 A-1-6】

・新規・継続を含め、企業・自治体からの受託研究が 5 件、共同研究が 9 件進んでいる。【資料 A-1-6】

・自治体からの要請に応じて、各教員は専門の知識を活かした各種審議会や策定委員会の委員を務めている。【資料 A-1-7】

・自治体や各諸団体からの要望により、講演会の講師やシンポジウムのコーディネーターを務めている。【資料 A-1-8】

4) 高等教育コンソーシアム久留米

・本学は久留米地区の高等教育機関(3 大学・1 短大・1 高専)で構成する「高等教育コン

ソーシウム久留米」として、知の拠点づくりに貢献している。【資料 A-1-9】

・令和元(2019)年 11 月 23 日に高等教育コンソーシウム久留米でこども向けのイベントを担当し、プログラミングされたドローンの自動飛行を行った。【資料 A-1-10】

5) 市民向け公開講座

・地域から依頼を受けて開催している公開講座のほか、久留米市から依頼された市民公開講座も開催している。また、平成 28(2016)年度からは、より地域社会貢献を深めるため、従来のパソコン教室等とは趣向を変えた社会人向けの講座を秋季公開講座として開講している。令和元(2019)年度は交通機械工学科が担当し、11 月に地域の要望に即した公開講座 4 テーマを開講している。【資料 A-1-11】

6) 職業社会人向け公開講座

・平成 28(2016)年度に文科省認定の社会人向け職業実践力育成プログラム「Brush up program for professional」に応募した。内容は地域でニーズの高い機械設計技術者(3D CAD 等)の養成であり、平成 29(2017)年度から開講している。令和元(2019)年度は 60 時間のコースを開講し 2 名が受講した。【資料 A-1-12】

7) 小中学校向け公開講座

・毎年 7 月には小学生を対象とした「子どもキャンパス」で 10 講座を開講し親子 148 組が参加した。また、令和元(2019)年度は包括連携協定を結んでいる広川町の小学生を対象に 9 月に折り紙高層建築の作成を実施した。【資料 A-1-11】

・令和元(2019)年 8 月に久留米商工会議所主催の"久留米まちゼミ Kids"の一講座として、本学が包括連携協定を締結している筑後信用金庫本店で「お金と科学」をテーマにした「コラボゼミ」が開催され、お金に関するプログラミングについて講座を実施した。【資料 A-1-13】

・令和元(2019)年 10 月 25 日に久留米市内の保育園児向けにプログラミングしたドローンのデモンストレーションと、3D プリンタで作製した部品でコマを作るというイベントを本学で開催した。【資料 A-1-14】

8) 小中学校の理科教育支援

・近隣地域の小中高等学校等の理科離れを防ぎ理科教育を支援するために、理科教室や教員研修会を開催した。【資料 A-1-15】

9) 高校向け模擬授業

・本学では、小、中、高校向けの出張講義として 43 項目の講義を用意している。また「一日大学生」と称し高校生に大学教育を模擬体験してもらう活動を行っており、令和元(2019)年度は 3 校 152 名が参加した。【資料 A-1-16】 【資料 A-1-17】

10) 自治体・商工会議所との連携

・平成 28(2016)年度は地域自治体との連携も進んでおり、八女市、広川町、久留米商工会

議所との包括的連携協定を締結した。平成 30(2018)年度にはうきは市と筑後信用金庫との3者包括的連携協定を締結した。令和元(2019)年度は ASURA が久留米市田主丸支所及び地元商店連盟と連携して、商店街活性化のために「河童ワインガーデン」を開催し、新聞でも報道され好評であった。【資料 A-1-18】

・久留米市との連携内容(パートナー・モビリティ)は、IML を中心に実施中で、この成果がマスコミ各社にも掲載された。この研究は「平成 30 年度 私立大学研究ブランディング事業」に採択され、デモ走行を行っている。【資料 A-1-19】

・毎年 4 月には久留米商工会議所主催の「くるめ楽衆国祭まつり」に参加し小学生を対象に令和元(2019)年度はペットボトルを利用した顕微鏡作成講習会を実施している。【資料 A-1-20】

・広川町とは、久留米餅共同組合との会合を複数回実施し、施設見学や、織機の借用を行っている。平成 30(2018)年度から受託研究により学生を含めたプロジェクトが進行中である。【資料 A-1-21】

11) 産学交流会への参加

・平成 21(2009)年度から久留米広域商談会(久留米市、鳥栖市主催)、久留米・鳥栖産学官テクノ交流会(久留米市主催)等の産学官交流会に参加しており、産学交流会では社会連携活動のみでなく本学の研究成果も展示している。令和元(2019)度は研究ブランディング事業であるパートナーモビリティの展示を行った。【資料 A-1-22】

12) 金融機関との連携

・平成 29(2017)年度から金融機関との連携協定を勧め、現在までに筑後信用金庫、筑邦銀行、西日本シティ銀行との連携協定を締結した。筑後信用金庫との連携協定連携実施内容は、信用金庫職員による本学コーディネーター4名の委嘱、「社長のかばん持ち体験(平成 30(2018)年度から開始)」の実施である。特に学生が2日間企業や自治体のトップと行動をともし、経営者の考えや業務を身近に体験する「社長のかばん持ち体験」はそのユニークさから新聞やテレビでも取り上げられた。【資料 A-1-23】 【資料 A-1-24】 【資料 A-1-25】

13) 他大学や高専との連携

・平成 29(2017)年 6 月、久留米高専と「覚書」を締結した。内容は、教育、研究、施設利用等である。【資料 A-1-26】

・平成 29(2017)年 4 月の羽衣国際大学(大阪府堺市)と「包括的連携協力に関する協定」に基づき、教育分野では遠隔授業を2科目で実施し、ICT を利活用した教育プログラムについて検証を行った。研究分野では、教育プログラムの他、特別支援学校や高齢者施設と連携し、障がいを持った生徒のための ICT 技術を用いた学習支援や高齢者の生活習慣改善に関する共同研究を推進した。【資料 A-1-27】 【資料 A-1-28】

・平成 29(2017)年 5 月、神奈川工科大学(神奈川県厚木市)と「包括的連携協力に関する協定」を締結した。教育分野では、遠隔講義による連携を目指し、相互にネット環境の整備を進めている。また、研究分野では、精密加工に関する共同研究を実施している。【資

料 A-1-29】 【資料 A-1-30】

14) 施設の提供

・各講義室、体育館、運動場、ホール等を授業などに影響のない場合は、利用料金を定め、地域の団体等への利用に供している。また、学術情報センター図書館も規程を定め地域に開放している。【資料 A-1-31】 【資料 A-1-32】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 久留米工業大学産学官連携推進委員会規程

【資料 A-1-2】 久留米工業大学地域連携推進協議会会則

【資料 A-1-3】 久留米工業大学地域連携推進協議会案内文

【資料 A-1-4】 久留米工業大学地域連携センター報 2019

【資料 A-1-5】 久留米工業大学技術指導取扱規程、技術指導申込書、技術相談申込書

【資料 A-1-6】 共同研究・受託研究一覧

【資料 A-1-7】 自治体からの兼業依頼等

【資料 A-1-8】 講習会派遣依頼

【資料 A-1-9】 高等教育コンソーシアム久留米規約等

【資料 A-1-10】 高等教育コンソーシアム久留米市民講座案内

【資料 A-1-11】 公開講座開催一覧

【資料 A-1-12】 職業実践力育成プログラム資料

【資料 A-1-13】 久留米まちゼミ Kids 実施要項

【資料 A-1-14】 ものづくりこども未来プロジェクト掲載記事

【資料 A-1-15】 理科教育支援研究会プログラム

【資料 A-1-16】 出張講義テーマ

【資料 A-1-17】 一日大学生テーマ

【資料 A-1-18】 河童ワインガーデン掲載新聞記事

【資料 A-1-19】 私立大学研究ブランディング事業デモ走行新聞記事

【資料 A-1-20】 くるめ楽衆国まつり案内

【資料 A-1-21】 広川町との受託研究契約書

【資料 A-1-22】 テクノ交流会資料

【資料 A-1-23】 包括連携協定書（筑邦銀行、西日本シティ銀行、筑後信用金庫）

【資料 A-1-24】 委嘱状（筑後信用金庫）

【資料 A-1-25】 「社長のかばん持ち体験」資料（筑後信用金庫）

【資料 A-1-26】 久留米工業高等専門学校と久留米工業大学との連携・協力に関する覚書

【資料 A-1-27】 羽衣国際大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書

【資料 A-1-28】 羽衣国際大学との共同遠隔講義評価における論文

【資料 A-1-29】 神奈川工科大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書

【資料 A-1-30】 共同研究契約書（神奈川工科大学）

【資料 A-1-31】 久留米工業大学施設等使用規程

【資料 A-1-32】 久留米工業大学学術情報センター図書館利用規程

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・地域から頼りにされる大学となる事を目指し、社会貢献をより進めるために、平成 30(2018)年 2 月に学長をトップとする「産学官連携推進委員会」を設立した。今後は知財アドバイザーの配置等、組織の充実を図る予定である。また、平成 31(2019)年 1 月には技術相談の手続きや技術指導取扱規程を定め、全学で地域貢献に取り組む為の整備を行った。まだこれらは整備したばかりで実績が少ないが、令和 2(2020)年度から活動実績を増やしていく計画である。企業との共同研究に貢献できる「ものづくりセンター」は、金属加工を主とした工作機械に加えて、3 次元プリンタ、回流式大型風洞や仮想現実感表示装置(VR システム)などを設置しているが、今後は木材加工の整備も行っていく予定である。
- ・今後、地域での課題解決に向けて、地元企業との共同研究や技術指導に更に取り組み、地方創生に貢献していく。

【基準 A の自己評価】

・本学は、市民や自治体、企業等と積極的に連携し、地域で唯一の工学系大学としての人的・物的資源を活用しながら、地域の活性化に貢献している。特に、「ものづくりセンター」では、地域のニーズに応え試作品の提供や公開講座を通じたものづくり教育で地域へ貢献している。「地域連携推進室」では、企業ニーズと研究者シーズのコーディネートに努め、共同研究や技術指導へつなげる機能を果たしている。小中学生、高校生、社会人をそれぞれ対象とした公開講座を企画し、身近で親しみやすい地域に開かれた大学として、事業を展開している。

以上のことから、地域と連携した社会貢献活動を適切に行っており、基準 A を満たしていると判断する。

基準 B 国際交流

B-1 国際化の推進

B-1-① 国際交流事業の推進

(1) B-1-①の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学のグローバル化の取組みについては、平成 30(2018)年度から国際化推進委員会及びその下部組織として国際交流委員会が設置され、急速に進展するグローバル化に対応している。【資料 B-1-1】 【資料 B-1-2】

・国際化推進委員会では本学のグローバル化に関する方針を取り決め、それに基づいて国際交流委員会で具体的な検討と実務を行っている。

・本学が目指す大学像の一つとして、「グローバルな視点を持つものづくり産業人の育成」を謳っている。更に、本学では、グローバル化の取組みを明確にするため平成 30(2018)年度に「グローバル化ポリシー」を制定し、それに沿ってグローバル化の基本的な取組みを進めている。本学で制定した「グローバル化ポリシー」は以下のとおりである。この内容は大学ホームページに公表している。【資料 B-1-3】

久留米工業大学は、建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、海外の教育機関と提携し教育・学術交流を推進してきましたが、現在のグローバル化の進展を踏まえて、さらに一層、国際的な視野で教育・研究のグローバル化を推進します。

- (1) 工学分野の総合的な視点と知識を身につけ、国際社会において産業の発展に貢献できる技術者を育成します。
- (2) 海外の大学や研究機関等と協定し、人的交流、情報交換、共同研究を拡大充実させ、本学の教育・研究の進展を図ります。
- (3) アジアをはじめとする諸外国から優秀な留学生を積極的に受け入れます。
- (4) 広い視野と考え方をもって、国際社会で活躍する技術者を育成するため、海外の交流協定校をはじめとする海外の研究機関等に留学する学生を積極的に支援します。
- (5) 海外語学研修、海外インターンシップなどの教育プログラムを実施します。
- (6) 国際人として求められる英語でのコミュニケーション能力の向上を目指します。
- (7) 外国人留学生と日本人学生の異文化交流の促進を目指します。
- (8) グローバルな視点から近隣の地域住民、自治体、地元企業との連携を深め、外国人との交流の機会を設けます。

また、留学生が大学ホームページを英文で閲覧し易いように全面的に見直し、大学案内、大学のポリシー、入学案内などを公開している。【資料 B-1-4】

・海外大学との連携については、令和元(2019)年にモンゴル国の新モンゴル工科大学に 2 名の教員を派遣し、同大学の学生を対象に 1 週間の集中講義を行った。また、自動車整備用の実習教材等を同大学へ寄贈した。【資料 B-1-5】

・令和元(2019)年の夏季には、海外協定校である米国のセントラルワシントン大学におい

て短期語学研修を実施した。令和元年度は 12 名が参加し、約 20 日間にわたって ESL (English as a Second Language) の英語教員による授業が行われた他、大学周辺の地域住民との交流を図る目的で工場見学、施設見学、ホームビジット等を実施した。帰国後には、語学研修に参加した学生による報告会を開き、参加できなかった学生や教職員に研修内容や体験談を伝えた。【資料 B-1-6】 【資料 B-1-7】

・令和 2(2020)年度以降、新たにオーストラリア国のスインバーン工科大学とタイ国のラチャマンガラ工科大学において、短期の海外研修を実施する予定である。

・留学生の入学状況については、モンゴル国 1 名、中国 2 名、スリランカ国 2 名、インドネシア国 1 名 (3 年次編入) の合計 6 名であり、大学全体で留学生 18 名が在籍している。

【資料 B-1-8】

・外国人留学生の経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 B-1-9】

・留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成し、新入生及び在学学生に配布している。【資料 B-1-10】

・令和元(2019)年度の 2 月には留学生と本学の学生との懇談会を開催し、セントラルワシントン大学に短期語学研修に参加した学生の報告や留学生の意見交換等を行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 久留米工業大学国際化推進委員会規程

【資料 B-1-2】 久留米工業大学国際交流委員会規程

【資料 B-1-3】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒グローバル化ポリシー)

【資料 B-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒英語版ホームページ)

【資料 B-1-5】 新モンゴル工科大学特別講義案内

【資料 B-1-6】 セントラルワシントン大学短期海外語学研修 (案内)

【資料 B-1-7】 セントラルワシントン大学短期語学研修報告会 (案内)

【資料 B-1-8】 年度別留学生在籍状況一覧 (国別、学科・大学院・学年別)

【資料 B-1-9】 外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規

【資料 B-1-10】 久留米工業大学留学生ガイドブック

(3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

・外国人留学生に対する支援については、今後も継続して現状の分析を行い、改善と向上に努めていく必要がある。なお、国際交流関係は、新型コロナウイルス禍後は激変することが想定される。したがって、国際化推進委員会が中心となって、変化に対応できるサポート体制と PDCA サイクルを構築しなければならない。

【基準 B の自己評価】

・国際化推進委員会において策定されたグローバル化に関する方針のもと、国際交流委員会にてグローバル化の推進についての具体的な検討と実務が行われている。

- ・留学生の支援については、授業料等減免の経済支援や、学生課において生活環境面等の課題についてのフォローアップを適切に行うなど支援の充実に努めている。

以上のことから、国際交流事業の推進を適切に行っており、基準 B を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 研究ブランディング事業

・インテリジェント・モビリティ研究所が設立当初からリソースを集中し、自動車開発経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携で進めてきた「AI 対話型自動運転パーソナルモビリティシステム」の研究開発が、文部科学省の「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」に採択された。開学時から本学の強みである自動車工学に、人工知能や自動運転といった情報技術を組み合わせて福祉システムの変革を目指す研究であり、政府が推進する Society 5.0 とも正に合致する。本学は、高齢や障がいで移動に不安を抱える方々の社会参画を促し、能力を活かして生き活きと活躍できる社会の実現に貢献すべく、学長の強固なリーダーシップの下で全学が一丸となって取り組む。

・「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」は、文科省の都合で全ての採択案件が 5 年計画から 3 年計画に変更されているが、九州圏内の理工系私立大学では唯一の採択校となった本学は、これまでの取組実績と事業実現能力で高い評価と期待を受けている。事業 3 年目に当たる令和 2(2020)年度末を目標に先進モビリティを核とした新たな福祉サービスの枠組みを構築し、事業 5 年目の令和 4(2022)年度末には事業化への道筋を示す。本学は、先進モビリティ技術で全ての人々が笑顔で活躍できる社会 (Society5.0) の実現に誠実に取り組み、地域から誇りに思ってもらえる大学を目指す。

2. ものづくり実践教育

・本学では、「人間味豊かな産業人の育成」という建学の精神のもと、目指すべき大学像を示したビジョンの一つに「"ものづくり産業人を育成する"大学」を掲げている。その実現のため、ものづくり実践教育に取り組み、共通教育科目に「ものづくり実践プロジェクト」という科目を設置している。当科目は全学科で開講しており、各学科複数の教員が担当している。担当教員はそれぞれの専門性を活かしたものづくりをテーマに掲げ、学生は自らの興味や関心に基づき、学科の垣根を越えて自由にテーマを選択することができる。令和元(2019)年度のテーマとしては、「二足歩行ロボットの製作」、「学生フォーミュラ用ガソリンエンジンベンチの製作」「3D プリンタを使ったオリジナル造形物作製」等がある。

・また、令和元(2019)年度から共通教育科目「ものづくり基礎演習」を新たに開設することで、ものづくりセンターの工作機械や測定機器について学び、操作方法を身につける機会の充実を図り、より積極的に学生がものづくりに取り組んでいけるよう教育環境を整備した。

3. 学生の学びを支援する基幹教育センター

・本学では、多様な学修履歴を持つ学生を受け入れているため、入学時に数学・物理の基礎学力に不安を抱いたり、学修意欲に欠けたりする学生が存在する。基幹教育センターでは、センタースタッフ数名が初年次の物理・数学の授業を巡回し、学生の学修状況を把握、授業後の個別指導へと誘導している。また、授業担当者と連携し、試験や学修に関する調査を実施、分析することで、学生それぞれの学修困難状況にあわせた教育支援を可能にしている。これにより多くの学生が「自分の学び方」を身につけた。また、「主体性・多様性・協働性を有する人材を養成」するため、LC プロジェクト制度を実施し正課や専門に直接関係しない学びや学際的な学びの支援を通して「学生の主体な学び」を奨励している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「目的及び使命」を定め、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に「学部、学科、大学院、編入学定員及び収容定員」を定め、「本学において設置する学部、学科、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。」と明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に「修業年限及び在学年限」を定め、「本学学部の修業年限は 4 年とする。」と明記している。	3-1
第 88 条	○	学則第 25 条に「編入学」を定め、「第 3 条の規定により、本学に編入学を希望する者については、選考のうえ入学を許可する。」と明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条に「入学することのできる者」を定め、「本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学検定に合格した者とする。」と明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 42 条に「教職員」を定め、「本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員、事務職員及びその他の職員を置く。」と明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 43 条に「教授会」を定め、「本学に教授会を置く。」と明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 19 条に「課程修了の認定及び卒業」を定め、「学長は、卒業を認定した者に対して、別紙様式により学士(工学)の学位を授与する。」と明記している。	3-1
第 105 条	○	本学では、職業実践力育成プログラム(BP)を実施している。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条に「認証評価」を定め、自己点検・評価を実施している。	6-2
第 113 条	○	本学ウェブサイトにて教育情報を公表しており、研究については、2019 久留米工業大学研究報告を刊行している。 https://www.kurume-it.ac.jp/kenkyu/	3-2
第 114 条	○	学則第 42 条に「教職員」を定め、「本学に技術職員、事務職員及びその他の職員を置く。」と明記している。	4-1 4-3

久留米工業大学

第 122 条	○	学則第 25 条に「編入学」を定め、「第 3 条の規定により、本学に編入学を希望する者については、選考のうえ入学を許可する。」と明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 25 条に「編入学」を定め、「第 3 条の規定により、本学に編入学を希望する者については、選考のうえ入学を許可する。」と明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	適正に定め運用している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし。ただし、学籍、成績等については適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 51 条に「罰則」及び学則第 52 条「懲戒による退学」を定め、明記している。	4-1
第 28 条	○	学校法人久留米工業大学文書取扱規程に基づき遵守し、適正に管理及び保存している。	3-2
第 143 条	○	教授会の「代議員会」として学則第 59 条に「学科長会議」を定め「本学の教育研究及び管理運営に関する必要な事項を審議するため学科長会議を置く。」と明記している。ただし、学則第 43 条に「教授会」を定め、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与については審議している。	4-1
第 146 条	○	学則第 25 条に「編入学」、第 25 条の 2 に「転入学、転学科」及び第 26 条に「再入学」を定め、必要な事項については学長が定めると明記している。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 23 条に「入学することのできる者」を定め、明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 25 条に「編入学」を定め、明記している。	2-1
第 162 条	○	学則第 25 条に「編入学」を定め、明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条に「学年」及び第 6 条に「学期」を定め、明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	久留米工業大学科目等履修生規程第 9 条に「科目等履修生は履修した科目について、願い出により試験をうけることができる。この	3-1

久留米工業大学

		場合、本人の請求により当該科目の単位修得証明書を交付する。」と明記している。	
第 164 条	○	履修証明プログラム (120 時間) を開設し、募集内容等はホームページにて公表している。 (令和元 (2019) 年度の開講は 120 時間ではなく 60 時間のみ開講) https://www.kurume-it.ac.jp/shakai/course_certification.html	3-1
第 165 条の 2	○	学部及び大学院研究科ごとに 3 つのポリシーを定め大学ホームページ等で公表している。 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づき学修成果の評価を行い、その結果の集約・分析・共有を通して、3 つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで、教育の内部質保証を図っている。 https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条に「認証評価」を定め、明記している。久留米工業大学自己点検・評価委員会規程に定め適切に実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況を本学ウェブサイトで公表している。 https://www.kurume-it.ac.jp/kenkyu/	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 19 条に「課程修了の認定及び卒業」を定め、学位記の授与は学長が行っている。	3-1
第 178 条	○	学則第 25 条に「編入学」に定め、明記している。	2-1
第 186 条	○	学則第 25 条に「編入学」に定め、明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準とし、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に「目的及び使命」及び第 3 条の 2「教育研究の目的」を定め、明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学の可否の判定に関する入学試験判定委員会を設置して適切かつ公正な選抜を行っている。また、入試課を設置し、適正な体制で行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	教員と職員は、お互いの役割を果たしながら学生の支援を行っており、総合事務室に副学長及び学長政策顧問席を配置し、教職協働	2-2

久留米工業大学

		の中心となっている。また、各委員会の構成員においても教員と職員が規程により定められ、それぞれの立場から学生への支援を行っている。	
第 3 条	○	学則第 1 条に「目的と使命」及び学則第 41 条に「教職員」を定め、各学科は、教育研究上適正な規模であり、教員組織及び教員数も大学設置基準に則っており適正である。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に「学部、学科」を定め、工学部に 5 学科、機械システム工学科、交通機械工学科、建築・設備工学科、情報ネットワーク工学科及び教育創造工学科を設置している。	1-2
第 5 条	○	学則第 20 条に「資格の取得」及び第 21 条に「授業科目及び履修方法」を定め、教職課程を設けている。	1-2
第 6 条	○	学則第 54 条に「本学に学術情報センターを置く。」及び第 55 条に「研究所等」を定めている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	必要な教員組織を学科ごとに設置しており、教員数も大学設置基準に則っている。 職位は、教授、准教授、講師、助教を置いており、大学設置基準第 14 条から第 16 条に基づいた「教員選考に関する規程」の各資格を有したものが従事している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目(必修科目)は原則として准教授以上としている(但し、教育内容に応じ非常勤講師が担当する場合もあるが、その際は、准教授以上の専任教員が代表教員となり、成績評価の確定を行うようにしている。)	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	演習、実験、実習については助手、実務家教員、非常勤講師及び TA で補助を行っている。	3-2
第 11 条	—	教育研究上授業を担当しない教員は配置していない。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の教育研究に従事する専任教員を大学設置基準に則り配置している。	3-2 4-2
第 13 条	○	学部、学科の規模に応じて大学設置基準に則り、必要専任教員数の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格は、本法人の「久留米工業大学寄附行為」第 7 条、久留米工業大学役員候補者選考委員会内規に明記されており、本学の学長は、本規定に基づき理事会が選任している	4-1
第 14 条	○	久留米工業大学教員選考基準規程第 3 条に「教授の資格」を定め、採用及び昇任の時は、教員選考規程に従い、資格審査を行っている。	3-2 4-2
第 15 条	○	久留米工業大学教員選考基準規程第 4 条に「准教授の資格」を定め、採用及び昇任の際は、教員選考規程に従い、資格審査を行って	3-2 4-2

久留米工業大学

		いる。	
第 16 条	○	久留米工業大学教員選考基準規程第 5 条に「講師の資格」を定め、採用及び昇任の際は、教員選考規程に従い、資格審査を行っている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	久留米工業大学教員選考基準規程第 6 条に「助教の資格」を定めており、採用及び昇任の際は、教員選考規程に従い、資格審査を行っている。	3-2 4-2
第 17 条	○	久留米工業大学教員選考基準規程第 7 条に「助手の資格」を定め、採用及び昇任の際は、教員選考規程に従い、資格審査を行っている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に「収容定員」を定め、明記している。	2-1
第 19 条	○	学則第 9 条「開設授業科目及びその単位数」、学則第 11 条に「履修の方法」及び工学部履修規則第 2 条に「履修の原則」を定め、別表により明記している。 また、教育課程については、教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、「共通教育科目」、「専門教育科目」及び「総合教育科目」で構成している。	3-2
第 20 条	○	学則第 9 条に「開設授業科目及びその単位数」、学則第 11 条に「履修の方法」及び工学部履修規則第 2 条に「履修の原則」を定め、別表により明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 13 条に「単位」を定め、明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 8 条に「1 年間の授業期間」を定め、明記している。	3-2
第 23 条	○	学則第 6 条に「学期」を定め、学期を前期、後期の 2 期とし、それぞれの授業期間は 15 週としている。	3-2
第 24 条	○	履修学生人数が多い科目については、あらかじめクラスを分割して、適正な学生数になるようにしている。担当する教員は、一人の教員が複数クラスを担当する場合と複数の教員が分担して行う場合があるが、複数の教員が行う場合は、教育内容を都度打ち合わせ、クラスによって学生に不利益が生じないよう配慮している。	2-5
第 25 条	○	学則第 10 条に「授業の方法」を定め、明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 12 条の 2 に「成績評価基準等の明示」を定め、明記している。また、全教員へシラバスの作成を義務付けており、本学ウェブサイト(学生ポータルサイト)により明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 10 条の 2 に「教育内容等の改善のための組織的な研修等」を定め、FD 委員会規程に基づき研修を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。昼夜開講制は行っていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 14 条に「単位の授与及び認定」を定め、明記している。	3-1

久留米工業大学

第 27 条の 2	○	工学部履修規則第 4 条に「履修制限」で明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 14 条の 2 に「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」を定め、明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 14 条の 3 に「大学以外の教育施設等における学修」を定め、明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 14 条の 4 に「入学前の既修得単位等の認定」を定め、明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条に「科目等履修生」を定め、明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 18 条に「卒業の要件」を定め、明記している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	向野キャンパスを設置しており、教育にふさわしい環境を有している。「レストラン」、「ラウンジ」及び「テラス」等を設けている。	2-5
第 35 条	○	多目的に運動ができる第 1 グランド、第 2 グランド(野球場)及び体育館等を大学敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設に、大学設置基準第 36 条第 1 項から第 6 項までの施設を設けている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は、81,264 m ² を保有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、27,699 m ² 保有している。	2-5
第 38 条	○	大学設置基準第 38 条の要件を全て満たしている。	2-5
第 39 条	○	多数の実験、実習施設を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部、学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	パソコンが設置された情報演習室、実験室、プロジェクタ及び実験機械・器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	向野キャンパスに教育研究に支障のないように、必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究費を各学科、各専攻、センター及び研究所施設に配分している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学科名称は適当で、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則第 5 条に「職員及び職務」を定め、別表第 1 (組織図)・別表第 2 (分掌事務) に明記されている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行う部署として、学生課を設置している。 学則第 41 条に「教職員」を定め、適切に配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るため、キャリアサポートセンターを配置し、就職課と連携体制を整えている	2-3
第 42 条の 3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員の能力向上を目的に、毎年度の基本方針に基づき、SD、FD 研修会を実施	4-3

久留米工業大学

		している。	
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連係課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学部及び工学研究科における教育の連続性に配慮した教育課程は編制していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学部及び工学研究科における教育の連続性に配慮した教育課程は編制していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当なし。大学院大学の設置なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。新たな大学等、薬学課程を設置はしない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 19 条に「課程修了の認定及び卒業」を定め、明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 19 条に「課程修了の認定及び卒業」を定め、明記している。	3-1
第 13 条	○	学則に定め、改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	本法人の寄附行為、組織及び管理規則、服務規則等に定め適切な運営をしている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法に準じて適切な運営をしている。	5-1
第 33 条の 2	○	本法人の寄附行為第 40 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、明記している。	5-1
第 35 条	○	本法人の寄附行為第 6 条に「役員」を定め、明記している。	5-2

久留米工業大学

			5-3
第 35 条の 2	○	本法人の寄附行為第 20 条に「業務の決定の委任」を定め、明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	本法人の寄附行為第 19 条に「理事会」を定め、明記している。	5-2
第 37 条	○	本法人の寄附行為第 12 条から第 17 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	本法人の寄附行為第 7 条、第 8 条及び第 28 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	本法人の寄附行為第 8 条に「監事の選任」を定め、明記している。	5-2
第 40 条	○	本法人の寄附行為第 10 条に「役員補充」を定め、明記している。	5-2
第 41 条	○	本法人の寄附行為第 24 条に「評議員会」を定め、明記している。	5-3
第 42 条	○	本法人の寄附行為第 26 条に「諮問事項」を定め、明記している。	5-3
第 43 条	○	本法人の寄附行為第 27 条に「評議員会の意見具申等」を定め、明記している。	5-3
第 44 条	○	本法人の寄附行為第 28 条に「評議員の選任」を定め、明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	本法人の寄附行為第 18 条及び私立学校法に準じて適切な運営をしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	本法人の寄附行為第 18 条及び私立学校法に準じて適切な運営をしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	本法人の寄附行為第 18 条及び私立学校法に準じて適切な運営をしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	本法人の寄附行為第 48 条に「寄附行為の変更」を定め、明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画を定め適正に運営している。 本法人の寄附行為第 37 条に「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」を定め、明記している。 久留米工業大学自己点検・評価委員会規程に定め適切に実施している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	本法人の寄附行為第 39 条に「決算及び余剰金の処分等」を定め、明記している。	5-3
第 47 条	○	本法人の寄附行為第 40 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、明記している。	5-1
第 48 条	○	本法人の寄附行為第 42 条に「役員の報酬」を定め、明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	本法人の寄附行為第 44 条に「会計年度」を定め、明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	本法人の寄附行為第 41 条に「情報の公表」を定め、明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

久留米工業大学

	状況		基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に「目的」を定め、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条に「研究科」を定め、「本学大学院に工学研究科を置く。」と明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 18 条に「入学資格」を定め、「本学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。」と明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 18 条に「入学資格」を定め、明記しており、それらを証明できる書類等を提出させることにより、入学資格の確認を行っている。	2-1
第 156 条	—	該当なし。博士課程は設置していない。	2-1
第 157 条	—	該当なし。	2-1
第 158 条	—	該当なし。	2-1
第 159 条	—	該当なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準とし、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 6 条の 2 に「人材養成の目的」を定め、明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院研究科運営委員会において、入学の可否の判定に関する適切かつ公正な選抜を行っている。また、入試課を設置し、適正な体制で行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と職員は、お互いの役割を果たしながら学生の研究支援を行っており、総合事務室に副学長及び学長政策顧問席を配置し、教職協働の中心となっている。また、各委員会の構成員においても教員と職員が規程により定められ、それぞれの立場から学生への研究支援を組織的に行っている。	2-2

久留米工業大学

第2条	○	大学院学則第5条に「課程」を定め、「工学研究科に修士課程を置く。」と明記している。	1-2
第2条の2	—	該当なし。専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第3条	○	大学院学則第5条に「課程」を定め、「工学研究科に修士課程を置く。」と明記している。	1-2
第4条	—	該当なし。博士課程は設置していない。	1-2
第5条	○	大学院学則第4条に「研究科」を定め、「本学大学院に工学研究科を置く。」と明記している。	1-2
第6条	○	大学院学則第6条に「専攻」を定め、「エネルギーシステム工学専攻」「電子情報システム工学専攻」「自動車システム工学専攻」の3専攻を明記している。	1-2
第7条	○	工学研究科の基礎として工学部を設置し、その他研究所と連携し、適正に運営している。	1-2
第7条の2	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いている。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第34条に「教員組織」を定め、教育研究上の目的を達成するため、適正な教員配置を行っている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院担当教員選考規程第4条に「資格」を定めている。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は大学院学則第7条に定めている	2-1
第11条	○	大学院学則第10条で明示している。	3-2
第12条	○	大学院学則第34条で明示している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院履修規則第2条で明示している。	2-2 3-2
第14条	—	該当しない	3-2
第14条の2	○	大学院学則第13条の3で明示している。	3-1
第14条の3	○	FD委員会及びSD推進委員会にて、毎年研修会を計画・実施している。大学院学則第13条の2で明示している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第40条で明示している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第14条で明示している。	3-1

久留米工業大学

第 17 条	—	該当なし。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究し室、実験・実習室・演習室等を備え、学部と共用している。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備え、学部と共用している。	2-5
第 21 条	○	図書館において、必要な図書等の資料を揃え、学部と共用している。	2-5
第 22 条	○	研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費の確保、環境整備を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 6 条の 2 に定めている目的にあった名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	○	事務局に大学全体の事務を遂行するため、事務職員 56 名を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	SD 研修会を実施し、職員の能力向上に努めている。	4-3
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科、選考その他の組織を設けていない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。新たな大学院及び研究科の設置はしない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし。	6-2 6-3
第2条	—	該当なし。	1-2
第3条	—	該当なし。	3-1
第4条	—	該当なし。	3-2 4-2
第5条	—	該当なし。	3-2 4-2
第6条	—	該当なし。	3-2
第6条の2	—	該当なし。	3-2
第7条	—	該当なし。	2-5
第8条	—	該当なし。	2-2 3-2
第9条	—	該当なし。	2-2 3-2
第10条	—	該当なし。	3-1
第11条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし。	3-2
第13条	—	該当なし。	3-1
第14条	—	該当なし。	3-1
第15条	—	該当なし。	3-1
第16条	—	該当なし。	3-1
第17条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当なし。	2-1
第20条	—	該当なし。	2-1
第21条	—	該当なし。	3-1

久留米工業大学

第 22 条	—	該当なし。	3-1
第 23 条	—	該当なし。	3-1
第 24 条	—	該当なし。	3-1
第 25 条	—	該当なし。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 15 条に「学位及び学位の授与」を定め、明記している。	3-1
第 4 条	—	該当なし。博士課程を設置していない。	3-1
第 5 条	—	該当なし。学位の授与に係る審査への協力	3-1
第 12 条	—	該当なし。博士の授与機構	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1

久留米工業大学

第9条	—	該当なし。	3-2 4-2
第10条	—	該当なし。	2-5
第11条	—	該当なし。	2-5
第12条	—	該当なし。	2-2 3-2
第13条	—	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	学校法人久留米工業大学寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	久留米工業大学 2021 大学案内		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則		
	久留米工業大学学則、久留米工業大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2020 年度入学試験実施要項 2020 年度大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項・案内		
【資料 F-5】	学生便覧		
	2020 学生便覧		

久留米工業大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書(2019～2021 年度)、令和 2 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・アクセスマップ：大学ホームページキャンパス・交通案内 ・キャンパスマップ：大学ホームページキャンパス・交通案内	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人久留米工業大学規程集目次 久留米工業大学規則集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人久留米工業大学役員名簿 学校法人久留米工業大学令和元年度理事会・評議員会議事録及び開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 27 年度～令和元年度事業報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2020 シラバス、2020 シラバス（5 月 11 日現在）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	2020 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	大学の収容定員の増加に係る学則変更について 収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	久留米工業大学認証評価に対する改善報告書 改善報告等に対する審査の結果について（通知）	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など（電子データ又は紙媒体）	
	学校法人久留米工業大学規程集 久留米工業大学規則集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	久留米工業大学大学院学則第 6 条の 2（人材養成の目的）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-5】	久留米工業大学 2021 大学案内（20 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	2020 年度大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項・案内（1 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	「久工大だより」第 76 号（2 ページ）	
【資料 1-1-8】	2020 学生便覧（6 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ （大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）	
【資料 1-1-10】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ （大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）	【資料 1-1-9】と同じ

久留米工業大学

【資料 1-1-11】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ (学生生活⇒基幹教育センター)	
【資料 1-1-12】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒100号館 (テクノみらい館))	
【資料 1-1-13】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)	
【資料 1-1-14】	交通機械工学科学科紹介リーフレット	
【資料 1-1-15】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒ものづくりセンター)	
【資料 1-1-16】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp (大学案内⇒久留米工業大学 2021 年ビジョン)	
【資料 1-1-17】	学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)	【資料 F-6】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2019 年度学科長会議議事録	
【資料 1-2-2】	令和元年度理事会・評議員会議事録	
【資料 1-2-3】	久留米工業大学学則第 3 条の 2 (教育研究の目的)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	2020 学生便覧 (6 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-6】	久留米工業大学 2021 大学案内 (20 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	「久工大だより」第 76 号 (2 ページ)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-8】	学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-9】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のディプロマ・ポリシー)	
【資料 1-2-10】	久留米工業大学学則第 1 条 (目的及び使命)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-11】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のカリキュラム・ポリシー)	
【資料 1-2-12】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー)	
【資料 1-2-13】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のディプロマ・ポリシー)	
【資料 1-2-14】	久留米工業大学大学院学則第 2 条 (大学院目的)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-15】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー)	
【資料 1-2-16】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	久留米工業大学 2021 大学案内 (20 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2020 年度入学試験実施要項 (1～3 ページ)	【資料 F-4】と同じ

久留米工業大学

【資料 2-1-3】	2020 年度大学院工学研究科(修士課程)入学試験実施要項・案内 (1～2 ページ)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー)	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-1-5】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー)	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 2-1-6】	久留米工業大学入試委員会規程	
【資料 2-1-7】	久留米工業大学入学試験判定委員会規程	
【資料 2-1-8】	令和元年度新入生アンケート用紙・結果	
【資料 2-1-9】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程	
【資料 2-1-10】	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2	【データ編・共通基礎 様式 2】と同じ
【資料 2-1-11】	学部・学科別在学者数 (過去 5 年間)	【データ編・表 2-1】と 同じ
【資料 2-1-12】	研究科・専攻別在学者数 (過去 3 年間)	【データ編・表 2-2】と 同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2019 年度クラス担任一覧	
【資料 2-2-2】	久留米工業大学基幹教育センター規程	
【資料 2-2-3】	令和元年度 センターユーザー学生懇談会録	
【資料 2-2-4】	基幹教育センターニュース No.9～No.10	
【資料 2-2-5】	久留米工業大学基幹教育センター年報第 3 号	
【資料 2-2-6】	「入学前教育のご案内」	
【資料 2-2-7】	平成 31 年度新入生オリエンテーション日程表 (工学部・大学院・編入生)	
【資料 2-2-8】	久留米工業大学障がい学生支援のガイドライン	
【資料 2-2-9】	2019 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-10】	久留米工業大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-11】	TA 研修会開催案内	
【資料 2-2-12】	久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-13】	退学状況調査票	
【資料 2-2-14】	PC 必携化の案内(合格者配布用)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2020 学生便覧 (26～28、30、33～35、37、40、42、45～47、 49、54～56、58、61～63、66 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	2020 学生便覧 (26～27、33～34、45～46、54～55、61～62 ペ ージ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	久留米工業大学地域連携センター規程	
【資料 2-3-4】	久留米工業大学地域連携センター運営委員会規程	
【資料 2-3-5】	地域連携インターンシップ協力企業一覧	
【資料 2-3-6】	平成 31 年第 19 回学内合同企業説明会	
【資料 2-3-7】	夏季・春季インターンシップ説明会	
【資料 2-3-8】	令和元年度久留米市インターンシップ企業説明会要項	
【資料 2-3-9】	令和元年度久留米市合同会社説明会要項	
【資料 2-3-10】	平成 29 年度～令和元年度のインターンシップ実績	
【資料 2-3-11】	社長のかばん持ち体験募集要項	
【資料 2-3-12】	社長のかばん持ち体験報告会次第	
【資料 2-3-13】	社長のかばん持ち体験報告書	

久留米工業大学

【資料 2-3-14】	就職活動交通費支援制度案内	
【資料 2-3-15】	令和元年度 MOS 資格講座資料	
【資料 2-3-16】	令和元年度 TOEIC 資格講座資料	
【資料 2-3-17】	令和元年度資格取得支援一覧表	
【資料 2-3-18】	久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程	
【資料 2-3-19】	令和元年度進路指導年間スケジュール	
【資料 2-3-20】	令和元年度就業力実践演習計画	
【資料 2-3-21】	学生面談数（キャリアサポートセンター長対応）	
【資料 2-3-22】	キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター	
【資料 2-3-23】	カウンセリング予約表	
【資料 2-3-24】	令和元年度月別進学内定状況	
【資料 2-3-25】	平成 29 年度～令和元年度進学内定状況	
【資料 2-3-26】	平成 29 年度～令和元年度各学科就職先一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	久留米工業大学学生生活規程	
【資料 2-4-2】	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）	
【資料 2-4-3】	久留米工業大学学生厚生委員会規程	
【資料 2-4-4】	久留米工業大学奨学金規程	
【資料 2-4-5】	久留米工業大学奨学金に関する細則	
【資料 2-4-6】	久留米工業大学授業料減免に関する規程	
【資料 2-4-7】	久留米工業大学大学院特別奨学生規程	
【資料 2-4-8】	外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規	
【資料 2-4-9】	久留米工業大学学生寮規程	
【資料 2-4-10】	久留米工業大学学生寮に関する細則	
【資料 2-4-11】	久留米工業大学学友会会則	
【資料 2-4-12】	久留米工業大学学友会組織図	
【資料 2-4-13】	久留米工業大学学則第 56 条（福利厚生、補導施設）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-14】	久留米工業大学学生相談室規程	
【資料 2-4-15】	2019 年度学生相談室利用状況一覧	
【資料 2-4-16】	久留米工業大学医務室管理規程	
【資料 2-4-17】	2019 年度医務室利用状況一覧	
【資料 2-4-18】	2019 年度学生定期健康診断の実施について	
【資料 2-4-19】	令和元年度医務室ニュース	
【資料 2-4-20】	薬物乱用防止講習会実施計画（新入生オリエンテーション）	
【資料 2-4-21】	学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-22】	久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-4-23】	久留米工業大学ハラスメント相談室規程	
【資料 2-4-24】	久留米工業大学留学生ガイドブック	
【資料 2-4-25】	平成 31 年度新入生オリエンテーション日程表（編入生）	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-4-26】	久留米工業大学大学院学則第 8 条第 3 項（修業年限）	【資料 F-3】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	久留米工業大学 2021 大学案内（61 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-2】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp （大学案内⇒キャンパス・交通案内）	
【資料 2-5-3】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp （施設・設備⇒100 号館（テクノみらい館））	【資料 1-1-12】と同じ
【資料 2-5-4】	2020 学生便覧（205～223 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-5】	久留米工業大学ものづくりセンター施設利用規程	

久留米工業大学

【資料 2-5-6】	久留米工業大学体育館使用規程	
【資料 2-5-7】	久留米工業大学クラブハウス使用内規	
【資料 2-5-8】	交通機械工学科学科紹介リーフレット	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 2-5-9】	久留米工業大学学術情報センター運営委員会規程	
【資料 2-5-10】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒学術情報センター(情報館))	
【資料 2-5-11】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒学術情報センター(図書館))	
【資料 2-5-12】	久留米工業大学研究報告 No.42	
【資料 2-5-13】	大学ホームページ https://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒ものづくりセンター)	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 2-5-14】	2019 年度教室使用状況・受講者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果	
【資料 2-6-2】	久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則	
【資料 2-6-3】	令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録	
【資料 2-6-4】	2019 年度学生満足度調査アンケート用紙・結果	
【資料 2-6-5】	2019 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果	
【資料 2-6-6】	令和元年度教育改革推進委員会議事録	
【資料 2-6-7】	令和元年度保護者懇談会開催案内及びアンケート結果	
【資料 2-6-8】	学生総会要望書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-1-2】	2020 学生便覧 (15~17 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	2020 学生便覧 (26~69 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	2020 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	2020 年度学修の手引	
【資料 3-1-6】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒情報公開⇒学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準)	
【資料 3-1-7】	久留米工業大学学則第 14 条 (単位の授与及び認定)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	久留米工業大学工学部履修規則第 5 条 (卒業に必要な単位数)	
【資料 3-1-9】	久留米工業大学大学院学則第 13 条 (単位の認定、試験の時期及び学修の評価)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	久留米工業大学学則第 18 条 (卒業の要件)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	久留米工業大学大学院学則第 14 条 (課程の修了)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	久留米工業大学大学院履修規則第 8 条 (修士論文の提出)	
【資料 3-1-13】	久留米工業大学大学院履修規則第 9 条 (修士論文報告審査委員会)	
【資料 3-1-14】	久留米工業大学工学部履修規則第 12 条の 3 (修学指導及び退学勧告)	
【資料 3-1-15】	「成績の見方」各学科入学年毎	
3-2. 教育課程及び教授方法		

久留米工業大学

【資料 3-2-1】	久留米工業大学学則第 3 条の 2 (教育研究の目的)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-2】	2020 学生便覧 (9~15 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-2-4】	久留米工業大学大学院学則第 2 条 (大学院目的)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-5】	2020 学生便覧 (9~18 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	2020 学生便覧 (9~10 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス作成要領	
【資料 3-2-8】	2020 シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	2020 学生便覧 (26~27、33~34、45~46、54~55、61~62、132~136 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	2019 年度 FD 研修会一覧	
【資料 3-2-11】	ティーチング・ポートフォリオ作成要領	
【資料 3-2-12】	ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット	
【資料 3-2-13】	令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書	
【資料 3-2-14】	2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-2-15】	2019 年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート	
【資料 3-2-16】	2019 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制	
【資料 3-3-3】	令和元年度教育改革推進委員会議事録	
【資料 3-3-4】	久留米工業大学ファクトブック 2019	
【資料 3-3-5】	2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-6】	2019 年度学生満足度調査アンケート用紙・結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-7】	令和元年度新入生アンケート用紙・結果	【資料 2-1-8】と同じ
【資料 3-3-8】	2018 年度学修行動調査結果 (久留米工業大学ファクトブック 2019)	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-3-9】	2019 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-10】	2019 年度既卒生アンケート用紙・結果	
【資料 3-3-11】	2019 年度就職先企業に対するアンケート用紙・結果	
【資料 3-3-12】	2019 年度授業公開・アンケート実施日一覧、授業公開評価票	
【資料 3-3-13】	令和 2 年 FD 委員会議事録	
【資料 3-3-14】	令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録	
【資料 3-3-15】	教職員共有サイト「きつと見る」の資料	
【資料 3-3-16】	2020 年度学科長会議議事録	
【資料 3-3-17】	令和元年度ベストティーチャー賞一覧	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	久留米工業大学学則第 58 条 (企画会議)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	久留米工業大学企画会議規程	
【資料 4-1-3】	久留米工業大学学則第 59 条 (学科長会議)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	久留米工業大学学科長会議規程	
【資料 4-1-5】	久留米工業大学学則第 43 条 (教授会)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	久留米工業大学教授会規程	

久留米工業大学

【資料 4-1-7】	久留米工業大学大学院学則第 36 条（運営組織）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	久留米工業大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-9】	久留米工業大学教育改革推進委員会規程	
【資料 4-1-10】	久留米工業大学研究改革推進委員会規程	
【資料 4-1-11】	久留米工業大学産学官連携推進委員会規程	
【資料 4-1-12】	久留米工業大学国際化推進委員会規程	
【資料 4-1-13】	各種委員会一覧表	
【資料 4-1-14】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 14 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-15】	久留米工業大学学則第 41 条第 1 項（教職員）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-16】	久留米工業大学副学長規程	
【資料 4-1-17】	久留米工業大学学長補佐規程	
【資料 4-1-18】	久留米工業大学教務委員会規程	
【資料 4-1-19】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 4-1-20】	久留米工業大学 教学マネジメントに係る指針	
【資料 4-1-21】	久留米工業大学教学運営組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	久留米工業大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	久留米工業大学教員選考基準規程	
【資料 4-2-3】	久留米工業大学大学院担当教員選考規程	
【資料 4-2-4】	久留米工業大学教員評価規程	
【資料 4-2-5】	久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-6】	令和元年度 FD 委員会議事録	
【資料 4-2-7】	2019 年度 FD 研修会一覧	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-8】	久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-9】	2019 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-10】	2019 年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 4-2-11】	2019 年度授業公開・アンケート実施日一覧、授業公開評価票	【資料 3-3-12】と同じ
【資料 4-2-12】	ティーチング・ポートフォリオ作成要領	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-13】	ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 4-2-14】	2019 年度学外研修一覧	
【資料 4-2-15】	学外研修（Q-Links、カリキュラム設計等）	
【資料 4-2-16】	羽衣国際大学合同 FD 開催案内	
【資料 4-2-17】	神奈川工科大学合同 FD 開催案内	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	久留米工業大学 SD 推進委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 2 年度久留米工業大学における SD の実施方針・計画について	
【資料 4-3-3】	FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-3-4】	学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度	
【資料 4-3-5】	業務改善提案書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学長裁量経費による研究支援に関する資料	
【資料 4-4-2】	久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019（198 ページ）	
【資料 4-4-3】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ （施設・整備⇒インテリジェント・モビリティ研究所）	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 4-4-4】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ （大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業）	
【資料 4-4-5】	技術相談の対応について	

久留米工業大学

【資料 4-4-6】	久留米工業大学技術指導取扱規程	
【資料 4-4-7】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (施設・整備⇒AI 応用研究所)	
【資料 4-4-8】	久留米工業大学行動規範	
【資料 4-4-9】	久留米工業大学コンプライアンス規程	
【資料 4-4-10】	久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程	
【資料 4-4-11】	公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画	
【資料 4-4-12】	研究費等の管理・運営に係る責任体系	
【資料 4-4-13】	久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル	
【資料 4-4-14】	久留米工業大学研究倫理規程	
【資料 4-4-15】	久留米工業大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-16】	FD・SD 研修会資料	
【資料 4-4-17】	産学連携についての目標・計画	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	2020 学生便覧（6 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-4】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 1 学校法人久留米工業大学組織図	
【資料 5-1-6】	学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-7】	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-8】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-9】	学校法人久留米工業大学契約事務規程	
【資料 5-1-10】	学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程	【資料 2-4-21】と同じ
【資料 5-1-11】	久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程	【資料 2-4-22】と同じ
【資料 5-1-12】	久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程	
【資料 5-1-13】	ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 5-1-14】	ハラスメント行為になり得る言動の例	
【資料 5-1-15】	久留米工業大学ハラスメント相談室規程	【資料 2-4-23】と同じ
【資料 5-1-16】	久留米工業大学ハラスメント相談員	
【資料 5-1-17】	学校法人久留米工業大学個人情報保護規程	
【資料 5-1-18】	久留米工業大学個人情報取扱い細則	
【資料 5-1-19】	学校法人久留米工業大学危機管理規則	
【資料 5-1-20】	久留米工業大学危機管理規程	
【資料 5-1-21】	久留米工業大学安全衛生管理委員会規程	
【資料 5-1-22】	「SAFETY GUIDE 安全の手引き」	
【資料 5-1-23】	「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人久留米工業大学理事会規則	
【資料 5-2-2】	学校法人久留米工業大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則	
【資料 5-2-4】	学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規	

久留米工業大学

【資料 5-2-5】	学校法人久留米工業大学常任理事会規則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 20 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人久留米工業大学理事会規則第 6 条の 3	【資料 5-2-1】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人久留米工業大学常任理事会規則第 2 条	【資料 5-2-5】と同じ
【資料 5-3-5】	久留米工業大学教授会規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 5-3-6】	久留米工業大学企画会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-7】	久留米工業大学学科長会議規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-3-8】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 5-3-9】	久留米工業大学大学院研究科委員会規程	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則	
【資料 5-3-11】	久留米工業大学役付職員内規	
【資料 5-3-12】	業務改善提案集計	
【資料 5-3-13】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 26 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-14】	学校法人久留米工業大学監事監査規則	
【資料 5-3-15】	学校法人久留米工業大学監事監査実施基準	
【資料 5-3-16】	学校法人久留米工業大学内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	令和元年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	令和 2 年度予算書 (理事会資料)	
【資料 5-5-2】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人久留米工業大学経理規則	
【資料 5-5-4】	学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則	
【資料 5-5-5】	学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則	
【資料 5-5-6】	学校法人久留米工業大学契約事務規程	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-5-7】	学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程	
【資料 5-5-8】	学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程	
【資料 5-5-9】	学校法人久留米工業大学監事監査規則	【資料 5-3-14】と同じ
【資料 5-5-10】	学校法人久留米工業大学監事監査実施基準	【資料 5-3-15】と同じ
【資料 5-5-11】	学校法人久留米工業大学内部監査規程	【資料 5-3-16】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	久留米工業大学学則第 2 条 (認証評価)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	久留米工業大学大学院学則第 3 条 (認証評価)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	久留米工業大学内部質保証に関する基本方針	
【資料 6-1-4】	久留米工業大学内部質保証システム体系図	
【資料 6-1-5】	久留米工業大学企画会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 6-1-6】	久留米工業大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-7】	令和元年度久留米工業大学自己点検評価書	
【資料 6-1-8】	久留米工業大学教育改革推進委員会規程	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-1-9】	久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会規程	

久留米工業大学

【資料 6-1-10】	令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書	【資料 3-2-13】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	久留米工業大学 2021 年ビジョン	
【資料 6-2-2】	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-3】	2019 年度事業計画書	
【資料 6-2-4】	久留米工業大学内部質保証システム体系図	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-5】	令和元年度自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-6】	令和 2 年度自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-7】	令和元年度久留米工業大学自己点検評価書	【資料 6-1-8】と同じ
【資料 6-2-8】	第 2 次実施計画 2019 年度実施計画の評価について	
【資料 6-2-9】	令和元年度企画会議議事録	
【資料 6-2-10】	令和 2 年度企画会議議事録	
【資料 6-2-11】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-12】	令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 6-2-13】	令和 2 年度教授会議議事録	
【資料 6-2-14】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学評価)	
【資料 6-2-15】	教職員共有サイト「きっと見る」の資料	
【資料 6-2-16】	久留米工業大学 IR 推進センター規程	
【資料 6-2-17】	令和元年度企画会議議事録	
【資料 6-2-18】	令和元年度教育改革推進委員会議事録	
【資料 6-2-19】	令和元年度研究改革推進委員会議事録	
【資料 6-2-20】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-2-21】	久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 6-2-22】	久留米工業大学ファクトブック 2019	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-2-23】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学ホーム⇒教育・研究⇒IR 推進センター)	
【資料 6-2-24】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学ホーム⇒新着情報⇒お知らせ 2018.12.25 掲載「久留米 5 大学・高専 IR 合同会議開催報告」)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-2】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-3】	久留米工業大学 IR 推進センター報告書 2019	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 6-3-4】	久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会規程	【資料 6-1-11】と同じ
【資料 6-3-5】	平成 30 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書	
【資料 6-3-6】	令和元年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 6-3-7】	2019 年度大学院研究科運営委員会議事録	
【資料 6-3-8】	大学院ポートフォリオフォーマット	
【資料 6-3-9】	2019 年度学生による授業評価アンケート用紙 (大学院生)	
【資料 6-3-10】	久留米工業大学 認証評価に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-11】	改善報告等に対する審査の結果について (通知)	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-12】	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2	【データ編・共通基礎様式 2】と同じ

久留米工業大学

【資料 6-3-13】	学部・学科別在学者数（過去 5 年間）	【データ編・表 2-1】と同じ
-------------	---------------------	-----------------

基準 A. 社会貢献・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域と連携して社会貢献活動をしているか		
【資料 A-1-1】	久留米工業大学産学官連携推進委員会規程	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 A-1-2】	久留米工業大学地域連携推進協議会会則	
【資料 A-1-3】	久留米工業大学地域連携推進協議会案内文	
【資料 A-1-4】	久留米工業大学地域連携センター報 2019	
【資料 A-1-5】	久留米工業大学技術指導取扱規程、技術指導申込書、技術相談申込書	
【資料 A-1-6】	共同研究・受託研究一覧	
【資料 A-1-7】	自治体からの兼業依頼等	
【資料 A-1-8】	講習会派遣依頼	
【資料 A-1-9】	高等教育コンソーシアム久留米規約等	
【資料 A-1-10】	高等教育コンソーシアム久留米市民講座案内	
【資料 A-1-11】	公開講座開催一覧	
【資料 A-1-12】	職業実践力育成プログラム資料	
【資料 A-1-13】	久留米まちゼミ Kids 実施要項	
【資料 A-1-14】	ものづくりこども未来プロジェクト掲載記事	
【資料 A-1-15】	理科教育支援研究会プログラム	
【資料 A-1-16】	出張講義テーマ	
【資料 A-1-17】	一日大学生テーマ	
【資料 A-1-18】	河童ワインガーデン掲載新聞記事	
【資料 A-1-19】	私立大学研究ブランディング事業デモ走行新聞記事	
【資料 A-1-20】	くるめ楽衆国祭案内	
【資料 A-1-21】	広川町との受託研究契約書	
【資料 A-1-22】	テクノ交流会資料	
【資料 A-1-23】	包括連携協定書（筑邦銀行、西日本シティ銀行、筑後信用金庫）	
【資料 A-1-24】	委嘱状（筑後信用金庫）	
【資料 A-1-25】	「社長のかばん持ち体験」資料（筑後信用金庫）	
【資料 A-1-26】	久留米工業高等専門学校と久留米工業大学との連携・協力に関する覚書	
【資料 A-1-27】	羽衣国際大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-28】	羽衣国際大学との共同遠隔講義評価における論文	
【資料 A-1-29】	神奈川工科大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-30】	共同研究契約書（神奈川工科大学）	
【資料 A-1-31】	久留米工業大学施設等使用規程	
【資料 A-1-32】	久留米工業大学学術情報センター図書館利用規程	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際化の推進		
【資料 B-1-1】	久留米工業大学国際化推進委員会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 B-1-2】	久留米工業大学国際交流委員会規程	
【資料 B-1-3】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/	

久留米工業大学

	(大学案内⇒グローバル化ポリシー)	
【資料 B-1-4】	大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒英語版ホームページ)	
【資料 B-1-5】	新モンゴル工科大学特別講義案内	
【資料 B-1-6】	セントラルワシントン大学短期海外語学研修 (案内)	
【資料 B-1-7】	セントラルワシントン大学短期語学研修報告会 (案内)	
【資料 B-1-8】	年度別留学生在籍状況一覧 (国別、学科・大学院・学年別)	
【資料 B-1-9】	外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規	【資料 2-4-8】 と同じ
【資料 B-1-10】	久留米工業大学留学生ガイドブック	【資料 2-4-24】 と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。